

平成15年第4回（12月）定例会

# 東伊豆町議会会議録

平成15年12月15日開会

平成15年12月17日閉会

東伊豆町議会

## 平成15年第4回東伊豆町議会定例会会議録目次

### 12月15日(第1号)

出席議員.....	5
欠席議員.....	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	5
職務のため出席した者の職氏名.....	6
議事日程.....	6
開会の宣告.....	7
議会運営委員長の報告.....	7
開議の宣告.....	8
議事日程の報告.....	8
会議録署名議員の指名.....	8
会期の決定.....	8
諸般の報告.....	9
町長の行政報告.....	9
一般質問.....	14
八代善行君.....	14
山本鉄太郎君.....	24
鈴木勉君.....	32
山田直志君.....	46
散会の宣告.....	72

### 12月16日(第2号)

出席議員.....	73
欠席議員.....	73
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	73
職務のため出席した者の職氏名.....	74
議事日程.....	74
開議の宣告.....	75
議事日程の報告.....	75
一般質問.....	75

内 山 恒 昭 君.....	75
飯 田 龍 一 君.....	87
居 山 信 子 君.....	107
議案第 7 6 号 東伊豆町風力発電事業基金条例の制定について.....	130
議案第 7 7 号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 一部を改正する条例について.....	139
議案第 7 8 号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約につい て.....	141
議案第 7 9 号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する 規約について.....	141
散会の宣告.....	144
12月17日(第3号)	
出席議員.....	145
欠席議員.....	145
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	145
職務のため出席した者の職氏名.....	146
議事日程.....	146
開議の宣告.....	147
議事日程の報告.....	147
議案第 8 0 号 平成15年度東伊豆町一般会計補正予算(第6号)について.....	147
議案第 8 1 号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について.....	159
議案第 8 2 号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)につ いて.....	162
議案第 8 3 号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算(第2号)に ついて.....	167
議案第 8 4 号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第1号) について.....	170
議案第 8 5 号 平成15年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)について.....	173
同意案第 1 0 号 東伊豆町固定資産評価員の選任について同意を求める件について.....	178
陳情・要望書の審査について.....	179

平成15年度第一常任委員会研修視察報告について.....	180
平成15年度第二常任委員会研修視察報告について.....	181
第二常任委員会の閉会中の所管事務調査申出書について.....	181
議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について.....	182
閉会の宣告.....	182
署名議員.....	183

# 平成15年第4回東伊豆町議会定例会（第1号）

平成15年12月15日午前10時開会

## 出席議員（12名）

1番	飯田龍一君	2番	森田礼治君
3番	西村弘佐君	5番	関野博君
6番	鈴木勉君	7番	山本鉄太郎君
8番	八代善行君	10番	太田長八君
11番	居山信子君	12番	定居利子君
13番	山田直志君	14番	内山恒昭君

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	片野武君	助役	太田俊彦君
収入役	渡辺富夫君	教育長	石井建三郎君
総務課長	村木脩君	企画調整課長兼防災監	太田英明君
税務課長	西川真人君	収納課長	楠山節雄君
農林水産課長兼農業委員会事務局長	稲葉忠明君	建設課長	小澤正幸君
観光商工課長	山本幸雄君	消防長	金田弘道君
教育委員会事務局長	鈴木清司君	住民課長	山田嘉之君
福祉介護課長	村木重男君	健康づくり課長	鈴木希美雄君
国体室長	鈴木新一君	水道課長	田中輝知君

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 加 藤 悟 君 書 記 石 井 尚 徳 君  
事務局長

書 記 山 田 よし子 君

議 事 日 程 ( 第 1 日 )

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長の行政報告

日程第 5 一般質問

1 . 8 番 八 代 善 行 君

1 ) ユニバーサルデザインサミット開催について

2 ) 町の新しい事業構想について

2 . 7 番 山 本 鉄 太 郎 君

1 ) エコ通勤について

2 ) 収納課の成果について

3 ) 青少年の主張にあった稲中生徒のプロジェクト・について

3 . 6 番 鈴 木 勉 君

1 ) 東海地震にそなえた防災システムは

2 ) 奨学金制度改革について

4 . 1 3 番 山 田 直 志 君

1 ) 予算編成について ( 1 )

2 ) 予算編成について ( 2 )

3 ) 経済の活性化について

4 ) 有線放送の活用について

## 開会の宣告

議長（太田長八君） 平成15年東伊豆町議会第4回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

年末を控え、大変お忙しい中、議員各位におかれましては御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、天地異変等が予測されたひつじ年でありましたが、部分的にはあったものの一応平穩にあと2週間余りで明けようとしております。本年2月に住民投票の結果を受け、合併をしないで単独で魅力あるまちづくりに向けて歩み出し、新しい年を迎えようとしておりますしかしながら、依然として景気の回復は見込めない状況や、国の三位一体の改革等に伴い、平成16年度の予算編成においても、非常に厳しい財政状況の中で苦慮していると伺っており従来にも増して行財政改革の推進と、地方交付税以外の自主財源、依存財源の確保、さらには累積した税滞納額の収納率向上に、町当局と一丸となって議会も取り組まなければと感じております。

議員各位におかれましても、現状を十分御理解の上、今まで以上に町全般における議決に加わる資格を有する者として、その重要な職責を全うされますことと、今定例議会に提案されます諸議案等十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げます開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成15年東伊豆町議会第4回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（午前10時00分）

---

## 議会運営委員長の報告

議長（太田長八君） 議会運営委員長の報告を求めます。

7番（山本鉄太郎君） 議会運営委員会より、平成15年4回定例会の運営について御報告いたします。

まず、本定例会には7名の議員の方々より一般質問が通告されております。一般質問の趣旨をよく御理解され、円滑に質疑、答弁がなされますよう御協力をお願いいたします。

次に、お手元に配付されております陳情・要望書一覧表の案件の審査につきましては、議長が諸般の報告で申し上げますが、それぞれ担当委員会に付託し審査を行い、委員長報告を求めます。

委員長報告の内容については、意見書案等に関する審議が日程として予定されておりますので、御理解をお願いいたします。

提出案件といたしましては、条例の制定1件、条例の一部改正1件、一部事務組合等の規約の改正2件、補正予算6件、人事案件1件、常任委員会研修視察報告2件、常任委員会付託に関する委員長報告2件の審議が予定されております。

以上の内容を踏まえて、本定例会の会期につきましては、予備日を含め本日より12月18日までの4日間とさせていただきます。

最後になりますが、議会運営委員会の所管事務調査につきましては、議会運営に関すること、会議規則、委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上3点を閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議員各位におかれましては、活発なる御審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

以上です。

---

#### 開議の宣告

議長（太田長八君） これより直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付いたしたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（太田長八君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、6番、鈴木勉さん、14番、内山恒昭さんを指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（太田長八君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの4日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、会期は4日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

議長（太田長八君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る11月20日に東京の日本武道館において、全国議長会が開催され出席いたしました。大会における内容等につきましては、議員控室に置いてありますので、参考までにごらんいただきたいと思ひます。

また、12月1日付で、賀茂地区交通災害共済組合管理者より、11月末日までの事業概況報告がされております。内容を配付してありますので、参考までに御確認お願いいたします。加入率が低下をいたしているようですので、議員各位におかれましては、加入についての積極的な推進に御尽力いただきたいと思ひます。

次に、12月3日、4日には町長とともに名古屋中部地方道路整備局、東京の国土交通省本省に出向き、伊豆縦貫自動車道建設促進陳情を実施してきたところであります。

なお、現在までの進捗状況と今後の方針については、資料をお手元に配付してありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

最後になりますが、第3回定例議会以降本日までに受理いたしました陳情・要望書につきましては、お手元に配付してあります陳情・要望書一覧表のとおりであります。この審査につきましては、それぞれ担当常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

---

### 日程第4 町長の行政報告

議長（太田長八君） 日程第4 町長より行政報告をいたします。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） おはようございます。行政報告をさせていただきます。

平成15年第4回議会定例会が開催されるに当たり、ごあいさつを兼ね行政諸般の報告をさせていただきます、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

12月も半ばとなり、今年もあと残り少なくなってまいりましたが、国際情勢は混沌としているイラク復興問題や自衛隊派遣問題など国際協調のはざまの中、日本の立場も厳しい局面を迎えているところでございます。

国内に目を向けますと、日本経済は回復傾向にあるものの、株価の不安定な動きや個人消費の伸び悩みなど不安材料はありますが、先行きを注意深く見ていきたいと思っております。

また、国は三位一体の改革の方向性を年末までに出すということで検討をしておりますが具体的なものは一向に見えてこないのが現実であります。交付税や補助金の削減など、地方

にとっては厳しい内容のものばかりが聞こえてまいります。全国市町村長会や全国知事会においても、中身の無い地方への負担ばかり押しつけている三位一体論には、今後も注意深く見守っていく姿勢を打ち出しておるところであります。

町内においては、依然厳しい経済状況の中、当町における基盤産業である観光産業は、最盛期と言える夏休みの季節に冷夏、長雨による災害の影響で宿泊客の落ち込みが大変厳しく個々の企業努力だけではいかんともしがたく、予断を許さない状況であることは言うまでもございません。この7月に収納課をつくり、徴収に努力をしている矢先の災害で非常に厳しい状況下にあることを御理解いただき、今定例会に固定資産税の滞納繰越分の減額補正措置をとらせていただきたく提出させていただきましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

このような背景から、固定資産税の収納率の落ち込みは解消されないものの、町県民税を中心に現年分並びに滞納繰越分を合わせた全体の収納率は、前年対比で0.32%とやや上向いてはおりますが、なお一層の努力を重ねてまいりたいと思います。

収納課、税務課職員は11月に東京方面への徴収を実施したほか、京浜方面へも予定をしており、今後も職員一丸となって引き続き100人体制の徴収を実施し、収納率の向上と税の公平さを維持するために努力していく所存でございます。地方自治体を取り巻く極めて厳しい環境の中で、新たな視点からこの町を見直していくため設置いたしました地域づくり推進委員会が10月6日に発足をし、小さくても特色あるまちづくりの実現のための意見を求めたところであります。11月20日には第2回の委員会が開催され、活発な意見交換がされていることですので、今後のまちづくりの指針となるものと大いに期待をしているところであります。

また、外部からこの町を見たとき、ここに住みなれた私たちには思いもよらない発想が示されることが数多くあることから、新たな角度からまちづくりを考えるため、日本大学の先生方の御協力をいただきまして、8つのテーマから構成された「時空をつなぐエコスパイラル東伊豆」構想案が取りまとめられましたので、11月16日にアスト会館において「まちづくりワークショップ」を開催し、構想案の紹介と意見交換を行いました。初めての試みでもあり、参加者も最初は戸惑いざみでありましたが、次第に活発な論議がなされ、構想案に理解が深められるとともに、再考すべき問題点も示されたものと思います。

現在の国庫補助事業採択の傾向は、民意を取り入れた構想を重視しており、このようなワークショップは構想の実現化に非常に有効な方法であり、今後も来年の1月15日と2月21日にワークショップを予定しておりますので、ぜひ積極的な参加をお願いいたします。

さらに、庁内におきましても、職員によるプロジェクトを発足し、体験型施設としての温

泉熱を利用した製塩所の復元、水源井戸の湧水を活用した東伊豆ブランドの名水開発、まちづくりにおけるアスト会館本館の拠点活用構想等について、調査研究を命じたところでありますが、プロジェクトの活動の第一歩として、11月17日に松崎町の三浦製塩と戸田村の戸田塩を視察いたしました。いずれの施設も温泉熱利用ではありませんが、製造過程を実際に見ることで大いに参考となったところであります。

次に、風力発電事業の状況ですが、工事は順調に進み、町内外から風車の姿を見ることができるようになりました。12月5日から試運転を始めましたが、これにより発電した電力の売電を開始いたしました。今後、試運転による最終調整を加え、来る12月25日に工事竣工式を挙行し、本格的な運用を開始する予定となっております。

次に、去る10月10日に、アスト会館「スポーツ棟」の介護予防拠点施設が1億円の国庫補助事業として完成し、議員各位には完成式典に御出席賜りありがとうございました。現在、この施設においてプールとアリーナを利用した介護予防事業として、「10の健康教室」を開催し、教室参加者 305名の方々が利用しております。

主な教室の内容を申し上げますと、ひざ痛・背中・腰痛予防水泳教室、水中リラクゼーション教室、健康水泳教室及び水中セルフケア教室等を10時から15時まで実施しているところであります。また、15時以降から20時30分まで一般開放をしており、現在まで 800余名の方が健康増進のため利用されておりますので、ぜひ未利用の町民の皆様も一度足をお運びになっていただき、健康づくりに対する御理解を深めていただきたいと思いますところでございます。

今後は、介護保険事業の対象者である40歳以上の皆様の健康を、トータル的に管理する健康カルテを作成し、そのデータを基礎に体力づくりを行うための健康教室や指導員の育成などを行い、町民が寝たきりにならず、健康で生きがいのある人生を送れるような方法を確立していく所存でございます。また、去る11月29日には、健康福祉センターにおいて、健康福祉ふれあい広場が開催され、お子様から高齢者まで、幅広い町民の御来場をいただき、ふれあい交流の中で健康と福祉についての認識を大いに深めていただくことができたと思っております。御協力をいただきましたらボランティア等関係者の皆様、並びに御来場くださいました町民各位に厚く御礼を申し上げます。

次に、福祉関係ですが、去る9月28日、稲取小学校体育館において、614人の出席をいただき敬老会を開催いたしましたところでございます。今年は、新たな試みとして演芸については芸人への委託を取りやめ、子供よさ恋踊り、熱川温泉道灌太鼓、稲取温泉どん太鼓、稲取芸者衆、カラオケ等手づくりの演芸会といたしました。今後は、参加者のニーズ等を把握しよりよい敬老会のあり方を探っていきたいと思っております。

次に、観光施策といたしましては、秋の行楽シーズンには、各種の誘客イベント等を実施してまいりましたが、特に本年度は初の試みとして、去る11月1日に天城森林管理署の御協力をいただき、天城国有林内を舞台として「樹齢1000年の森の巨人を求めて」をキャッチフレーズに、100名を限定して「神秘の奥天城ウォーキング」へ、神奈川及び東京圏域を中心に146名の参加をいただきました。

当日は、伊豆では珍しい色鮮やかな紅葉を鑑賞しながらシラヌタの大杉や千手観音をほうふつさせる通称お化け杉等、天城国有林ならではの自然の芸術を目の当たりにして、参加者から驚きの声が多く上がるとともに、町民ボランティアの皆さんの御協力によるキンメダ伊のみそ汁サービスも大好評でしたので、来年度も宿泊客の増加を伴うウォーキング計画を推進してまいりたいと考えております。

さらに、今年の「秋の花めぐりバスツアー」は、当町と河津町内を1泊2日の行程で、第1回目を11月15、16日に、第2回目を同じく11月23日、24日にそれぞれ実施し、延べ70人の観光客が町内の観光施設めぐりに参加をしていただき、好評を得ることができました。これからの観光ニーズに合わせた新しい観光資源の掘り起こしを模索していきたいと思っております。

これから予定している観光誘客イベントといたしましては、12月24日に恒例となりました熱川クリスマス花火大会が、新年には当町の一大イベントになりました雛のつるし飾り祭りと河津さくら祭り、大川温泉のヤブ椿祭り等が開催されますので、多くの観光客の来町を期待しているところであります。行政といたしましては、基幹産業であります観光産業の活性化を図るべく、観光客誘致に取り組んでまいり所存でございます。

次に、7月4日の集中豪雨災害並びに8月14日からの大雨災害につきましての復旧事業は建設課の濁川の2本を残し、すべての工事発注を終了し、速やかな復旧に向け工事を進めておるところでございます。また、4次査定の濁川の2本につきましても年度内発注を目指し鋭意作業を進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、消防関係でございますが、消防団の静岡県消防査閲大会が去る11月22日に、袋井市の静岡スタジアムエコパで開催され、当町消防団の第7分団が小型ポンプ操法の部に出場いたしました。惜しくも入賞を果たせませんでした。消防団員を初め応援をいただきました関係の皆様には厚く御礼を申し上げます。

消防団の日ごろの訓練は、大会の成績云々ではなく、有事のときに町民の生命、財産を守るという消防本来の任務を遂行するための基本となるべきものであります。消防団の皆様には、今後も訓練を重ねて万全の備えをお願いする次第でございます。

これから火災の多い季節となりますが、町民の皆様におかれましても、火の取り扱いには

十分注意をされ、火災予防に御協力を賜りたいと存じます。

次に、教育関係でございますが、日本各地で幼児虐待、児童拉致等子供に関する痛ましいニュースが毎日のように報道されており、このような事件が都会だけということではなく、今や全国的な広がりを見せていることに心配をいたしているところでございます。子供たちの問題は、教育委員会だけの問題としてとらえるのではなく、当町の将来を背負っていく子供たちを守り育てるという意識を持って、学校はもとより父兄や地域、関係機関の連携しての危機管理体制が不可欠と思われれます。ぜひとも当町から痛ましい事件、事故が発生しないよう、関係機関等と情報連絡を密にして、予防対策を行っていきたいと考えております。

また、恒例となりました静岡県市町村駅伝が12月6日に行われ、中学生男子6区で稲取中学校の渡辺墨君が区間賞を取るなどの活躍により、26位と昨年を上回る好成績を残しております。

次に、水道関係の現況につきまして報告をいたします。

水道会計の経営は、第3回議会の定例会の際に大変厳しい状況が続き、8月後半の天候回復による水需要の増加を期待している旨の御報告を申し上げましたが、ホテル等の倒産の影響も大きく、上水道におきましては4月から10月までのいわゆる第4期までの有収水量は、前年同期と比較いたしまして約18万立方メートル減少しております。

簡易水道におきましても、第4期分までの有収水量は、前年同期とほぼ変わらない状況でございますので、これからの観光イベントによる観光客の増加に期待を寄せているところでございます。また、7月4日の集中豪雨による大川浄水場取水施設の災害復旧工事は、11月13日に入札を行い、来年の3月5日までの工期により復旧工事を行っております。

最後になりましたが、10月26日から29日まで、町立体育センターで開催されましたNEWわかふじ国体レスリング協議会は、高円宮妃殿下の御臨席を仰ぎ、第58回大会にして静岡県が初めて競技別天皇杯を獲得というすばらしい結果もあり、成功のうちに終了することができ、日本レスリング協会からも高い評価をいただいたところでございます。

また、地元選手が3名出場したこともあり、多くの町民の皆様が会場に駆けつけてくださり、稲取高校の後藤選手が優勝という快挙もあり、大変盛り上がったところでございます。

会場正面入り口でカウントいたしました大会期間中の選手、役員以外の延べ入場者数は2万115人を数え、競技会場、無料休憩所とも終日大変なにぎわいで、ボランティアの方と運営担当者が協力して、お客様に明るく接する様子を見ることができました。このような対応が、マスコミにすばらしい大会と言わしめたことではなかろうかと思えます。感動と多くの思い出を残したNEWわかふじ国体に、さまざまな形で参加いただきました皆様に、心から感謝を申し上げる次第でございます。また、町民の皆様と行政が一体となった、これからの

まちづくりのテーマである協働が実現できた大会でもあったと思います。

今後とも厳しい財政運営が続きますが、人に優しい、環境に優しいまちづくりのため、皆様の絶大なる御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、年の瀬が迫り、何かとお忙しい折、日増しに寒さも厳しくなりますが、町民並びに議員各位におかれましては、健康に十分御留意の上、よき新年を迎えられますよう心から祈念いたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 日程第5 一般質問

議長（太田長八君） 日程第5 一般質問を行います。

この場合、質問には1問ごと答弁いたします。

なお、全問にわたって質問するか、全問にわたって答弁を求めるかは、質問者の意向によるものといたしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

また、質問回数は1問につき3回となっておりますので、御協力ください。

---

#### 八代善行君

議長（太田長八君） 8番、八代善行さんの第1問、ユニバーサルデザインサミット開催についてを許します。

8番、八代善行さん。

（8番 八代善行君登壇）

8番（八代善行君） おはようございます。

今定例会に私は2問通告してあります。1問ずつよろしく願いいたします。

1問目、ユニバーサルデザインサミット開催について。

東伊豆町は社会教育において、男女共同参画社会の実現に向けたPTAや婦人学級など、日本でいち早く取り入れた歴史的な教育背景を持っており、現在も学校教育の中で、人権教育というテーマで共生社会の実現に向けた教育が積極的に行われております。日本でも初めて実施された2001年のユニバーサルランから、住む人や訪れる人に優しいまちづくりに向けたユニバーサルウォークが、商工会の主催でその年の11月25日に実施されました。今年の1月19日には住民フォーラムが開催され、住民100余名が参加して、ユニバーサルウォークの報告や優しいまちづくりのための提案書が発表され、学校教育でもユニバーサル体験を通して支え合う行政社会のあり方を理解することができたと、ユニバーサルランを契機に、中学生たちはさまざまな活動を考え行動しております。

2002年10月には稲取中学で県の公開授業が実施され、「ユニバーサルラン」というテーマで授業が展開されました。また、2003年には稲取中学の鈴木君が子供県議会で発表をした、弱い人を助ける心のユニバーサルデザインの大切さを県内に広く示し、また10月には熱川中学校の稲葉さんが、県中学人権作文コンテストで「共生社会への第一歩」が最優秀賞に選ばれました。こうした流れの中にあって、教育長もユニバーサルデザインの大切さを県内に広く示したことは大変喜ばしいことであり、子供たちに浸透していることは貴重な財産に課するとしております。

町長の標榜する人にやさしい、環境にやさしいまちづくりの取り組みとして、言葉だけのユニバーサルデザインではなく、生きた教材の実践例として、県内外にもっとアピールすべきであり、サミットの開催は大きな力強い社会効果として、町の発展につながると考えておりますが、このサミットの開催予定について、やるのかやらないのか伺いたいと思います。答弁につきましては、教育長並びに町長にお願いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 質問者は、教育長と私ということですから、まず事務的な要素がございますから、教育長の方から答弁をして、その後に私が答弁をいたします。

教育長（石井建三郎君） 八代善行議員の1問目の質問、ユニバーサルデザインサミット開催についてお答えいたします。

この質問につきましては、9月定例会でも質問をされ再度の質問であります。そのときに答弁をしてありますように、ユニバーサルデザインサミットとなりますと、小中学生を対象にしただけの問題ではないと思います。ユニバーサルデザインの理念を町全体が理解してそれぞれ身近なことから実践することが大切だと考えております。私としましては、幼、小中学校や社会教育で心のユニバーサルデザインをより一層推進するため、できることから考えて実践していきたいと思っております。

したがって、私の立場で御指摘のサミットをやるやらないの判断はできませんが、今後関係者や関係団体等とも相談しながら、研究していきたいと思っております。

以上です。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

（午前10時25分）

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

（午前10時26分）

---

8番（八代善行君） 私は、このユニバーサルデザインサミットについての理由がいろいろありまして、やはり教育問題だけではなく、本当にまちづくりの中にユニバーサルデザインというのは、いろいろな分野で生きています。今の町長の行政報告を聞いた中でも町の事業、また、さまざまなこれからの事業についても、この理念というのは生きており、これからも生かされているのではないかと思いますけれども、日本で初めて行われましたユニバーサルクロスカントリーを通して、いろいろ町で、町がリーダーシップをとって、もっと県外にアピールすることが幾らでもあるのではないかと、幾つか提案理由として申しますので、町長の答弁をよろしくお願いいたします。

文部科学省の提唱する21世紀に向けた男女共同参画社会と、学校教育のあり方と役割についてということでもありますけれども、今後の展望と提案としてさまざまなことが考えられます。一つは、ユニバーサルスポーツの普及はさまざまな人々の健康づくりを推進するということでもあります。少子・高齢化社会が進んでいる現代社会において、ユニラン、また東京新宿で行われましたユニバーサル駅伝が全国各地で普及することにより、高齢者や障害者の自立支援につながり、だれもが気楽にジョギングや散歩を楽しみ、すべての人々の健康意欲を高め、生活習慣病の予防や寝たきり防止にもつながり、増え続けている国の医療費の削減につながるのではないかと、ということでもあります。

2番目に、行政、NPO、企業、住民の協働したユニバーサルスポーツイベントの普及は新しい活動システムとなり、それぞれのノウハウを生かしたまちづくりに発展するという理由もあります。これまでの社会が縦割り社会であり、社会貢献活動やスポーツ文化においても横のネットワークを生かすことができないバリアが今まで存在してありました。協働のユニバーサルスポーツイベントはこのバリアを除去し、安心、安全といった質の高いまちづくりに大きく貢献することができると思います。UD活動は、新しいまちづくりができるということでもあります。

3番目に、全国でスポーツ指導者有資格者の活動の場が広がるということもあります。うちの町にも皆さん知っているように、体育協会を核に地域のスポーツ振興をする人、また指導員の方々が言っております。さまざまなスポーツ分野でUDスポーツ指導者、スポーツプログラマーとしてのマインドやスキルを習得し、各地域でユニバーサルスポーツ指導者の登録バンク制度をつくるなど、すべての人々のスポーツだけではなく、健康づくりやスポーツ参加者に対応できることにより、これまでの元気な人のための指導者から、さまざまな人々

を元気にさせる指導者となり、社会のニーズに対応した新しいスポーツ有資格者の活動の場も広がっていくのではないかとすることも考えられます。

4点目に、将来、運動やスポーツ、リハビリ、介護の現場に携わる大学のスポーツ、専門学校、リハビリテーション専門学校、介護福祉専門、また専攻学生の研修の現場としても活用できるのではないかとございます。また、今後全国各地で開催されるユニバーサルのなスポーツイベントは、研修カリキュラムとしても提案できるものであります。

5番目に、こうした中で21世紀の学校教育における男女共同参画社会の実現に向けた、新しい生涯学習の教材とも成り得るものではないでしょうか。1990年に生涯学習の振興のための推進体制等の整備に関する法律が制定されました。このころから、ボランティアの活動が全国的にクローズアップされてきております。また、平成12年、2003年には人権教育及び人権啓発の推進に関する法律も制定されました。2001年から2003年まで東伊豆町においては、3回実施されたユニバーサルランは県の学校教育で人権教育と大きなテーマとし、男女平等という視点だけにとどまらず、例えば国際化の進展に伴う他民族の文化に対する理解、国内においても、自己と他者の相互理解を深める人権教育の場となりました。

今後、各地に広がるであろうユニバーサルスポーツイベントは、さらに人間と自然との調和と交流といったより包括的、総合的な共生、共存という視点を持った生涯学習や、新しいまちづくりの取り組みとして、新しい生きた教材へと発展していくことが期待できると思います。こういう理由から、町長にユニバーサルサミットについてどのような進め方なり、どのようにしたらできるのかということをお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

町長（片野 武君） 再度のお尋ねですので、議員はユニバーサルラン、ユニバーサルスポーツイベントということで限定をしているようですが、行政といたしましてはやはりそれだけではなく、バリアフリー化とか、あるいは町全体のUDというものを視野に入れた中の施策をしていかなければならない。こういう中で、ごく限られたスポーツイベント云々ということで、サミットというのはいかがかなと、こういうふうに思います。

今現在、私も承知しておりますのは、新宿区の外山公園でやっておりますユニバーサル駅伝、これは健常者と障害を持った方が、ともにタスキをつなぐという駅伝でございます。それとうちの町で前からやっているユニバーサルラン、こういうものがあります。そういう中で、じゃ、新宿区と当町で1区1町でサミットということを提唱されるのか、あるいはまだまだほかにそういったことでトップ同士が話し合っ、これからのUDをどうするかという問題が生じた場合には、当然そこにサミットという問題はあろうと思います。

しかし、今、狭い意味のユニバーサルスポーツイベントというだけのことで、果たしてそ

れではどうかということになりますと、まだまだつづしていかなければならない問題が多々あると思っています。それと、やはり今商工会がユニバーサルデザイン、バリアフリーのまちづくりということで住民フォーラムが、また来年の1月22日に開催をされます。去年は1月21日にやりました。そういう中で、その経緯等を見ながら、町としてはやはり1つの分野だけではなく、総合的なユニバーサルデザインという中での立場というものがありますからそういう面で今後提案をしていく問題も、そういうサミットがもし開かれた場合に、そのスポーツイベントだけではなくて、まちづくり全体に対するUDの考え方、そういうものを商工会等のそういうある程度の方向性というものを見ながら、そういう中での検討をしてまいりたいと、こういうふう考えております。

8番（八代善行君） 今、ユニバーサルランに関しては、いろいろなことが多かったと思いますけれども、やはり町長が就任したときに、人にやさしい、環境にやさしいまちづくりだということで、本当に県のUD活動の推進とともに、タイムリーな政策というか、タイムリーであったのではないかなと思いますけれども、ユニバーサルクロスカントリーについては、うちの町がどちらかといえば発祥地でもあります。また、これについてはスポーツ館においても、ユニランという新しいスポーツ用語が今全国にイベントを通しながら普及されているときでもあります。

このユニランという新しいスポーツ用語が認知されつつあると思いますけれども、このユニラン効果から、やはりユニバーサルデザインの効果として、スポーツからまちづくりへうちの町は発展してきております。これは、先ほど言いましたやはり人にやさしい、環境にやさしいという町長の取り組みを通して商工会や町の学校教育の現場で、新しいまちづくりとして活動が続いてきていると思います。また、このユニバーサルデザイン、UD効果というのは、やはり一つの大きなハード的なものをつくって、一時的な町の経済効果ということではなくて、やはり社会効果というものが、これから地域の経済効果をつくっていくのではないかと。それには、先ほど町長の行政報告にもありましたけれども、このUD効果というのは各所で見られておると思います。

なぜサミットを\_\_\_急ぐわけではありませんけれども、うちの町の取り組みがちょうど3年、4年目に来ておまして、これはただの一過性のユニバーサルデザインの取り組みではなく、スポーツ、教育を通した中でのストーリー性があるということ、また、うちの事業の風力発電事業、また、介護予防拠点施設、またグリーンツーリズムの推進など、まだまだユニバーサルデザインというものは、スポーツだけでなく、こういう中にも幅広く理念が生きていることに気づくと思いますけれども、こういう中でトップ会談といえますと、やはり大変多忙な市長を1カ所に集めてやるということは大変難しいことだと思いますけれども、あと

2点ほど町長に知らせておいて、また質問をさせていただきたいと思います。

実は、町長も知っていますように、うちの町も毎年新宿区の外山公園で行われていますユニランからヒントを得て、ピポ・ユニバーサル駅伝というのが東京のど真ん中で開催されています。それには毎年うちの商工会初め町からも協賛という形で、共同の一つとして一緒にやられていますけれども、第2回の新宿外山公園のピポ・ユニバーサル駅伝へ行ってまいりまして、そのときに新宿区長の中山弘子区長、また市原市長の佐久間隆義市長が来られまして、そのときの「開催に寄せて」ということで文がありますから、それをちょっと参考に読ませていただきます。

「第2回ピポ・ユニバーサルミニ駅伝開催に寄せて。

新宿区長、中山弘子。

私は、区長就任以来、あらゆる機会をとらえて区民の皆様方に、多くの個人や団体に、お互いに多様性を認め合い、それぞれが力と知恵を出し合う共生・共同の地域社会づくりを目指すと訴え続けてきております。今日、このようにNPOの皆様方がみずから企画コーディネートし、多くのボランティア、区民、皆様方の御協力と各企業、行政の後援、協賛により実施するユニバーサルミニ駅伝の姿には、これからのまちづくりの方向性を見る思いがいたしました。ユニバーサルラン、ユニバーサルミニ駅伝を通して、NPOの皆様方が掲げる心のユニバーサルデザインの趣旨が着実に広まり、これからの地域社会づくりに欠かせないものであると期待しております」。これは新宿区長の話であります。

また、市原市の佐久間市長の感想ですが、「ユニバーサルスポーツ、来年3月には市原市で」ということで言っております。「昨年11月、NPOの皆さんの努力と熱意で開催された世界初の試み、ピポ・ユニバーサルミニ駅伝はまさに輝かしい東伊豆町のミニランから発信されたユニバーサルスポーツイベントの幕あけでした。互いの違いを認め合い、障害、年齢性別、国籍に分け隔てなく一緒にスポーツを楽しむ、ピポ・ユニバーサルミニ駅伝は、国内はもちろんのこと海外に情報発信され、国際的な評価を得たとも聞いております。

今年6月、市原市長に就任しました。現在、新生市原のまちづくりに向けて全力を尽くす毎日です。「笑顔が好き、あなたが好き、この町が好き」、これを合言葉にすべての人が生きがいを持って、地域とともに暮らすことのできる共生社会の実現を目指しています。

NPOのコンセプトである心のユニバーサルデザインは、まさに地域で支え合うこれからのまちづくりの方向性を示すものです。来年3月には市民、企業、行政が協働して、元気な市原を発信すべく、市原市でもユニラン、ユニバーサルスポーツの開催を予定しています」

こういう両市の首長からの、ユニバーサルランを通してまちづくりをするんだということがあるんですけれども、やはりうちの町と、この新宿区長、また市原市の市長においても、

ユニラン、そういうスポーツを通して、まちづくりの方向性というものを何か見つけたというか、これからそれを通してやっていくということに、また新しいまちづくりについての何かを期待するというか、今まで考えも及ばなかった新しい社会のつくり方というものがあるのではないかと、2人の話を聞いて思ったのです。

ですから、私はこういう市町間のやはりトップ同士が、このスポーツを通して始まったんですけれども、これからはスポーツだけではなくいろいろな形のまちづくりというものを、これを一つの突破口として話し合っ、お互いの町についての意見交換をするということがまた新しいまちづくりの姿がとって見えるではないかと思ます。

そういうことで、ユニバーサルデザインサミットの開催をお願いしているわけですが、ちょっと長くなりましたが、すぐとは言いませんけれども、町長にお願いして、何とかやっていただければと思ます。よろしくお願ひいたします。

町長（片野 武君） 大分長くいろいろな御説明をされました。大体承知はしてあります。そういう中で、うちの町は新宿区や市原市にない中学生による人権教育ということで、先ほど議員もそういったことを述べておりましたし、一歩進んでいるわけですよ。そういう面では、心のUDというものを十分中学生は理解されていますし、先ほど私は行政報告で申し上げました、第58回NEWわかふじ国体の中で、やはりあれだけのボランティアの皆さんが本当にボランティア活動としてやって、その結果、訪れた人が大変感銘を受けて帰られた。こういうことでやはり心のユニバーサルデザインといいますが、そういうものが根底にあるというふうに私自身は理解をしておりますし、そういったことで、ほかの2つの団体よりも、はるかにうちの町は進んでいると、こういうふうに自負もしているわけでございます。

そして、先ほども申しましたように、商工会でもバリアフリーを中心とした、あるいは商工会サイドから見た町全体のユニバーサルデザインをどうするかという問題の今検討もされているということで、もう何年も実施されているわけですから、それに町の職員なんかと一緒に加わってそういったことをやっていますし、職員自体は、去年はNPOの代表をお招きして来ていただいて、UDに対する基本的な考え方の講演をいただいた。

また、今年は静岡県のユニバーサルデザイン室の鈴木室長をお迎えして、またUDに対する講演もして、それぞれの職員もユニバーサルデザインというものはどういうものであるかということは十分理解をしておる、こういう現況であります。

そういう中で、議員再三おっしゃいますので、ランとかそういったスポーツだけではなく総体的なものを、それぞれがそれぞれの立場の自治体である程度のものが積み上げたときにさらに発展させるためにサミットというものが必要であればやぶさかではありませんし、そ

ういう場合は開催は私の方から呼びかけもいたしますけれども、まだまだほかの団体がそこまでいっていないという現状の中で、私どもは両方出すだけという形のもので果たしているのかというようなことも考えますもので、もうしばらく誠意を見ながら、それで来るべきときがあれば当然サミットというものも考えていくと、こういうことでぜひ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 次に、第2問、町の新しい事業構想についてを許します。

8番（八代善行君） 2問目を伺います。町の新しい事業構想について。

アスト会館の運営、風力発電事業、中山間地域総合整備事業と奈良本農村公園の運営、グリーンツーリズム推進の中にあって、町長は新しい事業構想を発表しているが、計画規模、実施予定について伺うものであります。よろしく願いいたします。

町長（片野 武君） それでは、八代議員の第2問、町の新しい事業構想についてお答えをいたします。

先ほどの行政報告でも申し上げましたが、現下の厳しい行財政環境及び住民投票の結果による単独の続行に対応するためには、小さくても特色あるまちづくりを積極的に推進することが極めて重要と考えております。地域づくり推進委員会の発足や、製塩、名水、アスト会館活用のプロジェクトもその一環としてのものであります。御質問は11月16日のまちづくりワークショップにおいて示された、日大の先生方からの「時空をつなぐエコスパイラル東伊豆」という構想案についてのことと思います。

都合により、ワークショップに参加できなかった方々もおりますので、概要を申し上げます。

まちづくりを検討する上で大切なことは、それぞれの資源がお互いに関連し合い、相乗的に発展することが重要と考えております。つまり循環性の確保が求められることとなり、そのためには拠点となるものが必要となります。ワークショップで紹介いたしました「時空をつなぐエコスパイラル東伊豆」は、その名のとおり課題となっております、アスト会館本管を循環型まちづくりの拠点施設として活用するための構想案であります。御質問にある施策は、すべてこの循環型まちづくりの構想の核となる資源であります。

構想案の策定に協力をいただいております先生方は、大変勢力的に行動される方々で、私も何度か調査活動に動向をいたしました。私もどには思いも寄らない発想をすると感じたところであり、興味深い内容が示されております。

この構想案は、8つのテーマから構成されているもので、各テーマエリアにおいて資源活用のための新たな施設整備も予想されますが、財政事情からも依存財源の確保は図れる、補助事業の最多が得られないと実現は難しいものであります。

現在の補助事業の採択要員で重要視されているのは、ワークショップの開催であり、意見交換により民意が反映できるためと思われます。今後も何度かワークショップを開催する予定ですので、ぜひ積極的に参加をしていただき、みんなでまちづくりを行っていききたいと思います。また、アスト会館本館の運営につきましても、構想案の動向もあると思いますが、運営にあたって、どうしても方向性を定めていきたい事項について、アスト会館運営委員会に意見を求め、検討を図ってまいりたいと考えております。構想の基本的考え方は、現在推進しております各施策を関連化していくことでもありますので、現段階で計画規模や実施時期については、明言いたしかねますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

8番（八代善行君） 町長、確かに今の事業、また新しい事業は行政報告にありましたが、やはり本当に悪くはないと思いますけれども、余り利益が上がるものかなとも思います。ただ、今心配しているのは、今までの事業、またこれからの事業につきましても、やはり自己資金というものが、国の補助、助成はあるにしても、自己資金というものがやはり必要だと思えます。町の経済事情を見てみると、それなりに試算をしていると思いますけれども、こんなにいろいろ始めていいものなのか。もう少し時間を置いてということもありますけれども、町長、それなりに慎重にかかわっているということはわかります。

ただ、僕も風力発電につきまして、やはりこれから心配するというのは電力の自由化という問題を視野に入れたときに、じゃ、どのくらいまでの売電価格で、そのようなことをどのように予測しているのか。

それと、あと一つは地域性の把握という中で、やはり国、県によるこの電力について制度化、国の制度化というものがやはり今後この事業を進めていくには、重要な一つの課題ではないかなと思います。この制度化について、やはり国の方の今後の見通しというものは、うちの町が風力についてはこれだけ事業を始めていますから、どのような情報があるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

以上です。

町長（片野 武君） 「時空をつなぐエコビレッジ東伊豆」というのは、皆さんにもこういうのが行っていると思うんですが、これはあくまでも構想ですから、これ全部やるなんていうことはまず私も言っていませんし、できないと思っています。そういう中で、ワークショップで町民の皆さんの意見を聞きながら、この町で必要なものそうでないもの。まず、必要なものとしたら、現在の産業とどういうふうにも有機的に結びついて、それを活性化できるかということは絶対に必要なことだと思います。私はそういうふうには思っています。この中にあります絵物語みたいなものも確かにあります。そういったものはやはり取捨選択していかざるを得ない、私はそういうふうには思っておりますから、私がこれを発表したから

何も全部やると言っていることではありませんから、ぜひひとつ先ほどもご答弁いたしましたように、その中で取捨選択をして、町民の皆さんと議論に議論を重ねた中での一つの絞り込みをしていきたいと。それもなおかつ国、県の補助事業に採択されるような手順を踏みながらやっていきたいと、かように考えておりますからぜひ誤解のないように御理解をお願いしたいと思います。

それから、風力の件ですが、やはりどれだけの価格を見込んでいるかということ、今現在のキャッシュフロー、要するに採算計画におきましては、11円20銭という最低の価格で計算しております。国は11円70銭から11円20銭までの範囲で、電力会社に17年間買うことを義務づけております。こういった中で、私は、一番最低の11円20銭という中での試算をしております。

それと、今後の国の見通しであります、現在1日46万キロワットぐらいですね、日本全国で。これを2010年までに300万キロまで引き上げるという計画を持って、今、国はその政策を進めております。そういった中で、今後、あちこちで風力に適した適地があれば、こういった形で2010年までは300万キロまでに引き上げると。それで、総電力の1.25%を賄うとこういう政策を国が出しておりますもので、これはやはり地球環境の問題だとか、要するに京都議定書の問題、CO<sub>2</sub>の排出、こういったいろいろな背景がありまして、今のような政策を打ち出している。こういう中で、今後17年間におきましては11円20銭の買い取りが保障されているということでございますから、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

8番（八代善行君） この電力については、おおむね理解できましたけれども、やはり新聞紙上によりますと、ある電力会社は7円くらいで購入して、そして売電利用してもらっているという話を聞きます。やはりその会社によりますと、将来自由化ということを見視野に入れての試算だと思いますけれども、ただ、私は風力発電については、適地としてうちの町はいいではないかと思っていますけれども、今後の3機についての様子を見てということですが、今、原子力発電が皆さん御承知のようにああいう状態にある。そしてまた地球環境だけではなくて地域の環境だけでもなく、やはり不安的なそういうことも含めまして、大変今後の見通しが立たない原子力発電ですが、こういう中であって、この風力発電というものは、もう少し地域性を生かして、この制度化に向けた運動というものも僕は必要ではないかと考えますけれども、その辺やはり、町だけではなくて県を挙げてもやっていただけるのかどうか、その1点だけを町長に聞いて終わらせていただきます。

町長（片野 武君） 議員、今7円と言ったのは火力発電なんです。ということはなぜかといいますと、電力はもう自由化されていますから、電力会社は例えば鉄鋼会社であるとか、石油会社であるとか、そういったことで多く火をたいて製品をつくる。その副次的

なもので、その熱を利用して発電をするということが、もう自由化になりましたもので自由にできます。そういう中での電力会社が買い上げる料金が7円ぐらいというようには私どもも承知をしております。

風力発電は、別の法律で義務づけられておりまして、そして、先ほど申しましたように11円20銭から11円70銭で買い取ることが義務づけられておりますから、そういう面では御心配はわかりますけれども、そういったことでぜひひとつ誤解のないようにしていただきたいと思えます。

これからの制度化の問題ですが、やはり私どもも日本風力発電の協会あるいは協議会等に所属しておりまして、毎年1回総会がありますし、風サミットというものもあります。今年には岩手の浄法寺町でやりましたけれども、たまたま国体の前で出席できませんでしたが、そういった中で、そういう団体が制度化に向けて今鋭意検討をしておりますし、今後ますます先ほど言いましたように、日本全国で適地があれば300万キロワットまで増えるという中で、当然そういったことをしていかなければならない。ですから、静岡県ではなくて国単位の、全国単位のそういう制度化というものを検討をしているということで御理解をお願いをしたいと思えます。

議長（太田長八君） 以上で、8番、八代善行さんの一般質問を終結いたします。

この際、11時15分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

---

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前11時15分）

---

山本鉄太郎君

議長（太田長八君） 次に、7番、山本鉄太郎さんの第1問、エコ通勤についてを許します。

7番、山本鉄太郎さん。

（7番 山本鉄太郎君登壇）

7番（山本鉄太郎君） 私は、今日3問通告してありますので、一問一答にてよろしく御答弁をお願いいたします。

1問目、エコ通勤について。

当町の職員は200名以上いると思われませんが、職員の通勤は主に自家用車やオートバイであると思われまして、1年に一度くらいは、公共のバスや電車で通勤し、町長の言っております地球に優しい、環境に優しい1日をつくったらいかがなものでしょうか。町長にお伺い

たします。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 山本議員の皮肉たっぷりの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、地球に優しい、環境に優しい1日をつくったらどうかと、こういうお尋ねであります。

現在、地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少などが進んでいることがメディア等で報じられております。私の政治姿勢であります人にやさしい、環境にやさしいまちづくり実現のために、環境施策の面から考えますと、大気の汚染が減少するエコ通勤は的を得たものと思っております。

自家用車等で通勤している職員は、庁舎へは77人、熱川支所3人、図書館4人、消防署35人、保健福祉センター5人、アスト会館10人、幼稚園13人、その他6人の計153人がおります。過去には、職員同士が乗り合わせて通勤する月1回のノーカーデーを実施した経緯もありますが、費用対効果から考えますと、通勤手当は最寄りの駅から最寄りの駅の距離で計算をされます。そして、駐車場の料金をいただくなど職員に負担を強いる部分があること。2つ目には、勤務地が最寄りの駅から離れているところがあること、3つ目が公共交通機関利用の費用が必要になることなどにより、効果は薄いと考えられております。

しかし、環境基本法に環境の恵みの享受と継承について記載されており、現在及び将来の世代の人間が、健全で恵み豊かな環境の恵みを享受するための環境保全施策としてのエコ対策は必要なことですので、職員の意識改革という面から、ただいま電気の節電、機器類の待機電力の不使用时などを切断するなど、率先して実施をしているところであります。

御質問の年1回のエコ通勤につきましては、伊豆は災害が起きると道路が寸断されることが多いことから、防災訓練の中での検討を実施していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

7番（山本鉄太郎君） 今の御答弁にあるように、防災訓練にそういうようなものを取り入れてやりたいという前向きな意見でございましたけれども、この間の新聞によりますと、愛媛県の新居浜市で、ついこの間やったという報告がなされておりました。ですから、こういう形の上で、うちの方では防災訓練等、年に2回ぐらいあるかなというふうに見受けられますので、まず最初は1回や2回からやっていただければ、やはり町長はそういうふうに申されて、小さくても地球に優しい、環境に優しいまちづくりなんだという形のものを十分に取り入れていただけたら幸いだなと思っておりますので、その辺もう一度御答弁いただいて終

わります。

町長（片野 武君） 今、災害のときに、あるいは防災訓練のときにということで実施を考えておるといふ御答弁をいたしました。そして、これが9月1日の全町一斉と先日の日曜日にやりました静岡県独自にやるものとかいろいろあります。そういった中で、各地区の自主防、あるいは温泉場の自主防とも協議をしながら、そういったことの中で職員をそこへ配置をいたしますものですから、そういったときにそこに配置がスムーズに、そういった徒歩とか、あるいはほかの機関でできるのか。

あるいは今度は、逆に想定される被害によっては交通手段が遮断をされる場合がある。そういったときには、道路もそうですし、鉄道もそうである。あるいはもう海上しかないというような場合もありますから、いろいろな場面を想定して、御質問にありますようなエコ通勤\_\_\_\_通勤ということに限っては、そういった通常の訓練の中でできれば実施していきたいんですが、先ほど申しましたように、やはり公共機関を使いますと、さらに通勤1日でも通勤手当を出さなければならない、実費を出さなければならないというそういった問題もありますし、今現在、伊東市から南伊豆町までは町内扱いで出張手当も出していませんもんで、そういった絡みもありますもので、ちょっと調整をさせていただきながら。趣旨はよくわかりますし、必要なことも理解はしておりますものですから、もう少し検討をさせていただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 次に、第2問、収納課の成果についてを許します。

7番（山本鉄太郎君） 当町に収納課ができて5カ月たちました。昨年度と比べて町民税、固定資産税、ここには国保税と書いてありますが、収納課の担当ではないという形なものですから、住民課長、申しわけございませんけれども……、住民課長ではないか。

（「健康づくり課長です」の声あり）

7番（山本鉄太郎君） 健康づくり課長ですか。申しわけございません。国保税の収納実績現状をお伺いしたいと思います。

経済が厳しい中に、職員もいろいろと苦労があるとは思いますが、出す町民も苦しいと思いますので、その辺の苦労とか、こういうふうにしていますからよろしく願いますというような、納税の努力の成果をお伺いしたいと思います。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長（片野 武君） それでは、山本議員の収納課の成果についてという第2問にお答えをいたします。

議員の1点目の収納課の成果について、実績はいかがかということですので、お答えをさせていただきます。

平成15年第3回定例会の行政報告でも触れさせていただきましたように、悪化する収納率に歯どめをかけるべく、また合併をしないまちづくりの基本である自主財源の確保を図ることや税の公平さを守るために、7月より収納課を設置したことは御案内のとおりであります。新課を設置して財政強化を図って約5カ月を経過いたしました。が、ますます厳しさを増しています。町内の経済状況を見るにつけ、短期間で効果を上げることは大変厳しいと感じております。先ほども触れましたように、自主財源確保等に向け全職員一丸となって取り組んでいくとの意識が職員に生まれてきたと認識をしているところであります。一朝一夕には処理できない税の収納であります。が、辛抱強くこの局面を乗り越えていくよう、収納課がその役割の中心となって取り組んでいく所存であります。

なお、町・県民税、固定資産税の収納状況ですが、11月末の数字で個人、法人を合わせた町・県民税現年分が収納率で前年同月対比で70.65%、2.04ポイント、滞納繰越分は6.14%で1.78ポイント、固定資産税現年分62.96%で2.25ポイントそれぞれ上回っているものの、固定資産税の滞納繰越額は0.67ポイント下回っております。町税全体でも前年対比わずかに上回っているものの、依然として予断を許さない状況にあります。また、先ほど追加でお尋ねの国保税であります。が、国民健康保険税につきましては、一般被保険者現年分で50.3%、これは前年対比0.7ポイント増となっております。

国民健康保険税全体では前年対比でわずかに上回っている状況であります。今後は滞納処分を含め、税の収納強化にも厳しい姿勢で望んでいかなければならないとの認識を強く持っておりますので、御理解をお願いいたします。

7番（山本鉄太郎君） 現在のところ、昨年度よりも多少でも上回っているという形の報告を受けました。本当にこれ厳しいと思うんです。それで、あと行政報告で言われたように、11月に東京へ行って徴収しましたと。その関係でどれだけの金額が収納できたのか

そして、申しわけないんですけれども、関連ですから聞かせていただきますけれども、これからこういうような臨宅とかいろいろあるかと思っておりますけれども、当局側のこの体制、収納体制、こういうふうになくなった課長さんに答弁させていただいたらいいなと思っております。ので、取り組みの意気込みを伺いたいという形のもので、そして、あとの国保の方も税という絡みでお伺いしますけれども、この本人確認をいかにしているか。そして、どのような本人確認をして、その方と納税者とお話をしているかを、現場の職員の把握は、両課長さんは当然していると思っております。ので、報告も受けていると思っておりますけれども、その辺の本人確認はどのような形でやっているか、その辺を御答弁願えますか。

町長（片野 武君） 事務的な要素、そういうものはそれぞれの課長から答弁をいたさせます。

今後の収納体制をどうしていくのかということで、今までは差し押さえでも不動産が主でありましたが、今現在は預貯金、それから給料等、あるいは電話、当然ですがそういったもの、不動産以外のものを差し押さえの対象として今それを鋭意やっていると、こういうことでございますからそれで意気込みというものも、今までと違った取り組みもしているということ、ぜひ御理解していただきたいと思います。

収納課課長の意気込み、あるいは本人確認の方法、こういうものが事務的なものですからそれぞれの課長から答弁いたさせます。

収納課長（楠山節雄君） それでは、お尋ねのまず1点目、東京の方の出張徴収の関係ですけれども、11月の下旬、中旬とこの時期にかけて12名、延べ6日間で実施をさせていただきました。臨宅の件数が全部で171件回りまして、徴収金額につきましては225万3500円、ただ、不明のところも30件ほどありまして、ほとんどこれは会社関係で行方がわからないという状況で、大変厳しい状況がこの辺からもうかがえるのではないかというふうに思います。

町長の方から、2点目の収納の体制については大筋述べさせていただきましたけれども、とにかく今までやっていたような不動産一辺倒の滞納処分というのは、なかなか効果が上がらないということの中で、大変不本意ではありますが、保険あるいは年金、そういうところまで考えての滞納処分も、これは慎重にやらなければなりませんけれども、そうした分野へも踏み込みをしていかなければならないというふうな認識で取り組みをしております。先日も給与の差し押さえ等の予告を出させていただいた関係で、分納の形がとれたということもありますので、この辺は本当に積極的に進めていくべきなのか、慎重にというふうな議論はあると思いますけれども、極力可能な限り実施をしていきたいというふうに思っております。

本人確認の関係ですけれども、特に免許証ですとかそういうものの提示はして本人確認はしてありませんけれども、滞納者については、もうほとんど何回か巡回をして顔見知りになっておりますので、本人を間違えるということはずないというふうなことで認識をしております。

以上です。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） うちの国民健康保険につきましても、町税と同じようにかなり厳しい状況でございます。国保の被保険者といいますと、かなり低所得者が多い階級でございますので、収納してもなかなか全額いただけないような状況に現在なっております。悪質滞納者につきましては、11月末現在で短期保険証を305件、それと資格証明が119件出しております。その関係で短期につきましても3カ月の短期、3カ月には必ず

お金を入れないと保険証を渡さない。資格証明につきましては、全額10割の負担をしていた  
だく、そういった状況で実施しております。

国保につきましては、うちの方も町税と同じように毎月といいますが年度割、または出納  
閉鎖までの間で収納努力を今後していきたいと考えております。

それから、本人確認につきましては、収納課長が申しましたように、本人確認、滞納者に  
つきましては町税と同じように、町税に滞納がありますと国保税も滞納があるという形にな  
っておりますので顔見知り等があります。それと、住所と氏名、または世帯番号、個人番号  
がありますから、そういう形では確認をしてございます。

7番（山本鉄太郎君） それぞれの課長さんたちが、要するに現場へ出て苦労をな  
さっていることも十分わかりますけれども、経済状況がこのような状況という形、そしてあ  
と、町長も要するに単独でいくというまちづくりのうち、国保の滞納が多くなったりすると  
繰越金が出せない状況になりますので、その辺の十分な認識を持って職務に当たっていただ  
きたいと思います。

これで終わります。

議長（太田長八君） 次に、第3問青少年の主張にあった稲中生徒のプロジェクト  
Iについてを許します。

7番（山本鉄太郎君） 3問目で、青少年の主張にあった稲中生徒のプロジェクト  
Iについて。

私、この日は申しわけないですけれども所用があって東京の方へ出向いていたもので、こ  
の青少年の主張に出席できなかったことを、この場をかりておわびしたいと思います。ちょ  
っと2チャンネルを見たときに、中学校の石井さんですか、プロジェクトIのことについて  
話しかけていました。その未来を担う子供たちが、この町のことを十分理解してプロジェク  
トIという、こういう素晴らしいものをつくっていただいた、そういうふうに私は解釈して  
います。この中で、特にごみ問題として実践しています。町は、区と連携し、年1回のクリ  
ーン作戦を行っていますが、年に数回行ったらいかがなものかなと思ひまして、当局のお考  
えをお聞きしたいと思います。

議長（太田長八君） 第3問、答弁を求めます。

町長（片野 武君） では、山本議員の第3問、青少年の主張にあった稲中生徒の  
プロジェクトIについて、町と区の連携で年数回のクリーン作戦を考えていないか、こうい  
うお尋ねですから、お答えをさせていただきます。

稲中生徒のプロジェクトはハートフルプロジェクト、ウェルカムプロジェクト、ユニバー  
サルプロジェクト、ネイチャープロジェクトの4プロジェクトもあり、それをまとめてプロ

ジェクトIと呼んでいると。私も資料を持っております。生徒の皆さんが過ごしやすい町と町の発展を考え、現状調査や意見交換をしている内容と理解をいたしておるところであります。子供たちが、町の発展や環境問題ごみ問題に真剣に取り組んでいただき、頼もしく深く感謝するところでもあります。

そこで、質問の町と区の連携で年数回のクリーン作戦を考えていないかということについてお答えをいたします。

現在、関東地方環境美化運動の日をクリーン作戦として実施しております。このほかに、各区においては道路清掃やごみ集積場所等の清掃も実施しております。各区もいろいろな行事があり大変だとは思いますが、このことについて協議をしていきたいと考えております。また、町内清掃につきましては、農協、漁協、学校関係者等各種団体と地域美化活動を通して、地域の一員としての自覚と、地域社会に貢献することを目的に、稲取・熱川両地区の幼稚園児、小学生、中学生が清掃活動を実施し、協力をいただいているところであります。7番（山本鉄太郎君） 今の答弁ですと、考えているという形ですから真摯に受けとめたいと思いますけれども、この資料の中に、町長今言ったように4ブロックに分かれているよという形の上で、みんな4ブロックの上に一番前にごみが出てきているんですね、子供たち。そして、この子供たちがアンケート調査を800人以上やったと。素晴らしいことですよ、本当に。やはりそれでもごみが出ているのかなと。でも、その中には、この町の人はどうですかという形の問題があったときに、子供たちが聞いたのは、要するに、この町の人には温かいと言っています、70%以上。

ですから、そういう気持ちをもっともっとこの行政に生かしてもらいたいと、私はかように思いましてごみを……。今、いろいろな日があるではないですか、ラーメンの日とか、サンドイッチの日とか。5月30日ならごみゼロの日とか、そういうような提言をしたいなど。それで、その日には全員でやろうよと、町民全員でこぞってやろうと、そういうようなこともいいのではないかなと。

そして、町長、今言われたように、旅館組合の従業員とか、漁協の青年部、婦人部、まだまだ捨ててはならない役場職員の福祉厚生会の職員、皆さんやっていますよ、年に1度。でもそれを子供たちと一緒にやるような日もつくったらいかかなと、私はかように思いますけれども、その辺、先ほどの答弁でいろいろしていきたい、考えたいという形のものももらいましたけれども、再度御答弁をお願いできますか。

町長（片野 武君） 必要性は十分認めておりますし、そういったことで意識を高めるためにも、やはりごみゼロの日というものを設けることも、一つの案としては有効なことだろうと、こういうふうに思っております。

まずその前に、ごみをなるべく出さない運動をしていかなければならない。と申しますのは、御案内のように東河環境センターも、このたび持ち込み量によって分担金が違ってくるわけですから、やはり減量化というものは避けて通れないというふうに思っていますから、そういう中で、減量化と同時にそういったごみゼロの日というのを設けて、町民全体にいろいろな意味での意識を持っていただく、こういうような日というのは必要であろうというふうに思っております。

そういったことで、今は毎月清掃監視員の皆さんから、それぞれ担当の地区の報告を受けて、私のところに必ず出てきます。その中には、粗大ごみが放置されているとか、あるいは普通のごみは確かに分別が進んでいるけれども、粗大ごみが収集日以外にも出されているとか、こういった問題もあります。そういったことも含めた中で、清掃監視員の皆さんとか、あるいは議会の皆さんとか全体で、ごみを減らしていくにはどうしたらいいかと、そして、ごみをなるべく出さない。出したものに対しては自分がちゃんと始末をすると、そういう一つの方向というものを打ち出してまいりたいと思っておりますので。

また、職員厚生会、福祉厚生会の方もそれぞれいろいろな形で活動しております。厚生会の会長もおりますから、私の職権外でございますものですから、そちらの方から答弁をさせてもらいます。

総務課長（村木 脩君） 本年度、福祉厚生会ということで、初めてそういう試みをさせていただきました。今まで職員組合がやっているということの中で、今年は福祉厚生会。なぜならば、管理職等も参加できるような形でやっていくには、福祉厚生会がいいだろうと。しかしながら、今年はいろいろ国体等、またアスド会館等そちらの方の管理区分が増えたということの中で、今までやっていた海岸清掃ということではなくて、国体等がございましたので道路の伐木ですとか、アスド会館のあの機械を使っての草刈り、こういった経費節減という面も兼ねましてそちらの方をやらせていただいた。また、こういったごみの関係でもしやるということがあれば、それに対しては当然協力はしていくという考え方で今後もいきたいと思っております。

7番（山本鉄太郎君） 今、答弁の中で町長いいことを言っていただきました。本当にごみを出さない方がいいと、捨てない方がいいと、減量しろと。私がかように思いますですけれども、私、今、山田議員と2人で地域推進委員をさせていただいていますけれどもその中でもやはりごみを取り扱う。やはりこれは基本だよと。プロジェクトIにも、要するにうちは観光地だから、きれいなごみ箱があれば観光客が捨てていけるよという形のものもたしかありましたよね。ですから、そういうようなものも増やしてほしいという形のものもありますけれども、この伊東市はポイ捨て条例があるんですよね、たしか。こういうも

のを 我々委員会でも考えてはおりますけれども、こういう問題をもっとこの町全体で住民課長あたりが主になって、こういう条例を精査して、このようなものを取り入れるどういふふうなあれがあるかという形のを今後考えていくべきではないかなと思っているわけです。ですから、その辺の御答弁がもしできたら、よろしく願いいたします。

町長（片野 武君） 今、ポイ捨て条例のこと、検討に値すると思いますし、先ほど申しましたように、ごみの減量化というものをどういふふうにしていったらいいかと、この延長線上で、やはりこのポイ捨ても当然考えると、こういうことですから近隣にも先進地ありますもので、そういったことの条文等も取り寄せながら、検討してまた議会の皆様とご協議をさせていただきたいと、かように考えております。

議長（太田長八君） 以上で、7番、山本鉄太郎さんの一般質問を終結いたします

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時41分）

---

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 1時00分）

---

鈴木 勉 君

議長（太田長八君） 午前引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、6番、鈴木勉さんの第1問、東海地震に備えた防災システムについてを許します。

6番、鈴木勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 一問ずつ質問をいたしますので、答弁のほどよろしくお願いいたします。

皆さん、こんにちは。私の今日の質問の趣旨は、地震のときに一般的に災害弱者と呼ばれております幼い子供や高齢者、ひとり暮らしのお年寄りや体に障害をお持ちの人たちが、いかに地震から守られて、一人もけがなどの犠牲者が出ないように、東伊豆町がどのような対策を講じてくれておりますかお伺いをいたしますので、よろしくお願いいたします。

東伊豆町も高齢化社会を迎え、65歳以上の町民が人口の4分の1に達しております。中には体に障害を持った人や寝たきりの人もおります。また、老夫婦だけの家庭やひとり暮らしのお年寄りもいます。地震発生時には健常者は素早く避難できますが、高齢者や体に障害のある方は即座に行動ができないので、死亡やけがをする率が増えます。

東伊豆町に関係いたします地震を顧みますと、昭和49年の伊豆半島沖地震、死者、行方不

明者38人、全壊家屋 134棟、半壊 240棟。昭和53年に伊豆大島近海地震、死者25人、全壊96棟、半壊 616棟、道路損壊 1,141カ所、がけ崩れ 191カ所。昭和55年には伊豆半島東方沖地震が起きましたが、それ以後は伊豆においては大きな地震は発生しておりません。しかし、記憶にも生々しく残っております平成7年に起きた阪神・淡路大地震は、死者 6,400人、負傷者 4万 1,527人、全壊家屋10万棟という大災害が発生しております。死亡した 6,400人のうち 6割が65歳以上で、住んでいたところは戦前からの建物で、木造住宅だったそうです。要因はいろいろありますが、結果として災害弱者である素早く行動できなかった高齢者が大勢犠牲になりました。

我が東伊豆町では無料で古い木造住宅の耐震診断を行ったり、耐震補強工事には30万円の補助金が支給されます。この制度を町民に活用して、安全対策に努めてもらうように努力して下さっておることも承知しております。しかし、高齢者だけやひとり暮らしのお年寄りが住む老朽化した住宅に関して言えば、あと何年住むかわからないような住宅を耐震化するのは、難しいのではないかと思います。でも、安全確保のために家具の固定もしたいし、せめて寝室には倒壊するような家具類は置かないようにするとか、最低の防災を考えても自分でできるのかなという疑問が生まれ、どなたかが手助けをしてあげなければならないと思います。

東伊豆町でも、東海地震の発生を予期して地震災害に備えるべく防災に取り組んでおります。私も、町民の一人として、地域の防災力向上や町民の安全確保に努力していただいている消防関係者や自主防災員の皆さん、また、町職員の皆様に感謝申し上げる次第です。

東伊豆町は観光立町であります。観光客の安全確保や避難場所への誘導や交通手段の手配とか、観光客の対応も配慮しなければなりません。また、町民の安全確保のための防災対策もしなければなりません。今日の私の質問は、冒頭にも申し上げましたとおり、町民の中でも特に災害弱者であります高齢者やひとり暮らしのお年寄りなどへの防災対策が、どのように計画されておりますかを中心にお伺いしたいと思いますので、よろしく願います。

第1問、東海地震に備えた防災システムについてお伺いします。

1点目、津波監視システムについて。2点目、住民安否情報システムについて。3点目、被災地情報システムについて。4点目、ライフライン関連について。

よろしく願いいたします。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、鈴木議員の第1問、東海地震に備えた防災システ

ムの4点にわたる質問にお答えいたしますが、冒頭、議員、壇上で当町の高齢者率が4分の1を超えたと、こうおっしゃいましたけれども、まだ超えていませんから、ぜひひとつそれは認識を改めていただきたいと思います。

第1点目、津波監視システムについてお答えをいたします。

御承知のとおり、静岡県第三次地震被害想定結果における東海地震で想定される震度は、県内では震度5強から7で、東伊豆町では震度5強から6と想定がされております。津波の高さは駿河湾内で数メートルから10メートル程度、伊豆半島南部5メートル程度、伊豆半島東部3メートルから4メートル程度で、稲取では4.4メートル程度の高さの津波と想定されています。津波の到達時間は駿河湾内の地域では、地震直後から5分程度、伊豆半島南部の下田市あたりで10分から15分程度、東伊豆町では20分程度と想定をされております。

津波監視システムといたしましては、平成14年度の事業により、地震計連動同報無線自動放送システムを整備をいたしました。役場庁内に既設の静岡県の計測震度計と新規に設置した連動同報無線自動放送つき地震計2機が、震度4以上を換地すると同時に、同報無線自動放送により震度4及び震度5以上の警報レベルに合わせたメッセージが全町に流れ、地震の発生と海岸付近の住民に対して、津波に十分注意するよう呼びかけをいたします。また、目視による潮位の変動の観測、防災ファックスあるいは防災電話による静岡県総合情報ネットワーク等により、迅速かつ適切な対応をしております。

2点目の住民安否情報システムについてです。

地震発生後、直ちに各自主防災会等に職員を派遣いたしまして、被害状況及び住民の安否等を早急に把握をいたしまして的確な情報の収集に当たらせてます。これには各地区の役員や防災委員の方々の協力が不可欠であります。この情報をもとに、県災害対策本部及び伊豆支部である行政センターと町災害対策本部の各相互間のルートを基本といたしまして、下田警察署や防災関係機関と連携を図り、対応を進めてまいります。また、家族が離ればなれになったときなど、個々の安否情報につきましては、N T Tの災害用伝言ダイヤル171が、阪神・淡路大震災を教訓に開発されまして、さきの宮城県沖地震や宮城県北部地震の際には多くの方に利用されましたので、この制度の活用についても住民への周知を徹底して図ってまいりたいと考えております。

3点目、被災地情報システムについてお答えいたします。

2点目と同様に、地震発生後直ちに被災状況及び住民の安否等の把握に必要な情報の収集のため、各自主防災会等に職員を派遣いたしまして調査をいたしますが、これ以外にも被害等の報告は各方面から続々と入ってくると思われまますので、災害対策本部を中心に各関係機関との連絡を密にいたしまして、正確な情報の収集と整理、そして迅速な対応を図ってまい

りたいと考えております。

4点目のライフライン関係についてのお答えをいたします。

生活に欠くことのできないライフラインの被害は最小限であることを祈りますが、予想される規模の東海地震が発生いたしますと、伊豆半島の地形的な要素からライフラインが寸断され、麻痺状態になることはさきの伊豆大島近海地震の例から、十分予想されるところであります。このため町では、現在復旧までの住民の生活を確保するため、避難所の確保や備蓄資材及び食料等の確保はもとより、東伊豆町サービス店会や、東伊豆町薬業組合、プロパンガス協会、またその他有志の民間会社と物資や資材等の提供について協定を結び、対応を図ることとなっております。

以上でございます。

6番（鈴木 勉君） ただいまの町長の答弁をお聞きしまして、非常に心強い感じがするわけでございます。本当に一生懸命大勢の人たちが頑張ってくださっていること、また、あるときは自分の身の危険も省みず行動できるように日ごろ訓練を積んでいただいていると。改めまして御礼を申し上げる次第でございますけれども、町長さん、いろいろ答弁してくれた内容とダブる点もあると思いますけれども、御理解をいただいて細かい点をお伺いしたいと思います。

この東海地震につきましては、現在の気象庁の地震発生予知体制が進みまして発生この危険度が3段階で発表されるそうですね。さきの回覧板の中にありましたものですから、それを参考にさせてもらっています。地震が来るかもしれませんよという、この観測注意の段階、一番これが初歩的な段階だろうと思うんですけれども、このときには家具の固定は大丈夫だろうかとか、非常持ち出し品のチェックは大丈夫だろうかとか、そういうこともできますし、どの道逃げたら、どのように避難したらいいのかなという決めておいた道の確認。そこにあるブロック塀なんか倒れるのではないかなとかあれば、そういう注意をできるわけなんですけれども。あと、先ほど言われたみたいに、何日後かとか、何時間後とかに地震が来るというこの警戒宣言そういうものが出て慌てない心の準備が、先ほどの段階でもできるわけなんですけれども、地震はいつ発生するかわかりません。

そういう中で、12月7日に行われました訓練は、前触れもなく突発的に東海地震が発生したときにはどうなるのかなと、そういうことを想定した訓練だったそうでございますけれども、そのときの下田市、賀茂郡下の訓練内容の新聞記事を今読んで整理しますと、家庭内の出火の防止、早く津波危険地域からの避難、負傷者の手当て、初期消火などの訓練が行われたそうでございます。中でも東伊豆町でも、町内9カ所の自主防災組織や稲取と熱川の両温泉場の防災会が、防災機械の点検や田町の自主防災ではシナリオのない訓練で、防災員が被

災者を応急手当てをし、毛布と竹で担架をつくり、公民館まで搬送したり、津波を想定した水門の閉鎖訓練などが行われたそうです。そのように書いてございました。

この中で、下田市のことを初めとして各市町村の新聞記事を読ませていただきますと、下田市では、ボランティアネットワークを構築する目的で、災害時のボランティア活動を考える研修会が開催されまして、防災地図訓練を実施し、がけ崩れや津波などの市内危険箇所、防災上重要な避難所や救護病院の位置を確認したり、また、災害時のときにはさまざまな役割のボランティアが必要となり、被災者の求めに最も適したボランティアを派遣することができるボランティアコーディネーターを増員する計画だとか書いてございました。

なお、続きまして下田市では警戒宣言発令を想定し、体の不自由な高齢者を安全な場所へ緊急搬送する訓練を実施したり、高齢化社会に即した防災アイデアを具体化している。伊豆新聞のコラムによりますと、大賀茂ですか、軽トラックを利用したこれは搬送の訓練だと思いますけれども、河津町でも区の役員が地図上で過去のデータを参考に津波の規模に応じた危険地域の確認、石垣の崩壊の想定、ひとり暮らしのお年寄り宅の確認をしたそうです。南伊豆町では、図上訓練でがけ崩れ、ブロック塀などを危険箇所災害弱者の家などを地図上に書き込み、最も安全な避難ルートや対策が検討され、完成した地図はハザードマップとして今後の災害対策に活用するそうです。

この新聞記事を読みまして、東伊豆町と他市町村の訓練内容がちょっと記事の上では違うような気がいたしましたものですから、この質問をさせてもらいたいわけですが、ほかの市町村では災害弱者の避難体験や住まいの確認などを実施した。市町村別に要約しますと、下田市では先ほど言ったみたいにボランティアネットワークを構築する。そして、ボランティアコーディネーターが現在3人いるそうですが、もっと養成するそうです。そして、下田市では警戒宣言発令を想定し、先ほど地震が来るよ、1日か2日かなという、そういう時間の中で、この来ます警戒宣言の発令化を想定して、体の不自由な高齢者らを安全な場所へ緊急搬送する訓練を実施したそうです。また、高齢者社会に即した防災アイデアを具体化しているそうです。河津町でも、地図の上でひとり暮らしのお年寄り宅の確認をしたそうです。南伊豆町でも、災害弱者の家を地図上に書き込み、今後の災害対策に活用するそうです。

東伊豆町でも、私同様な訓練がなされたと思っておりますが、新聞内容に書かれていなかったものですから、改めまして再質問させていただきたいと思っております。突発的に発生した大地震のときに、高齢者や体に障害を持った人、ひとり暮らしのお年寄りなどいわゆる災害弱者の安全確保と安否確認をするために、東伊豆町ではどのように取り組んでおりますか、お伺いをいたすところでございます。

町長（片野 武君） 今、議員新聞記事を読みましたのは、うちの町は全部やってあるやつなんです。たまたま12月7日には連絡訓練であったということで、もうかなりほかのところよりも進んで、ディグ、要するに図上訓練もやりましたし、いつだか山田議員からも質問ありましたレスキューバイクの件もほかに先駆けてやっております。そういったことで、たまたま12月7日の訓練が、うちの方は連絡訓練というのが主だったということだけの話であって、もう既に今各市町がやっている訓練は全部うちの方はやっていますものですから、ぜひ誤解のないようにひとつ御理解を賜りたいと思っております。

今、るるおっしゃいましたような訓練というものを、これからもやっていく必要があるというふうに思っておりますし、備えあれば憂いなしというのが、やはり災害の鉄則だということは、過去の被災の経験から学びとった貴重な教訓だろうというように思っていますから議員御心配なことはわかりますけれども、我々の方もそういったことは既にやりまして、今はほかのところ、おけているところが今回の問題をやったと、こういう御理解をしていただきたいと思っております。

6番（鈴木 勉君） 町長言われたとおりで、それが本当だろうと思っております。

しかし、自分たちは新聞をある程度信用しますから。人がやって、この町がやっていなかったのかなという、そういう心配事の中で、先ほどからお許しを請いながら町長に質問させていただきたいという気持ちでおりますから、御理解をお願いしたいと思っております。

今、町長が答弁されたように、非常に人の命を守るということは大事なことです。本当に頑張っていたきたいと思っております。

先日、防災室の講習会に出席した人にお聞きした話なんですけれども、その中で講師の先生が冒頭に言うのは、人間は災害が来ても命があって初めて備蓄のされた食料だとか飲料水が必要であって、死んでしまった人には何も要らないんだよという話から始まったそうなんですけれども。いつも寝ている部屋に自分が寝まして、昼間でも夜でもいいんですけれども何も布団を敷かずにひっくり返って、枕一つで右左、左右を見ますと、どの家具がどう倒れたら自分のところに来るのかなとか、あの家具はどうしたらいいだろうとか、そういうアイデアが浮かんでくるそうでございます。ですから、最低でもその家具を固定しなさいという、そういうお話から始まったそうなんです。

今言った最低の家具の固定についても、体の不自由な人なんかは自分でできるのかなと。私が心配するところは、だれかが手を携えてあげなければ、自分の防災もできないではないかなというそういう人に、何か手助けをしていただけるようなものが、先ほどの町長の答弁の中に含まれたら、また再度光があると思いますけれども、自分も理解していきたいと思っております。ですから、先ほどから言われております一般的な言葉で申しわけないんですけ

れども、災害のときに一番被害を被る弱者のために、一生懸命努めていただけているという点が、私は一応クローズアップしていただきたいなと思っている点ですから、よろしく願いします。

また、60歳に近いお父さんに聞いたんですけれども、おたくさんでは、おばあさんが体が不自由で寝たきりなんだけれども、地震のときにはどういったように避難するのと聞いたらうちは高台だから津波の心配もないし、おかげさまで高台でもがけ崩れの心配がないから、揺れがおさまるまで家の中にいて、せめておばあさんが寝ている部屋には倒れたりする家具だとか、テレビだとかは日ごろから置かないように努力しています。それで、地震がおさまって自分のうちが倒壊する危険があるようだったら、おじいさんと妻と3人でのものですから、3人で手作りの担架、そこにあるいろいろなものを利用したものだろうと思うんですけれども、そういう担架をつくって前の空き地まで一旦避難させていただいて、それから皆さんが来たら、もっと安全なところへと移させていただくと、いつも家族で話し合っているそうでございます。

町長のお話にもありました、地震発生から何分後かにもう10メートルの津波が押し寄せてくる。そんなとき、港やこの海岸の近くに住んでいる人たちは、どう避難をするのでしょうかと私も心配しております。幼い子供のいる家庭、高齢者だけの家庭、体に障害のある人がいる家庭、ひとり暮らしのお年寄りの家庭、それぞれの家庭の状況に応じた避難方法を、そのうちの家族、隣近所で話し合うように指導をしていただいていると思いますけれども、もっと徹底していただきたいなと思っております。この津波の件で、北川の海岸の近くに住む人に聞きましたら、私たちの組では年に何回かみんなで集まったときに、必ず津波やがけ崩れについて、どう避難するか話し合っているそうでございます。

この地震に関しますある本を読んでいますと、鉄筋や鉄骨の建物は、16メートル以内の津波に耐えられると、そう書いてございました。ですから、この発生から数分後に押し寄せてくる津波に、遠いところまで逃げるのは大変困難だと思い、そのような人たちは近所に鉄筋の家があれば、そういう人たちとよく話し合っ、いざというときには、少しよろしく逃げさせてくださいという逃げ場としての確保をお願いしたり、話し合っていくことが大事ではないかなと私も思っております。

この東伊豆町では、ひとり暮らしや身障者などの災害弱者の安全確保につきましては、先ほど町長の答弁の中にはなかったような気がするんですけれども、この災害のときには民生委員の人が、日常担当しているひとり暮らしのお年寄りの避難誘導や安否の確認をする体制になっているように聞いております。1人の民生委員が8人から10人を担当している状況下では、すべての人を巡回して安全確保をしていくには、数の問題と広域の問題で不可能に近

いと思われます。突発的な地震発生時には、いち早く高齢者やひとり暮らしのお年寄りや乳幼児などの安全を確保することが大事であります。寝たきりや障害のある高齢者がおります安全につきましては隣近所で助け合っていかなければ、なかなか避難できるものではないと思います。

私、町にお願いしたいのは、区長さんたちとも相談して、この災害弱者の家や、そこにどなたが住んでいるかという氏名の確認をしまして、避難誘導や安否や被害状況の報告をする個人の報告ですね、そういうことをお願いしたいと思っております。できれば、隣組組織がありますから、そういう端的な小さな組の中でも、ボランティアでやってくれる人というのがいるかないか、ちょっと私もわかりませんが、押しつけではなくして、どなたか私がやりますという手でも挙げていただければ一番うれしいんですけども、そのように、もしできれば、1軒に1人ぐらい私が責任を持って、そのうちの安否確認だとか、おばあさんだとか、おじいさんだとか、そういう災害の弱者がいたときには、災害のときには自分のうちもそうですけれども、隣にそういう人がいる、3軒先そっちだったら私が見ますよとそういうぐらいの細かい決め方ができるような体制づくりを組織して、弱者の救済をしていただきたいなと思っております。

それから、このような対象者の名簿の作成につきましては、お話を聞いておりますとプライバシーの問題がございまして、人権の問題がございまして、どこのうちにだれがどういう病気であるとか、どういう人がひとり暮らしだというのが、なかなか難しいというお話も聞いてございます。でも、そんな中でも、またもう一つ隣組の未加入者の問題が出てきたりしておりますが、私もそれなりに考えまして、命をどう守るかという、そういう考え方の中では非常に大切なことありますから、プライバシーの問題なんかにつきましては、防災上の対策として、この名簿づくりにあなたも参加しますか、参加しないかという本人の希望を見てもみたらどうかと思っております。このようにひとり暮らしのお年寄りや高齢者などの災害の弱者をどう守るかについて、町として先ほどから申しております区長会さんをお願いして、そのような体制づくり、できればボランティア的な隊員を養成して、どこの家庭をどの方が見てくれるのかなという、そういう細かい点まで体制づくりの中でしていただけるような組織づくりを町としてもお願いしていただきたいなと思っておりますけれども、どうでしょうか、町長さん、お願いします。

町長（片野 武君） 議員の質問がいっぱい広がってしまって、何を聞こうとしているのか余りよくわかっていないんです。自主防災会の中で対応していることがもうほとんどなんですが、それと民生委員の皆さんに云々という話がありましたよね。どこどこにひとり暮らしの方がいらっしゃるとか、あるいは寝たきりになって介護を必要としている人がい

る、そういう情報は全部民生委員の方から上がってきます。そして、社協とかあるいは町の担当でもそういう情報は把握をしております。ですから、今度は、もし災害が起きたときに迅速に行動ができるかということが求められると。今、まさしく議員がそれを言おうとしているのではないかなと。ただ、総花的になりますから、本当にどれを聞いているのかわかりにくくなりましたものですから、多分そうではないかということで今答弁をいたしておりますが、やはり自主防の皆さんには、そういうことまでを含めた、隣組の組織を含めたそういったことでお願いをしてありますし、やはり災害というのは過去に大島近海地震も経験もしましたし、その中から得た教訓もあります。そういう中で考えられる問題としては、今言ったようなことはすべて網羅をしていると。

ただ、災害は突発的にやってきますから、通常訓練をいたしましても、そのマニュアルどおりというわけにはいきませんが、大方できるシステムにはなっていると、こういってぜひ御理解をしていただきたいと思えますし、先ほど議員がおっしゃいましたように、寝たきりを抱えているお宅が、どうしたらいいかというようなことをるおっしゃいました。それだけやはり各自の意識というものはしっかりとしているということは、今まさしく議員がおっしゃったような意識を町民の皆さんが持っている。そういった中で、我々はその上に立って、もしあった場合に、どういう形でそれがスムーズに遂行できるのかと、こういう形をいつも考えなければいけないと思っておりますし、指導の徹底をしると言いますが指導はもうほとんど徹底をされていますから、あるいはマニュアルどおりにならない場合もあるかもしれませんが、大方はなっていくというように私自身も考えておりますからいろいろな御提言は御提言としていただいて参考にさせていただきますけれども、今議員がおっしゃいましたようなものは、ほとんどが今までやってきているということです。

さらに、私は先ほど第1問の答弁で申しましたように、東海地震の場合、稲取には津波が約20分後に来ると言われております。そうしますと、4.4メートルの津波が来ると想定をされていますから、20分間にどれだけ避難ができるかということ、やはり避難経路をきちんとそれぞれの自主防の皆さんに、自分のうちを中心にして、どうして広域避難場所まで行くかというようなことも徹底をする必要があるだろうというように思っていますし、先ほどのNTTの171の問題ももっと町民の皆さんに知っていただいて、一時的には回線が恐らくパンクをする。通話がかかりにくい状態になると思います。災害優先の通話もしなければならぬ。そういう中で安否の確認は171をもっと徹底して知っていただいて、そこを活用していただくような、そういうようなことを今後は取り組んでまいりたいと思えますし、今、議員がおっしゃいましたようなことは、ほとんどがもう既にやっておりますから、反復練習することにやぶさかではありませんけれども、そういったことでぜひひとつ御理解をお願いし

たいと思います。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時33分）

---

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 1時33分）

---

議長（太田長八君） 次に、第2問奨学金制度改革についてを許します。

6番（鈴木 勉君） 現在では、大学や専門学校に進学する生徒が多くなりました。平成14年の進学率は稲取高校が65%、北高は100%に近いそうでございます。しかし、大学に進学するには相当のお金がかかります。ある友人に聞きますと、大学4年間で学費、生活費、家賃などで1,000万円かかったそうでございます。今は不景気で親たちは給料が減額されたり、失業している人もおります。経済的な理由から進学を諦める人も増えている現状であります。お金の問題で、高校や大学に進学することを断念する学生が増えていることを考えますと、国や大学には奨学金制度がありますが、ほんの一部の人だけしか利用できません。ですから、町としても貸付金額を増やして、進学する学生を援助したらどうかと思います。

子供は国の宝で、町の宝でもあります。ましてや小さな町にとっては貴重な人材であります。人材の育成と確保をしていかなければ町はさびれる一方でございます。

それでは、第2問、奨学金制度について、1点目、過去10年間に於いて、奨学金利用者数と大学、高校卒業後の町内企業に就職した数は何人おりますか。

2点目、優遇制度をつくり、利用者の町内企業就職を奨励したらどうかについてお伺いいたします。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長（片野 武君） 第2問、2点にわたる御質問ですが、1点目は事務的要素が多いものですから、教育委員会の局長の方から答弁をさせまして、2点目につきましては、後ほど私が答弁をいたします。

教育委員会事務局長（鈴木清司君） 過去10年間の奨学金利用者数とその制度を利用した大学、高校卒業後の町内企業者数はどれくらいかというふうな御質問ですので、お答えします。

過去10年間の奨学金利用者は、現在39名おります。また、その制度を利用した人たちが現在就職していると思われる人たちは13名です。そのうち町内に住所のある人たちは13名中3名であります。その内訳は大学生が1名、高校生が1名、専門学校生が1名、この3名の内

訳であります。

町内企業にこの方たちが就職をしているかというふうな質問ですけれども、この件につきましてはプライバシーにかかわる個人の情報ですので、答弁は控えさせていただきますので御理解願いたいと思います。

以上です。

町長（片野 武君） それでは、2点目の優遇制度をつくり、利用者の町内企業就職を奨励したらどうかということにお答えいたします。

この奨学金制度につきましては、平成6年からスタートをして、今年でちょうど10年が経過をいたしました。この制度の発足は、町内在住の鈴木りつ先生が、教育に対する大変熱心な思い入れから1,000万円の御寄附をいただきましてスタートしておりますが、現在ではこの基金もすべて活用され、一般会計から繰り入れられて制度の運用を図っているのが現状であります。

御質問の優遇制度とは奨学金制度を活用するということでありましょいか。町内経済の活性化を含めて、若者が町内企業に就職できる、または地元からこの周辺の企業に勤められる環境整備を図ることは、町経済の活性化にとって大変有効なことだと考えております。しかしながら、この奨学金制度に条件をつけて制度利用者を町内企業に就職させようとしても、大変難しい問題がございます。まず、全国的に見て就職難な昨今、まして町内の企業に思うような就職先があるかどうかという問題、また奨学金制度の趣旨や基金提供者の意思からしても、この奨学金制度と制度利用者を町内企業の就職に結びつけることは大変難しいことだと考えておるところであります。

6番（鈴木 勉君） 今、課長と町長から説明がありましたように、町の奨学金制度の始まりにつきましてはわかりましたけれども、私が今日ここに提案したいというのは、町長の言葉の中にもあったんですけれども、現在、若者が将来この地域のリーダーになるように、人材の育成をしていかなければならない点と、少子化対策として若者の地元の定住。定住していただければ、結婚もして安心して子育てもできる環境づくり、そういうものも整えていきたいなと思っておりますし、そのためにも、優秀な今、私たちが考えつかないようないい考え方ができるような人材を育ててもらいたいわけでございますけれども、優秀な人材が地元就職すれば、先ほども言ったみたいに、考え方のいい中で経済の振興もできたりするのかなと。そういう対策になるためにも、若者をこの町に多く呼んでいただきたいなとそういうことでございます。

今、課長の答弁の中にもありましたこのリターン者が非常に少ない。ないにも近いのかなと言われるように、その理由は、大学を出ても地元就職ができる企業がない。自分たちの

親がやっていた自営業の子供にしても、不景気で親の後を継ぐにしても非常に心もとない、そういう状況にありますのは私だけがわかっているのではなくして、多くの人たちがわかっていると思うんです。しかし、この現象に手をこまねいては、家の後継者もなくなる。高齢化が少子化、これはよく叫ばれているみたいに、人口の減少に拍車がかかっていくわけでございます。今でも、自分たちの知っている家でも、何軒か長男が、昔で言うと非常に繁盛したような家でも、それこそどれだけの財産を持ったうちでも、長男がなぜ家にいないのかなという話をすると、切ない話が返ってくるわけでございますけれども、そのような状況が町の中で非常に閉塞感として町の行く末に一つの不安感をもたらしているわけでございます。ですから、いろいろとない知恵を絞りまして対策を立てていかなければならないのかなと思っております。

その対策案の一つとして、非常にいっぱいあると思うんですけれども、自分ではたまたまこの奨学金制度を利用したらどうかなというアイデアしか浮かばなかったものですから、それだけを取り上げて質問いたしたいと思っておりますけれども、この町の奨学金を利用して大学や高校を卒業して、この町に帰ってきて住んでくれたら奨学金を返さなくてもいいよとせめて10年間くらいは町内の企業に就職をしてくれたらいいよ。それには、無理かもしれませんが、できれば町としてもそういう企業との商工会をつなげてですけれども、就職案内もしたりあっせんをしていく、そういう気持ちもありますよ。ですから、もしそういう帰ってきて就職する口も広くなったり、その条件の中でもし借りた奨学金を返さなくてもいいと、そういう非常に優遇されたものがあれば帰ってくる、来たいなという人も生まれなかな。希望的な観測ですけれども、そういう気持ちもありましてこの優遇制度の条件、これを何とか充実してもらう、改革してもらったらいいいのかなと思っております。

その条件であります地元には、自営であれ通勤でよその町に勤めてもいいし、観光業であれ、職人であれ、農林業、町職員でもあれ、何でもいからこの町に10年住んでくれたら、そういう優遇制度を適用します。もし、その優遇制度をしたときに、返さなくてもいい金額が非常に大きくてもったいないのではないのかなと、そういう費用対効果をよく皆さんが口にするわけなんですけれども、1人の若者がこの町に定住したときの費用対効果をざっとですけれどもアバウトに計算しますと、住んだら住宅の用地を買って家も建てるのではないかなと考えられますし、結婚によって人口の増加が考えられますし、人が増えれば、町の経済力のアップにもつながる。このような優秀な人材の確保によって、豊かな住みよいまちづくりができる。

この町の財源の収入につきましては、町民税だとか固定資産税、こういうものが納めてもらえれば増えると思うし、ここに5つばかり挙げてあるんですけれども、自動車を買ったら

自動車取得税もかかるしとか、たばこを吸ったらたばこ税も町に入るとかいろいろあって、細かいことは抜きにしますけれども、本人が直接町に納めるだけの税金でも、結構計算もできますし、また、この人による間接的に町の経済力のアップが図られたならば、費用対効果は計算できるのではないのかなと思っております。このような、町をよくしていくために優秀な人材を育成して、10年先、20年先のまちづくりを考えていったらいかがでしょうかねとそういうことを思っております。

ほかの自治体の例ですけれども、人口を増やすため、町を維持するために、結婚をただけでも、ある大きな金額を補助金でくれたり、また、赤ちゃんが産まれたら10万円ぐらいの支給をする制度をつくっているところもあります。移り住んでくれるだけ、そこに来て住んでくれるだけでも土地を安く提供したり、その町で働けるように職場もあっせんしてくれる、そういう町もあるそうでございます。

このような将来のまちづくりのために、1人でも多くの若い優秀な人たちに帰ってきてもらうことができるように、先ほどから何度も言っておりますこの奨学金制度を改革というんですか、充実というんですか、そういう一つのアイデアのつもりで私言っていますから、これをやれとかそういう気持ちで言っている気持ちも余り強くありません。町の将来性を考えたときに、自分たちも何も考えないでいるというのが非常に自分も残念だと思って、たまたま今度の中で自分の立場として、何かを考えて、1人でも多くの若者をこの町に呼んでいきたいなと、そういう気持ちの中で質問をしておりますから、町長さんひとつ、どういう受け取り方をしていただけるかお聞きしたいなと思っておりますけれども。

町長（片野 武君） 言っている趣旨はよくわかります。若者の定住を促進したい

と、この1点に尽きる。それで、手段として、方法としてこの問題を出していると、こういうふうに理解をしておりますけれども、やはり議員、根本的に若者を定住させるということになりま

すと、雇用の場をどのようにして確保していくかということが、まず問題であります。大変厳しい言い方かもしれませんが、やはり第三次産業を主体とした町の産業形態におきましては、それでは嫌だという人たちもかなりいるということ、こういう現実というものを直視しなければならない。その上で、いかに新しい雇用の場を確保するかというのは、我々がやらなければならないことであって、奨学金を優遇したからそれが返ってくるという問題ではないというふうに私は考えますし、やはりひとつその条件をつけて、地元企業に就職する場合は優先してということになりますと、憲法に保障されております職業選択の自由との関連をどうするのかと、いろいろ問題が出てくると思うんです。だから、議員のおっしゃるようなことは基本的には理解はできますし、やはり定住人口を増やしていかなければいけないとい

うのは、これは私は本当にそれは考えております。

そういった中で、提言はよくわかりますが、それが奨学金改革ということには結びつかないということ、ひとつ御理解をしていただきたいと思ひますし、現在ある奨学金制度というのは、既に基金はもうないんです。一般会計からも今年からもう補充をしている。今回の補正でも、あるところから30万円の御寄付をいただきまして、それもそっくり基金の方に入れるということになっておりますが、例えば10年間というような一つの縛りの例を言いましたけれども、高校生ですと3年間で72万円ですよ、今の奨学金制度は月2万円ですから。それで、大学生ですと4年間で月3万円ですから144万円、専門学校だとその半分72万円。この中で10年間の縛りになりますと、例えば大学生でも月14万4,000円の縛りですよ。そういったことで、果たして、その縛りができるかどうかということもまた問題もある。いろいろ問題がありますし、根本的にはやはり職業選択の自由というものを制限をするということはいかかかなと、こういうようなこともありますものですから、御提言は御提言として、若者の定住促進をするというそういう観点ではきちっと受けとめておきますけれども、やはりこの奨学金制度とリンクをさせるということは、非常に無理があるということでぜひ御理解をしていただきたいと思ひます。

6番（鈴木 勉君） 今、町長が言われたみたいに、この奨学金制度の改革だとか充実は難しいよと。それはそれなりに今、町長が言われたみたいに憲法の問題があるよと、職業の自由があるよ。私は職業を縛るつもりは何もないんです。ただ、この町に定住してくださればいいんじゃないですかといった条件です。ですから、私が言ったのを通してくれとか、これが正しいんだとかと私言っているつもりは何もないんです。ただ、先ほど町長が言われたみたいに、じゃ、どういうふうにして今まで私たちに町長が、若者をこの町にUターンをさせてくれる、そういうもののアイデアというのがいっぱい出てきたのかなという気持ちがあるわけです。

今言われたみたいに、町長がこの町の企業を大きくしていくんだというものがあって、それをいっぱいやってきて、まだ人が来ないよというのは、それでしたら私もわかるんですけども、これからまた後で同僚の議員たちも質問しますけれども、経済対策というのがありますが、これだけ疲弊した町に、どうしたら若者が帰ってくるのかと。私が言ったのはわずかな一つのアイデアでございます。100万円、2,000万円のアイデアがあると思ひますけれども、たった一つのことだけで私取り上げただけですから、これが再考の私のアイデアだとは思っておりません。しかしながら、やはり我々の立場として、これからこの町を育成していくためには、1人でも多くの若者を確保して、人材を育成してこの町のために働いてもらう、せめてそれぐらいの気持ちが前向きに出てこなければと思ひております。私が言いたい

のはそれだけでございます。

町長（片野 武君） 一体何をやったんだというようなことですが、しかるべきことはやっているつもりでありますし、やはり第三次産業に偏重してはいけないということで、先ほども八代議員にもお答えしましたように、新しいまちづくりの中でそういったものが確保できるのかどうかという、まだ計画、構想の段階でありますけれども、一步一步まちづくりをやっていくつもりでおるわけです。私が就任してまだ1年と半しかたっておりません。そういう中で、すべてこれこれをするということは非常に無理があるということです。それでは、皆さんは4年間何をしていたんだという形に言いたくなります。そういうことを言ってはやはり水かけ論になりますから、お互いによしましょう。

ただ、奨学金制度とリンクされる問題は非常に難しいと私は言っていることであって、提言そのものは非常に有意義だということで受けとめていると。これははっきりと申してありますから、方法論として、それを奨学金制度にリンクをさせるのは、大変いろいろな問題があって難しいということですから、ぜひひとつそこらは御理解をお願いしたいと思います。本旨は十分理解をしております。そのためにまたいろいろ御相談をさせていただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 以上で、6番、鈴木勉さんの一般質問を終結いたします。

6番（鈴木 勉君） ありがとうございます。

議長（太田長八君） この際、2時5分まで休憩いたします。

（午後 1時52分）

---

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 2時05分）

---

山 田 直 志 君

議長（太田長八君） 次に、13番、山田直志さんの第1問、予算編成について

（1）を許します。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） それでは、まず第1問、予算編成について（1）について質問をいたします。

第1問では、とりわけ予算編成と方針と歳入について質問をいたしたいと思っております。

来年度の予算編成は、税収の落ち込みや小泉政権がやられております三位一体の改革とい

うものが、どういう方向になっていくのか。こうしたことによって大きな変動を生じること  
も予想されるわけで、大変厳しい状況にあるというふうに考えます。しかし、基本的には入  
るを図って出るを制するという観点でこの問題はとらえるしかないわけでありまして、そこで  
町長の予算編成に対する考え方を伺うわけであります。

第1点として、大変厳しい中での予算編成と思いますが、予算編成の基本的な方針と主要  
事業については、町長はどのようにお考えか伺いたいと思います。

2点目として、当面自立のまちづくりを進める町としては、税による財源確保というもの  
が町の存立を左右する重大な問題だというふうに考えますが、これら税収納等の問題につい  
て、来年度どのようにお考えか伺いたいと思います。

3点目に、払い下げの要望等出ております旧ホテル伏見跡地への対応、これは財源対策と  
しても考えておるところであります、これについての状況について考えを伺いたいと思  
います。

第4点は、利用者が多く大変好評を得ているというアスト会館であります、プール等の  
無料化を続けるならば、大きな財政負担になるというふうに私は考えているものであります  
そういう点では、プール等の有料化を図るべきだというふうに考えますが、以上の点につ  
いて町長のお考えを伺いたいと思います。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、山田議員の予算編成についてのパート1の方を。

しっかりしていますな、2つに分けてやっていますから。

第1点の予算編成方針と主要事業はについてお答えをいたします。

未曾有の不況下にある我が国経済については、景気回復に向けた動きが見られるという基  
調判断もありますが、回復についてはまだ不透明であり、このような経済情勢の中、観光業  
商業を初めとした町内経済の低迷により、町民の皆様が非常に苦しい状況に置かれてい  
ることは十分承知し、心痛いたしておるところであります。

平成16年度の予算編成につきましては、10月末に予算編成方針を各課に通知をいたしま  
して、厳しい財政状況について、職員に周知させたところであり、事務事業の見直し、経  
常的経費の削減について指示をいたした次第であります。

税収の大幅な減に加え、国・県補助金の削減、交付税の縮減と財源不足は極めて深刻であ  
り、歳出の見直しは必至の状況となっております。予算編成の基本的な姿勢といたしまし  
て歳入に見合った予算編成をと考えており、そのためにはまず徴収率を向上させ、歳入の根幹

である税収の収納確保が不可欠であり、さらに国・県補助金などの依存財源の積極的な収入確保にも努めていかねばと考えております。

歳出におきましては、人件費、交際費などの義務的経費の抑制、物件費、補助費等の経常的経費のより一層の削減により、政策的経費の確保に努め、行政の最大目標である住民福祉の向上と、町政のさらなる発展のため、諸施策を実施していきたいと考えておるところであります。

次に、16年度の主要事業についてであります。継続的に実施をしております道路や河川整備、合併処理浄化槽設置補助などの生活基盤整備はもとより、福祉関連といたしましてアスト会館のプール、体育館を活用した介護予防事業の推進、片瀬海岸観光施設や熱川桜山公園整備などの観光資源の整備・充実、農業基盤整備としての中山間地域総合整備事業などを実施してまいりたいと考えておるところであります。

2点目の収納対策についてお答えをいたします。さきの山本議員の質問に対する答弁と重なる点もあるかと思いますが、御理解をお願いしたいと思います。

町税につきましては、申告あるいは評価等により、公平・公正に課税された内容に基づき公平に納付していただくことが税の根幹であることは言うまでもございません。しかしながら、行政報告で申し上げましたように、国内の経済状況はやや上向き傾向にあると言われておりますが、現在町の基幹産業であります観光産業を中心とした町内の経済は悪化の一途をたどり深刻な状況にあると言っても決して過言ではないと、こういう状況であります。

このような中で、税の収納は困難を極めておりますが、収納対策での事務的な流れは納付書発送後、督促、催告、最終催告、差し押さえ予告、そして滞納処分となります。現状、滞納処分については最後の手段として実施しておりますが、収納課の職員を中心として、町内滞納者への電話催告や臨宅徴収を行っているほか、今月より職員による100人体制の徴収を実施する一方、町外者に対しましては電話催告を初め、京浜地区を中心に年3回の出張徴収を実施予定をしております。また、伊豆地区近郊への臨宅徴収や賀茂郡下市町村在住の滞納者には、それぞれの市町村が相互協力のもと徴収嘱託等を実施、収納の強化を図っているところであります。

なお、悪質な滞納者等には最終的に滞納処分を実施しているところでありますが、過去には土地を含めた不動産の差し押さえ一辺倒でありましたが、今年に入りましてからは生命保険、出資金、預貯金の差し押さえをするなど、今までは踏み入れなかった新たな分野への取り組みを実施しているほか、現在は給料の差し押さえも実施すべく準備を進めているところであります。さらに不動産差し押さえ物件の公売につきましても、視野に入れながら検討をしていく時期であると考えております。

いずれにいたしましても、合併をしないまちづくりのためには、自主財源の確保が重要課題であることは言うまでもございませんので、私を初め職員一丸となって収納率向上に取り組む所存でありますので、重ねて御理解をお願い申し上げます。

3点目の旧伏見跡への対応はということのお尋ねでございます。

8月25日に開催をいたしました議員全員協議会で御説明申し上げましたように、この土地を現在賃貸借契約されている方から、この用地の全部を、また隣接している方からは、隣接地となる部分について払い下げの要望がございまして、協議をいただいたところであります。この用地は稲取温泉街の中央部に位置しておりますが、約8年前にホテル伏見が閉館となり温泉街の環境を考えますと、何らかの対応を図りたいところであります。それぞれの払い下げ要望の理由は、いずれも温泉街の環境改善に寄与する内容が伺えますが、町有地でありまして、他の事例となりますので、時期、価格の適正化はもちろん、他との整合性等を十分に検討をして、慎重な対応を図っていかねばならないと考えておるところであります。

最後に、4点目のアスト会館プールの有料化についての御質問であります。

この施設は、御案内のように介護予防拠点施設国庫補助事業として9,956万9,000円、10分の10全額補助をいただきまして10月10日に完成したものであります。この補助金の趣旨として、県より各介護予防教室並びに一般開放についても、有料化は好ましくないとの指導がありましたので、現在はこの指導に基づき無料にて対応をしている状況であります。今後は運営費、及び議員先ほど申しましたように、かなりの経費がかかりますので、光熱費を含めた経費に対応した利用者負担をどのようにしていただくかを県と協議しながら、また議会の皆さんとも協議しながら考えていきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思っております。

13番（山田直志君） まず、1点目の方針は町長の方針、考え方ですから、これはまたそれぞれの質問の中で具体的にお聞きしたいと思っております。

まず、2点目の税の確保、収納対策、滞納対策等の問題なんですけれども、先ほど町長言われたように、競売というふうな話もありましたし、いろいろ収納課ができて対応を踏み込んでいるという内容は、今お伺いして、なるほどそのとおりだなと思っております。ただ、私が今考えますに、今もう既に54億円というふうな滞納がある状況というのは、これは経済が今後改善をしたとしても、その年その年の固定資産税が支払える状況には環境は変わるかもしれないと思っておりますけれども、今までの滞納が一気に整理できるところまでいくのかということになると、これはなかなか厳しい問題がそこにあるのかなと。総理大臣みずから、あと3年ぐらいはこういう状況だというようなことを、選挙中を含めて言っておりますから、あと3年、4年、実際どの程度みんな頑張れるのかなと。

こういう問題を見たときに、私は、今やはり町にとって2つの危機があるのかなというふうに思うんです。1つは、観光の基盤として、また経済の中心としての旅館やホテルがどうなるのかという、この危機が一つあるわけです。同時に、そのことは観光立町と言ってきた東伊豆町の財政と自立の基盤が失いかねない危機だというふうに思うんです。そうして考えると、多少踏み込んでしまいますけれども、今のような税金の納入をさせるという方法だけでいいのかなのか。

私は、例えば今町長が言われたように競売によって経営を移譲させるという考え方や、場合によっては民事再生法を考える。町内でも倒産等々したケースというのが何件もありますけれども、民事再生法等を使って今、健全な経営をしている施設もあるわけです。今後、東伊豆町が存在していくためには、経済的な面でも、雇用の面でも、ホテルや旅館というものは全部そのまま残るとは言いませんけれども、やはりある程度必要な存在だと思うんです。そうしますと、取ることだけに目を奪われてしまって、その会社が病気の状況から健康な状況になるということがなければ、この先も東伊豆町というものが存在し得ないのではないかなというふうに私は考えるんです。そうして見ますと、銀行さんは出資したお金の回収がメインですから、こういう町の経済の問題、また雇用の問題を含めて、こういう考え方ができるというのはやはり町しかない。ただ、専門的な知識があるかどうかは別としてね。

でも、町としてはそういうふうな考え方をしていけないと、税金を取りたいんですけれども、取ることばかりに目が向かわれてしまって、その企業がつぶれてしまうとか、弱ってしまうということは、これも極めて町にとっては残念な結果というものになるので、やはり私はそういう企業を健康な企業に変えるというところあたりを、町としてもひとつ考える必要があるのかな。

収納課という一つのセクションが新たにできたという中で、今、町長が言われたように電話や臨宅徴収というその人海作戦でフットワークよくこれに当たるというふうな問題、また法的に可能なものをやるという問題。しかし、今の東伊豆町の状況では、もしかすると競売や民事再生法を適用して、当然これはセーフティーネット等々の問題も考えなければなりませんけれども、ほかでやらないように突っ込んだ対策をしていく必要性というのではないのかな。そろそろそういう問題も考えていけないうけないのではないかなというふうに考えておまして、ぜひその辺で町長のお考えを伺いたい。

3つ目の旧伏見の問題、町長言われたとおり、これは町としてみると、環境の問題と財源の問題と両方の側面で考えなければならないので、どちらかがバランスがとれないということになれば、これがやはり今適切な時期ではないという判断は、まことにそのとおりだなというふうには思います。当然、環境と財政、町としての財源対策という面の両面で、さっき

町長も言われたように、ほかの例になるという点も踏まえながら、対応していただければいいのかなというふうに思います。

最後4点目、アスト会館の問題ですが、町長、現状でも職員が管理を除いても健康づくり係だけでも6名の配置をしているわけです。その運営の経費全体を考えると、来年度になれば4,000万円を超えるぐらいの金額があそこにかかってしまう、現実としては、やはりそういう面で今、町長言われたようにどういう形かということですけども、200円でも300円でもどういう名目かを含めて、場合によっては町長、県との問題では、これだけやはり町がこれだけの仕事をしていると、スタッフを配置してもう県内にない健康づくりの取り組みをしているということの実情もしっかり話ながら、場合によっては補助金を返してもいいというぐらいの腹構えでやらないと、町長、この間も言っていましたけれども、1日だって200人利用客があれば300円でいったって6万円ですから、1カ月やれば150万円、そういう考え方をしていけば、1年間で1,800万円ぐらいのお金というものがその利用料であげられるそうしてみますと、実際に4,000万円からかかっても、半分以上特に人件費を中心とした部分が多いんですけども、その部分というのがしっかり確保できる。この部分は非常に大事だというふうに思うんです。

既に今、工事で来ている方がいろいろなお金の事情や何かで1月からは来られませんかとかいろいろな話も出ておるような、心配の声も町民の方からは聞いているんです。やはりそういう方々からも、幾らかぐらいのお金なら払ってもいいなと。僕もこの間聞いた方だと4回行ったというんです。4回ぐらいプールに入って、そんなに体がよくなりますかと言ったら2人口をそろえていや、よくなったと、痛みがとれたと。通っている方に偶然会ってお話を聞いてそういう状況なので効果はあるんでしょう。だから、そういう点では長く続けたいし町が本当にこれをやっていることが負担であるならば、私たちは幾らかのものを払うということについては、もう全然問題ないと。病院やいろいろな形のものにお金を払うのであればああいう形のものにお金を幾らか取られるのはいいんですよと、こういう利用者の声もありますので、ぜひこの今の町の財政状況を考えても、4,000万円から事業に投資しながら、片一方では収入がないということになると、非常に財政が厳しい中では、そこは一つの矛盾にもなりますから、この点はぜひ改善をするという決意で、場合によっては本当にそんなうるさいことを言うなら補助金は返すよと、そのぐらいの気持ちでこれをやらないと2,000万円ぐらい、場合によって現状で200人ですけども、河津町の方にも有料にして利用していただければ、利用料金というものはもっと上がるわけです。2,000万円からのものが上がるということがあるわけで。そうすると、4年、5年すれば1億円ぐらいのものは回収できるというぐらいの気持ちで\_\_\_\_ 実際返せということではないけれども、県にまでもやはりそのく

らの気持ちで、東伊豆町の取り組んでいるサービス、やろうとしている質の高さ、また利用者の声というものをしっかり伝えてやっていかないと、その面ではいいけれども、やはり財政負担が大きいということでは、利用していない方もいらっしゃるわけですから、ぜひその点をお考えいただきたいと思います。

町長（片野 武君） いろいろ提言をいただきました。

まず、収納対策について、大変思い切った提言をされました。旅館、ホテルの経営危機と経済基盤の危機と両方があると、そのとおりだと私も思っていて、議員おっしゃいますように、病める企業を健康な企業に変えていく一つの方法、これは相当な荒療治だという覚悟をしなければならない。じゃ、果たして行政としてそこまで踏み込めるのかという問題も大きなネックとしてはあるんじゃないか。おっしゃることは十分わかっていますし、そうあっていただきたいし、今後10年、20年先を考えたときにそうなくてはいけないと。今のよう形で主力産業が低迷をしている。しかし、中にはきちっとした経営をして立派に伸ばしているところもあるということで、殊に民事再生を申請して、経営者がかわって経営システムが変わったところが非常に伸びていると、こういう町内の実態もございまして、検討をさせていただきたい。ここで今、即、私の口から、なるほど、確かに考え方としてはすばらしいものがありますけれども、行政がそこまで踏み込むのはいかがかというような懸念もありますもんですから、しばらく検討をさせていただきたいと思っております。

それから、旧伏見の対策でございます。温泉場の環境問題と同時に、やはり私どもの財政の財源の問題と、この2つが包含された問題があります。しかし、先ほども申しましたように、やはりあそこの温泉街の中心地を、今現在のこれだけ下落した地価で払い下げをすることが、町民の皆さんから納得していただけるのかどうか、ここに非常に問題がございます、はっきり申しまして。そういったことで、改めて、議会でも終わりましたときに、また皆さんの御意見をいただきながら、それで現状がこうだというようなことの実態を提示しながら、広い角度の御意見をいただいて、一つの方向性というものを導いていきたいと、かように考えております。

4点目のアスト会館のプール、全く私も同じ気持ちでいますけれども、補助金を返すぐらいの覚悟をしろというようなことを言われましても、せつかく10分の10の約1億円を取ってきまして、その上に運営費も1,000万円ばかりもらった。そういう中で、先ほど議員4,000万円の維持経費がかかると言いますが、あそこのカリキュラムの4分の3は、国県補助がございまして、これは引き続いてありますものですからそこまでネットではかかりませんけれども、いずれにいたしましても持ち出しになることは間違いない、御指摘のとおりでありますので、何としてでも、幾らかでもそういったことで埋めていきたいということで、

一つの契機としまして、アスドの本館の再開のときに、その利用形態を少し変えた中で考えられるのかなと、こんな考え方も私自身持っております、今、山田議員が会長をされております、先日も諮問いたしましたアスドの運営委員会の方にも、そこを含めた中の御検討をお願いしておりますので、私は私なりの考え方もございますが、ぜひ一つ広範囲な議会の皆さんのお知恵もかりながら、どうしたらいいのかということを一かつまた御提言をいただければと思っております、本音といたしましては料金を取りたいというのが本音でありまして、それで幾らかでも運営費の足しにしていきたいというのが本音だということをご理解をいただきたいと思います、かように思っております。

13番(山田直志君) 町長、収納対策の問題と、今聞いていてやはり2つあるんです。

1つは、やはり国も産業再生機構みたいな取り組みをしています。東伊豆町がそれくらい大がかりなことができるかできないかというものもあるんだけれども、当然これ役場だけではできないことだろうし、商工会やまた中小企業コンサルタントとか、いろいろな方を入れるということもあるかもしれません。ただ、そういうことが必要なんだろうと思うんです。

ただ、一方の問題で、町長、現実を考えてみると町内でやはり経営破綻をしたというふうなホテルの中で、末期まで来た場合に、言えば正式な金融機関ではないところにまでやはりすがってしまって、そのことによってその事件が、事案が全然動けないというパターン、これは町内にもあります。一番懸念すべきはそこのところだと思うんです。それはどこが病状としてということが非常に判断難しいと思うんですが、しかし、非常にいい施設であったり立地がよくても、最後来たときにそういう正規でない金融機関がいろいろ出入りすることによって、もうどうにもその問題について問題の解決ができないという事態が、やはり起きているわけです。

そうしますと、やはりどこかしらでそういうものを前向きに考えていく。当然、もっと我々自身も民事再生法等の勉強もしなければいけないのかもしれない。でも、そういうことを含めて有利な部分があれば。でも、税金を取らなければいけないんだけれども、やはり旅館やホテルという施設は観光立町であるし、観光地であるし、そこがなくなった場合には税金が取れたとしても何ももとのもくあみということになるのが、やはり東伊豆町の辛いところかなという感じがしていますので、そういうサイドの危険な要素もその中にもあるわけですから見てとって、対応をする必要があるというふうに思います。

町長、アスド会館の問題ですけれども、でも、無料化をしているいろいろな方々が利用されているという点は、非常に効果があったと思うんです、先ほど言ったように。本当にたった4回ぐらいでも痛みがとれて、病院へ行かなくても済んでというぐらいのことがあるんでしょう。ただ、思ったんですけれども、その人たちももう今月行くと、自分たちが今やっている

講座は終わりですと。その後になると、もう既に1月からのやつはもういっぱいだったりするんですよ。そうすると、今度はやはり自分でそのプールへ行っても、ああいう形で体を動かす。やはり指導者がいるということがないとというふうなことは口々に言われていました。これはまた別の考え方もしなければいけない。やはり継続をしていただいて、ある程度半年、1年、そういうやつ自体を本当に体得していただければ、また別の形でグループなりでプールへ来て、体を動かして体調管理ができるんでしょうけれども、1カ月、2カ月のプログラムに参加しただけでは、今度、来月から、この教室が終わりましたから、はい、来てやってくださいと言われても、なかなかやはり対応できないですというのが、また、これは今教室に参加されている方の悩みでもあるんです。

こういうことも含めて、非常に広い方々、効果を出すという面も含めて考えると、やはりしっかりとした事業としてやっていく上でも、有料化というのは避けて通れないというふうに思いますので、町長もそういう気持ちだということですから、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

町長（片野 武君） 町内の主力産業である旅館の経営の問題、これは大変難しい問題があります。民事再生法と先ほど議員もおっしゃいましたし、私も答弁いたしましたように、それを受けて立派に立ち直っているところもあると、こういうことですからやはり商工会ともよく情報交換をしながら、そういった経営内容のチェック等もしながら、次のステップにどうしていくのかというようなことも、検討しなければならない段階かなと、こんな感じではあります。受けとめておりますから、今すぐこれをこうだというふうなことはちょっといたしかねますが、その方向で検討はさせていただきたいと思っております。

伏見の方はよろしゅうございますか。

じゃ、アスド会館の方の料金体系ですが、私も先日アスドへ行って、たまたまカリキュラムが終わって、片瀬の御婦人だったかお二人で、町長さん、片瀬までどれくらい歩いてかかるかなと言うから、30分くらいあれば行くと思いますけれどもと言ったら、歩いて帰ると言うんですね。それで、えっと言ったら、実は先々週までは、ひざが痛くて病院へ通っていたと。今、山田議員が体験されたような話を、全く私も同じ話を聞きました。それで、ここのプールへ通って1週間とちょっとだけけれども、もう完全に何でもなくなった。歩いた方が体のためにもいいから、帰りは下りだから歩いて行こうと思ってと、こういうことをおっしゃいました。

私は、アスファルトであるし、坂もきついですからやはり気をつけた方がよろしいんではないですかという話をしたら、それでも2人歩いて帰ったというようなことがありまして、大変効果があるのかなということで意を強くした、こんな事例もありました。そんな中で、

やはり県もこの事業は、県下で初めてということで非常に注目をしております。ですから、無料化の話も県とも何度も何度も詰めておりますが、出先では責任問題がありますもんですから、いいようなことを言いまして、私の方はそれでは一筆書いてくれと言うとだめなんです。そういったことの繰り返しがありましたけれども、今度は本館に行ったときに、改めて実情をお話ししまして、もし何かの形で取れるものがあれば、ぜひそうして前向きに取り組んでいきたいと思っております。

それと、現在プールが主体ですので、ほかのカリキュラムが、アリーナの方が今度の久野先生の講演を契機として、あした、あさってですか。これからアリーナ部分が始まります。地域のリーダーというものの養成もその中でしていきたいと考えておりますから。そうしますと、プールだけではなくて、体育館のアリーナ、あるいは地区の公民館等こういうところで気軽にそういった形ができる、そういう補助インストラクターみたいな人たちを養成をして指導をしていきたいと思っておりますから、そこら辺も踏まえた中で、やはり総合的な健康づくり対策というものをこれからは展開していきたいと思っておりますが、今現在、やはりプールだけに集中していますので、今、議員御心配の点なんかも多々あると思うんです。ところが、これからはアリーナの部分というのはかなり大きなウエートを占めてきますからこれまた新たな展開を見た上で、また皆さんと御相談しながら、そういった次のステップというものを考えていきたいと、かように考えております。

議長（太田長八君） 次に、第2問、予算編成について（2）を許します。

13番（山田直志君） 第2問、予算編成について（2）を質問いたします。

第2問では歳出を中心に質問をさせていただきたいと思えます。

第1点目は、観光業についてであります。

観光業は町の中心産業というふうに言われておりますが、不況や観光形態、ニーズの変化からさまざまな問題を抱えている産業でもあります。そういう中で、宿泊客数の減少ほかさまざまな点で大きなマイナスも出ておりまして、私は従前からこの観光関連の補助金については、見直しが必要ではないかということをつたたび主張しているわけではありますが、来年度の予算編成においては、この問題についてはどのような取り組みがなされているのか、お伺いをしたいと思います。

2点目では、観光業の基盤整備もこうしたニーズの変化に対応していなければならない時世でもあります。さらに厳しい財政事情から支出する事業費というものは、最大限の効果が期待できなければならないというふうに考えるわけであります。そこで、町長も先ほども言いましたけれども、熱川の桜山整備事業というのが、その内容や規模はどういうふうな形になっていくのか。まだ取り組む前の状況でありますので、概略御説明をいただきたいと思

ます。

第3点目は、これまでも行政改革ということについて人件費や消耗品や、いろいろな経常経費の見直しということが行われてきました。これはこれとして油断なく引き続き進めていく必要があるというふうに思います。しかし、歳出の中で十分にまだ議論をされていない分野というのが、私はこの公共事業における入札制度の問題ではないかというふうに思っています。

この公共事業について言えば、減ったとはいえ、まだ歳出の中での2割、10億円という部分が投資的経費等々の公共事業分野であるというふうに考えますと、この分野での改革なくしては、歳出の抑制というものについても限界があるのではないかと。当然、入札ですから透明性の確保を図りながら、コストの削減を図ることが、我が町としても避けられない課題になってきたというふうに私は考えておりますので、町長、この入札の改革について取り組むお考えがあるのかどうなのか、伺っておきたいと思えます。

なお、参考として、今年度における入札の落札率の平均、または最高の落札率、最低の落札率というのが、どういうものになっているのかお聞かせいただきたいと思えます。

4点目に、風力発電事業についてですが、これは質問を通告した後、基金条例が出てきましたので、これは中心的にはまた条例の制定の段階で話をしたいと思えますが、私はとりわけこの基金の起債等の据置き期間の3年間なりが非常に大事だというふうに思っております、とりわけこの3年間なりの収益を基金に積み立てるというふうにすべきだと考えておりますが、この点についてお考えを伺いたいと思えます。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長（片野 武君） それでは、山田議員の第2問、予算編成について（2）の第1点目、観光関連の補助金見直しについてお答えをいたします。

バブル崩壊後の我が国の経済は、依然厳しい状況下にあつて、景気回復についてはわずかな明るさはあるものの、まだまだ不透明感が高く、当町の基幹産業である観光関連産業の大きな税収等を含む財源確保に大変苦勞をしているということは先ほども述べたとおりであります。このような中に限られた財源を有効に活用して、住民ニーズにこたえるべく各課の予算編成に当たっては、常に主要産業施策を念頭に費用対効果をも考慮いたしまして慎重に取り組んでいるところであります。

御質問の観光関連事業にかかわる補助金の見直しについて同様に扱っており、毎年主要事業の緊急性、施策順位等を十分精査をいたしまして、町経済の活性化に結びつけるべく町補助金の交付ほか、国県の補助金の有効活用も図っているところであります。特に補助団体であります町観光協会を初め、町内の各観光協会及び旅館組合等のもとより、行政も一体とな

って首都圏を中心とした誘客宣伝活動や、各種イベント事業等を積極的に展開をいたしまして、当町の観光振興に大きな成果を上げていることは御案内のとおりであります。また、補助金交付に関連した費用対効果を考慮すれば、現在、町内6温泉地にある各観光協会の統合推進は、今後の観光振興の推進にとって必要不可欠なものと考えております。よって、新年度の予算編成に当たり、基幹産業である観光関連団体への補助金交付に関しましては、費用対効果を十分精査をいたしまして、慎重に取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

2点目の熱川桜山整備の内容と規模についてお答えをいたします。

御質問の熱川桜山の有効活用は、地元熱川温泉にとって長年の懸案事項であることは、既に御案内のとおりであります。よって、本年度の当初予算に熱川桜山整備事業設計委託料を計上し、入札の結果、納入システムに業務委託をしたところであります。主たる事業内容といたしましては、できる限り自然景観を残した中に、遊歩道 262メートル、木道 400メートル、展望デッキ及び観客席 1 式、あずまや 1 棟、公衆トイレ 1 棟、駐車場 650平方メートル排水工事 650メートル、案内看板 3 カ所のほか給水電気工事等となっており、事業実施は平成16年度、17年度の2カ年度を計画しております。本事業は県の観光施設整備補助対象事業であって、総事業費は約1億5,000万円で、うち県補助金として2分の1の7,500万円の交付が見込まれているところであります。この整備計画はユニバーサルデザインを基本にいたしまして、植栽等につきましても熱川温泉観光協会や奈良本区等地元の要望を加味しての自然公園整備を図ってまいりたいと考えておるところであります。

3点目の入札改革を行うべきではないかについてお答えをいたします。

公共事業は、住民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、その目的のために適正な価格で品質のよい社会資本整備をしなければならないと考えておるところであります。当町の入札制度につきましては、指名競争入札により施工業者を決定しているところであります。本年度の入札件数は11月末現在で建設工事が75件、業務委託が23件で合わせて93件の入札を実施したところであります。

御質問の入札における落札率の平均と最高、最低の落札率につきましては、98件の平均落札率が94%で、そのうち最高落札率が100%、最低落札率が74%になっております。ちなみに、この98件の請負比率の面から申しますと、平均が89%、最高が97%、これは災害復旧の関連です。最低が68%となっております。

今後も限られた財源を有効的に、効率的に活用し、町民の要望にこたえていかなければならないと考えておりますので、御理解をちょうだいしたいと思っております。

最後に、4点目の風力発電の当面の収益を基金積み立てをとということの御質問であります

が、先ほど議員もおっしゃいましたように、今定例会に基金条例の提案をさせていただいております。今、議員が申されましたそういったことで対処をしていきたいと思っております。風力発電事業の収益見込みにつきましては、稼働後の維持管理費用の予測が大変難しいところではありますが、現時点では年間平均 2,100万円から 2,300万円程度を見込んでおりますので、事業の安定経営を図る上で基金の創設が必要と考えまして、先ほど申しましたように基金条例を今回提案させていただいたところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

基金は、事業の運営はもちろんですが、クリーンエネルギーの趣旨からも、収益を環境に優しいまちづくり費用にも活用してまいりたいと考えておりますので、先ほど据置き期間の3年間を基金という御提言は御提言として、しっかりと受けとめてまいりたいと考えております。

13番(山田直志君) 町長、観光関連の考え方が、町長は費用対効果ということでは言われましたけれども、費用対効果で考えても、イベントやいろいろな宣伝のものについて、やはり従前から全然変わらずにやっていて、本当にこれは効果があるのかというふうなイベントや宣伝事業というのも少なくないですね。少なくないと思っております。例えば、今度は逆に個々の問題ではなくて、今の町の観光協会等々の費用構造を見ると、例えば町の観光協会の人件費で見れば、9割が町ですよ。各協会が持っている部分も400万円、約1割ぐらいですから、9割が町に依存なわけです。特別宣伝対策で3,600万円減りましたけれども、ここももう満額町が出す。

イベントについては、それは大小ありますから、また直接補助金に関係ないやつもあるんですけども、これでもやはりいろいろな補助としてもらったりするものでいけば、100から50ぐらいの間で相当の割合が町だと。さらに、基盤整備に至っては、これは全額町がやるということでやっているわけです。そうしますと、本当に役割の分担として、本来、観光の皆さんみずからの仕事、商売としての観光というものについて、それは個々にやっているというのはそうでしょうけれども、しかし、町の協会なりそれぞれの単協での仕事の中でいて町がやはりこれだけ今出すということが、本当に簡単な状況ではないと思うんですよ、この町がこれだけの役割を担っているというのは。もっとそれは入湯税も入っていればいいわけですけども、お客さんも減り、宿泊施設の数も減る。もっと言えば、それに見合った形で本来入れてもらうべきものが入ってきていないわけですから、そういうことを含めて考えると、こういう役割分担は、この役割分担自体も大きく見直さないといけないし、場合によっては効果がないようなものも、町が補助金を毎年つけることによって、そのまま見直しもされずに行ってしまう。

1回切るべきものは切って、本当にこれが必要なんだというものを、やはり結果を出してじゃ、これぐらいのことは町が応援しようというのはいいんだけど、旧態依然の形のものが、もうずっときてしまって、それがもう既得権みたいになってしまっている。これはやはり今の東伊豆町の状況で考えたら、とても異常な分野でして、こんな補助を受けている産業の人たちはいないわけです。観光関連の補助金については、僕は出すなという考え方は持ってないです。でも、1回役割を見直して、削るものは削って、本当に必要なものは何なのかということをやらないと、絶対これは改革ができないと僕は思っているんです。

その辺が今必要になってきているし、町の台所事情だってそのくらい、これ観光だけが聖域だなんということを言っている状況ではないというふうに思いますし、当然削っただけで後何もやらなくていいなんて思いませんが、しかし、観光を聖域にしないで今の上手に政策誘導をしていかないといけないというふうに僕は思っています。

2つ目の桜山の問題ですけれども、5,000万円ということで補助金の問題はあるんですけども、何か僕はほかの望洋公園の二の舞になるのではないかなという感じがしてならないのと、あと町でロイヤルというところの土地を取得をしたということもありますから、僕はやはり熱川温泉自体の必要性というのか緊急性等を考えると、このロイヤルの整備というものが、今、緊急度が高いのではないのかなという考え方を持っていますので、これは町長のお考えを伺いたいと思います。

町長、この3点目の入札の改革、率で見れば、積算でいけば100%で出ているやつが94%ということですから、いろいろな形で業者間も仕事が少なくなった中で、非常に値引き合戦といえますか、たたき合いで下がっているというふうにも聞いてはいますけれども、しかしやはり河津に行きましたときに、小淵沢の鈴木町長さんを初め、やはりこの合併をしないで自立をしていくというまちづくりの中で、栄村みたいに建設産業というものがいないところでは、職員が生コンを担いで舗装をするということもあるんですけども、しかし、やはり小淵沢を含めて入札の改革というのはもう避けられない。これはもう小淵沢の町長さんあたりも、当然いろいろな経費が下がっていると。仕入れする、U字溝を買う、グレーチングを買う、いろいろな製品の価格がやはりうんと落ちている。そういうものを含め反映をして、それを入札の価格に反映できるようなシステムに変える。場合によってはそれが指名競争ではなくて、一般競争入札の場合もあるかもしれません。

でも、こういう形を通じて、この公共事業の透明性とコストの削減というものを本格的に図る必要があるのではないかと。同時に、僕は前からも言っていますけれども、特定の業者がやはり何本の何本も仕事を取ったりとか、BランクがAランクに下請けしたりとか、入札についてもいろいろな問題はあろうと思うので、あわせてそういう問題も解決をしていくという

ことが必要ではないかなというふうに考えています。

町長、平成12年に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というのができてこれが今年の10月1日からの施行ということになっています。この法律によれば、公共事業が見込まれる内容について事前に公表をし、さらに入札をした後、どういう人を対象に入札を行い、どなたがどういう金額で落札したのか、そういう入札にかかわるデータをすべて透明化しなさいと、こういう法律ができて実施して、市町村もこれに対応しなければならないということになっているわけなものですから、これも法律に対応して必要な条例整備も、今図る必要があるのではないかなというふうに考えていますけれども、その点お聞かせください

4点目は、条例制定のときにやりたいと思います。

町長（片野 武君） まず、1点目の観光関連の補助金の見直しということで、役割の見直しをしたらどうかという御提言をいただきましたし、先ほど私は費用対効果を十分精査をしてやっていきたいという答弁をしているわけです。それぞれいろいろな考え方があると思うんです。ただ、聖域だと私自身は思っておりません。ということは、やはり主力産業であるということの認識はありますけれども、この観光だけが聖域だということではなくて、今、議員おっしゃいましたように、イベントを打っても年々年々集客をする誘客の人員が減ってくる大きなイベントもあるわけですね、これは稲取も、熱川も。そういうものの内容を見直すということも必要でありますし、やはり抜本的な改革が一度にできなければ、部分的な改革もしておく必要があると、私自身はそういうふうに考えておりますから、今議員のおっしゃいましたような役割分担をそれぞれしたらどうだということは当然投げかけてまいりたいと思っておりますし、そんなに余裕のある財源ではありませんから、そういった中で入湯税も思った以上に伸びない、片方で滞納が多くあるという中で、一つのルールというものをつくっていかなければならない時代には入ってきているなという認識は持っておりますので、いましばらく時間的な猶予をいただきたいと思っております。

16年度にすぐこのまま今の御提言が100%というわけにはまいりませんが、何かの形で反映をさせていたきたいと思っておりますから、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

それから、入札制度の問題でございます。

年々単価が下がっているということは事実で、今現在、私どもの積算というのは県の単価を標準としてやっておりますから、これは民間から比べるとすごくいい単価なんです、御案内のように。ですから、私はある程度請負比率というものを下げて入札にかけているということで、さっきも90%を切っているような請負比率が出ているわけですから、そういった中で、余り下げ過ぎますと、かえって今度は町内業者の育成というもので、競争の原理とい

うものは必要ですが、ある程度の保障をしないと、やはり仕事をして倒産をして、殊に今回も、Dランクのところは、国庫補助の絡むものは遠慮していただいた。今年の3月に苦い思いがあります。年度末にある特定のところが、2本も災害復旧を受けて途中でつぶれてしまって、この継続をどうするかというようなことで、工事保証もついてないような小さなもので、一つが80万円くらい、一つが100万円くらいのものでありましたけれども、そういったことでDランクはとれましたけれども、そういった中で非常に苦勞をしたと。大変な思いをして県に何度も頭を下げたというようなことがありますので、そういった中ではDランクは今回災害復旧には遠慮してもらった。こういうようなことがありますけれども、しかし、町内の業者の育成ということも片一方で考えていかなければならない。

こういう中で、各地で出ています公開入札制度でありますとか、あるいは予定価格の事前公表をして、積算根拠をきちっと提示させるとか、いろいろな方法がありますので、そろそろうちの町も考えなければならない時期にあるという認識は持っておりますから、しばらく推移を見ていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

13番(山田直志君) 観光のやつは、町長が答弁されていた6温泉観光協会の統合をすることがいいのかどうかという点では意見が違いまして、僕はかえって今の状況だと、観光協会と商工会あたりを引つけた方がよほどいいのではないかと。今の観光協会の機能であれば、そういうのもある。逆に6つある観光協会というのは、旅館だけではなくて地域の商店、床屋さんが入っていたり、畳屋さんが入っていたりというその地域に根差した観光協会の要素というのが、やはりそこにあるわけですし、逆に僕はそういう考え方もできるのではないかなと。

6つを一緒にして、地域に根づいた力が削がれるよりも、観光協会としてのその部分は残しながら、しかし、上の協会というのはそういう面で機能を、人材も豊富にいる商工会。地域によっては、まだ役場の観光商工課と観光協会が一緒だとか、うちの町も昔はそうだったようですけれども、そういうところがあるわけですから、いろいろな意味では、僕は6つを一緒にすることが適切なのかなという点ではちょっと疑問がありまして、逆に町の協会自体をそういう形で別な形に移行させることの方がいいのではないかなと、僕はそういうふうにちょっと考えたりしてしまして、これは意見が違ふところなんです。その点の一つあるけれども、ぜひ本当に聖域にしないでやっていただかなければ、町民の皆さんの不満が本当に大きい分野でもありますので、やっていただきたい。

町長、桜山は僕はぜひ見直す必要があるんじゃないかと思うんですが。ロイヤルというものの持っている観光、熱川の中での位置というのは非常に重要なポイントだと思うんです。

僕はそちらの方が、今後、町として基盤整備として着手する上では必要だなと。あれを駐車場にするのか、イベント広場という形で整備するのかあれですけども、そういう可能性を持っている場所ですから、それをやってほしいと思っております。

最後に入札の問題ですけども、僕も言おうと思っていたことを町長言われましたけれども、やはり公開入札の問題も含めた本当に大きな問題になっていることです。その上で、町長、これは僕は法律的な問題はともかくも、町長みずからそこは少し直さないといけないと思うんです。法律的に問題ないんですが、町長みずからがやはり季下に冠を正さずという部分でやっていかないと、こういう入札をやるとどうしてもやはり痛みというものはどこらかに行くわけで、そうしたときに、町長もそうだし我々もそうなんです。こう言っている私もそうです。また、我々議員も今、町民の皆さんからはおれたちの税金をもらってやっているということを言われるわけです。率直に、酒なんか飲んでいる人なんかだったら、もう目も当てられないくらい言われますけれども、そういう意識を持ってやっていかなければいけない。町長もやはりそういう点では町内の仕事について、町の関連の仕事については、町長のところからやはりこれはみずから襟を正すと。我々もそう、私もそうだと。我々もそういうところをやはり正して、厳しいんだけど、お互いがその厳しい中で力を合わせていくということが、今、入札の上でも必要だというふうに私は考えておりますので、ぜひそういう点も含めて、町長だけではなくて、我々も一緒にそういう点では、身を正してこの入札の改革にもやはり当たらなければ、今の私どもに与えられているわずかな財源の中で、町民の皆さんのニーズにこたえるということにはできないというふうに思いますので、ぜひそういう点も御検討をしていただきたいと思います。

町長（片野 武君） 先ほど、桜山の関連でロイヤルの件が抜けておりまして、大変申しわけございません。

ロイヤルの跡地の問題は、アルペンロゼからそういった形の寄付を受けまして、町有地として登記もしたわけでございまして、熱川のど真ん中ということもありまして、地元の意見も十分聞き、そして議会の皆さんとも十分協議をしながら、最終的にどういう形であそこを活用していくのかという問題を検討していきたいと、かように考えておりまして、それが何になるかは皆さんの意見、あるいは地元の意見等を踏まえた中での対応にさせていただきたいと思っております。

それから、観光協会の方はそういったことで必ず聖域ということではなくて、しっかりとやっていきたいと思っておりますし、入札制度の御忠告を真摯に受けとめて頑張ってもらいたいと思っております。

以上でございます。

議長（太田長八君） 次に、第3問、経済の活性化についてを許します。

13番（山田直志君） 第3問、経済の活性化について伺います。

観光立町とは言ふものの、観光だけでは産業振興では町が潤わないということは、もう既に明らかなことであります。その点で幾つかの分野の経済の活性化について質問をしたいと思えます。

第1点目は、商業の活性化についてであります。

私は、大型店の出店、また伊東市での大型店の進出等々によりまして、地元の商店価格競争では大変苦戦を強いられているのが現状だというふうには思います。しかし、考えてみると、私、個々の商店には大型店にまねのできない、大型店が持っていない特徴や技術、こういうものがやはりあるというふうに思うんです。そういう点で、個々の商店の特徴や技術をしっかり認めて、それを一つ一つ伸ばしていくということが、今個々の商店の魅力を磨いて町民にもアピールしていくということにつながるのではないかとこのように考えております

そういう上で、東伊豆町の 名人の店というふうな認定。別に、日本で一番何かが上手だとかおいしいということではないわけですから。しかし、東伊豆町の町民が、ここの店のこれならば大丈夫だよという、こういうその店の個性というものを認めてあげてやっていくそのことによって、消費者である町民の皆さんと商店が信頼関係を新たに築いていく。商業というのは、お金で物が右から左へ動くだけの世界ではないし、まして地域社会に存在する商店というのは、地域とのそういう信頼関係の中で恐らく存在しているんだろうというふうに私は思うんです。そういう点で、こういう何々名人の店。それはキンメのみそ漬けがおいしい店だということもある。そのかわり、ちゃんとしたキンメを使っている店でないと困るわけですが、そういう店というのもありますし、洋服の裁縫が上手な店だということもあるでしょう。おいしい野菜料理を教えてくれる店ということもあるかもしれません。

だから、やはりもう一回価格ではちょっと苦戦をしている商店について、しかし、持っている店の魅力というものを本当に磨いてあげる作業、お互いが認め合うということが地域の中で非常に私は大事だというふうに思っておりまして、そういうことを産業団体、いろいろなところで、なるほどこの店ならそうだなと、こういうことができると私は非常に町民の皆さんの中でのコミュニケーション、信頼の確立というのが図れるのではないかと。そういう点で、我々が知らなくて、聞いてみてやっとその店はそんなことをやっているというケースが今すごく多いですから、そういうことをぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

2点目は、職人の活性化の問題で、6月にも町長にも質問をしてあります。なかなか職人さんへの仕事というのは、依頼が面倒だということがやはり大きな要因の一つにも言われて

おりますし、新素材や住宅メーカーが我が町でもあちこち家が建つときには、最近はそのような状況になってきております。しかし、転職する人や、メーカーの下請になって何とか仕事と生活をつないでいるというふうな職人も少なくないということが実情でもありまして、この分野も100人から150人くらいですか、大工さん、左官屋さん合わせると、そういう関連いらっしゃいまして、今までこういう分野では何も町の施策というのは行き届いてないわけですし、ぜひ来年度の中で実現できたらなというふうに思います。

3点目ですけれども、朝市の充実と見直しについてです。

この朝市も本来観光施設整備事業から始まった朝市でして、第一次産業と三次産業の連携というふうなことが一つの目的としてあったと思うんです。しかし、どういうわけか今、現状としては一次産業と三次産業の朝市というよりは、ちょっと商業集積地というふうな感じもしておりますけれども、しかし、観光地として雨の日や何か行く場所がないというふうなことが東伊豆町の中で長く言われてきた中で、安心して駐車場の1階ということでお客さんが立ち寄れるということを含めて、年間相当1億円を超えるような売り上げを実績としては確保していると、こういうことも聞いております。

既に、これも10年くらいたつというふうな中で、見直しが必要かなというふうに思っているんです。非常に出店者の中で工夫をしていらっしゃって、なかなかその工夫に頭が下がるなというふうなことで、お客さんにアピールする品物を取り上げている商店もある反面、仕入れた品物を右から左に売っていて、ちょっと意欲に欠けているというふうなお店も見受けられます。

そういう点では、Jリーグではないですけれども、やはりこれはどこかで入れかえというの必要だと思う。これはフリーマーケットでも、1区画借りれば使用料を払うという中で町がつくってくれたところに、そういう点では最近電気代だとかある程度の水光熱費は負担をしているというふうに聞いていますけれども、町がこの商業集積つくったところに、もう10年、そういう点では使用料なんというものはなくやっているわけですし、そうするとやはり努力しているところは、当然それは評価されていいんですけれども、努力してないところがずっといるということが本当にいいかどうかということがあるんじゃないかなと。これはあくまでも朝市をやっている人たちのものではないのです、町の施設だということなんです。それはただで恩恵を得ているわけですから、それに対してやはり見直すところがあると思いますし、また、今商業集積という点で考えても、逆に商工会側とも事業者の中で出たいという人が多いということがひとつあるようです。

そういうことを考えると、例えば役場のこの海側のところですか、ちょっと道路を挟んでしまうと大変なのかもしれませんけれども、こういうところで少し増設をすとかいうこ

とも含めて、やはり非常にその効果というのは、観光との関連でも効果は上がっているんでしょうけれども、やはり見なおしていったって、充実を図ることがこの分野では必要ではないのかなというふうに考えています。

4点目は、敬老祝い金の支給方法についてなんですが、お年寄りからどうも一時と違って支給方法、これはヒップカードのせいなのかな。やはりちょっと制限が多くて利用できないというふうな声を多く伺うのが実情です。経済対策という面の側面もあるということですが、これは余りお年寄りの皆さんから使いにくいとか、不便であるということだと、敬老の祝い金の本来の意味が失われてしまうなど。私はそういう点では地域振興券みたいに、いろいろな産業の方々が使えるということでない、町が経済対策の一助として祝い金を別な形にした場合、効果というものがちょっとあるのではないかなというふうに思うんですが、その点見直しをした方がいいと思うんですが、町長のお考えを伺いたいと思います  
議長（太田長八君） 第3問の答弁を求めます。

町長（片野 武君） それでは、第3の経済の活性化についての1点目、東伊豆町内における何々名人の店認定制度の創設についてお答えをいたします。

今日の経済不況の中、町内各事業者が経済活性化に向け、真剣に取り組んでいることに深く敬意と感謝の意を強く持っているところであります。行政といたしましても、ハード、ソフトの両面の大小問わず、経済活性化に向けて最大限の努力を払っているところでもあります。ご提案の名人の店の認定制度の創設は、経済活性化に向けたユニークな企画と思われる。それぞれの商店が、何々の名人の店として商品価値を付して店頭表示や包装容器等への表示が、商品売上に結びつくものと思われるので、名人の家としての認定機関の設置に関しましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、今後東伊豆町産業団体連絡会等で検討をしまいたい、実現の方向でまいると考えております。

2点目の住宅リフォーム費助成制度の創設についてお答えをいたします。

御質問の助成制度は、近隣では伊東市が本年4月から住宅リフォーム振興助成事業取り扱い規定を定め実施しております。この目的は市内の建築関連業界の振興を図るため、市内の施業者を利用して、住宅の改良、改善工事を行うことが定められており、助成金の額といたしましては、工事の金額が100万円以上のときは限度額として10万円が助成をされておることとございます。伊東市では、今日現在ある130件の申し込みに対して1,050万円強の助成金を支払う予定であると伺っております。当町でも、助成制度の創設については十分理解できますが、介護のバリアフリーの補助制度や耐震補強の補助制度等の整合性も検討しなければなりませんので、今後前向きにこの整合性等の調査をしまいたいと考えておるところであります。

3点目の朝市の充実の見直しの出店者の入れかえと海側への増設ということの御質問でありますので、お答えいたします。これは一括してお答えをいたします。

港の朝市は、平成9年4月に役場庁舎1階の駐車場を会場としてスタートをし、今日に至っていることは御案内のとおりであります。当時は、果たして成功するか否かの不安と手さぐり状態でスタートをしたこの朝市が、今では出店者31人で、1億円産業とまで言われるほど盛況であることは、本当に喜ばしい限りであります。ここまで来るには、当初から港の朝市の運営に取り組んでいただきました関係者の熱意と地道な努力が今日の盛況を導いてくださいましたものと深く感謝申し上げますところでありませう。

御質問の港の朝市の管理運営は、出店者の互選によって管理運営委員会を設け運営をしております。店舗区画31はすべて利用されており、新たな出店希望者は現在1名おるそうでございます。出店希望者に対しましては、管理運営委員会において港の朝市実施要綱に基づき出店内容等の審議の上、出店にかかわる商品の可否を行い、空きスペースがないときは待機をさせていただいているのが現状であります。また、出店会場の造成につきましては、用地の問題もありますが、今後、出店希望者数の増減を見た上で、港の朝市管理運営委員会と協議してまいりたいと考えております。

次に、4点目の敬老祝い金の見直し方法についてお答えをいたします。

東伊豆町敬老祝い金贈呈要綱により、毎年4月1日より引き続き本町に居住をいたしまして、かつ住民基本台帳に登録され、また、その年の12月31日現在70歳以上に達する者に、1人3,000円贈呈することになっております。本年度は東伊豆町サービス店会よりプリペイドカード3,000円分を購入し、該当者に配布いたしました。現在町内の経済は厳しいことは質問者も承知していることと思っております。よって、幾らかでも町内の活性化になればと思い実施しておりますので、今後も引き続き実施していきたいと考えておりますが、先ほど壇上で議員御指摘のように、大変いただいた人が制約があるという声も聞いておりますが、そのらの関係の見直しというのはしていかなければならないというような認識は持っておりますのでございます。

13番(山田直志君) まず、名人の店の件は、町長御検討をいただくということで。ぜひ、つくって、町長言われた包装紙の問題もそうなんですけれども、例えばハイキャットでそれぞれの店の特徴とか、いろいろな工夫しているアイデアを、先ほど何かキンメを内臓をとってやっておくとかいろいろあるんですね。やはりお店をやっている人には非常こだわってやってきた技術や工夫のものがあるわけで、そういうことをぜひ私は有線テレビ等を通じて町民の皆さんにも伝えていただいて、あそこの店というのは、そういうことをやっている。それをお互い認め合うことが、地域の中では必要だというふうに思っています。

す。そういうことも本当に大きな意味で、商業の振興とかにつながっていくことだというふうに思いますので、ぜひお互いが信頼し合える関係を、そういうものを通じて築けたらというふうに思います。

2つ目のリフォームの問題ですけれども、6月にも質問しておりますけれども、町長、たしか伊東市は去年からです。今年また9月に500万円だか600万円補正をしているというふうに聞いていますけれども。ただ、町長どうでしょうか。このお金の使い方の問題としてあるんですけれども、僕が聞いた範囲では、県の先ほども出ました30万円の耐震補強工事の補助金についても、町が同額補助を出すとか、同額以上出すということについても禁止はしてない。この間、委員会で話が出たときには134件耐震の調査をしたけれども、約半数が強度不足ということで改修の必要性がある。しかし、100万円を超えるような工事になるという30万円の補助金ということで二の足を踏むということがあるとするならば、それが町の部分も入れて30万円プラス町の補助というふうなことで、そこで図られるとすれば、これは職人さんの問題だけではなくて、本当に防災対策の面でも物すごい効果になるわけだと私は思うんです。

ヘルパーの、介護保険の問題はちょっと仕組みが違うもので、国との問題でいろいろあるんですけれども、でもあれももし必要ならば、20万円の介護保険の住宅改造費というのは本当に微々たるもので、わずかちょっと手すりをつけたりするだけで20万円すぐ消えてしまうという実情もありますので、1つの制度であるけれども、それがその辺の2つの制度と組み合わせることで、町民の利用に、町民のサービス、いい形で提供できるとすれば、その辺の乗っかりというのもあるんじゃないのかなというふうに私は考えておりますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

町長、朝市の問題も確かに本当に最初のころからすると、特に観光客の方がいっぱいいらっしゃるようになったということは、いいことのひとつだと思うんです。それはやはり皆さん本当に努力していますよ。頭が下がる工夫、努力をしているお店もあるわけです。ただ、今町長が言われた点で言うと、一つ問題は出店の問題で、管理委員会でやってしまうということがあるんだけど、ただ、この財産がだれの持ち物かということを考えたときに、やはり僕はこの辺はしっかり、例えば町の広報なりで公募するということがなければ本当はいけないんじゃないかと思うんです、そういう性格のものだと思うんです。出店を募集するということについて、内部的に決めるということだけではいけないんですよ、これは、町の持ち物だから。

もし、これ公募というふうな形をとるならば、すごいそこへ出たいという人の声はあるわけですね。それを担当者なり出店の管理者なりに伝えていくという方だけで済ませる問題で

はない。あれはもう町の施策としてやっている事業ですから、当然運営についてはいろいろな事業を円滑にするために必要な話し合いはしているんですけども、でも、基本としては公募というふうな形をとらないと、使用料なしでそこへ出店をさせて、それで営業を認めてやっているわけですから、それが公平に町民に募集をかけられないということになれば、町民の皆さんが不審に思うのはある面当然のことで。そうして見たときに、恐らくまた先ほど町長が言われたように、募集に対しても出店したいという声も、またもっとあるのかもしれませんが。1人ということは僕は聞いてないですけども、もっとあるのかもしれませんが。これはやはり、そういう町の事業に対して協力していただいている面と、これはあくまでも町が主体となって設立した事業だということの両面が大事だというふうに思いますので、御検討をいただきたいと思います。

4点目のヒップカードの点は、僕は本当に前の地域振興券みたいな形の方がいいと思っています。やはり大川の人で、例えば農協が使えないということになると、大川北川の地区ですと、商店もそうないわけでして、そうすると農協が使えないということになると、やはり非常に利用性が低い。本当はそれは言われれば、現金でもらえればお孫さんに小遣いでも上げられるけれどもという意見もあるんですけども、それはそれとしましても、経済対策ということであるならば、やはり床屋さんで頭を少しきれいにするときに使ったということ。それは寝たきりの人でもやはり床屋へ行って、散髪代に充てるということもできるわけですから、その点ではやはり町としてはある程度広い業界で利用できるという形にしないと、お年寄りの方々との問題が生じてしまうなというふうに思っておりますので、よく御検討をいただきたいと思います。

町長（片野 武君） 名人の店ということは、先ほどの答弁でよろしゅうございますか。

では、2点目のリフォーム制度ということで、前にもこの質問をいただきまして、検討をしたいということでいろいろ検討をしているんですが、やはり伊東市なんかの例を見ますと相当町内業者に波及効果があると、こういう結果も出ておりますし、島田市の例なんかも調査をしますと、やはりそれなりに市内の工務店に仕事が出てきたと、こういったいい面があります。まして、この稲取地区は私の同級生を含めて相当職人さんの多い町なんですね、昔から。そういう中で議員の提案がありまして、その後ずっと検討もしておりますが、そういった中で、やはりできることからやっぺいこうというような考え方をしているところでありまして、先ほども御答弁申しましたけれども、県の耐震補強の30万円の活用、今回も5棟が2棟しかなくて3棟減額にするような補正予算もありますもので、せっかくいただけるものを返すというのも非常に心苦しいところもありますから、こういう制度等の兼ね合い等も検討しながら、何とかしてこれをやって町内の工務店さん、大工さん等が、よそに仕事へ行

かなくても、この中のリフォームというものができるといふ方法といふものを考えてまいりたいといふように思っておりますので、来年度以降といふ形で、ぜひひとつ御了解をお願いしたいと思っております。

それから、朝市の問題でございますが、町の広報で公募すると、こういう御提案ですからこれもやはり考えてみれば町が主体の施設を使って、議員おっしゃるような形でやっているということの中で、当然やっていかなければならない問題であるといふふうに思っております。この場合、朝市の管理運営委員会とまた十分協議をして、どういふ方法で公募をしていくのか。これ公募がやはり原則だと思っております。私も言われるまでもなくそういう形を思っておりますから。それである程度の制約もそこに加えなければいけない。さっき議員おっしゃいましたように、右から左に物を売るだけのものではなくて、やはり特色のあるようなそういう朝市といふものをやっていきたいと思っております。中でそうやっている方も多々ありますもんで、時々私も見させていただきますが、そういった中でかなり盛況を呼んでおります。そういう中での御提言ということも真摯に受けとめて、今後も委員会と協議をしていきたいと、かように考えております。

それから、祝い金の見直しの方法ですが、ヒップカードで確かに私のところにも何度もメールでもありましたし、おばあちゃんがもらったけれども、これこれこういうわけで使えないんだといふようなことでありました。そういうことで、ちなみに小売業市町村統計なんかを見てみますと、東伊豆町の小売業は約 242軒ございます。そのうちに東伊豆町サービス店会、要するにプリペイドが使用できる加盟店といふのは93軒しかないわけです。半分ないといふこの現実が、やはりこういったことを起こしているのかなと。

以前、私が就任前ですが、このサービス店会の役員の皆さんと協議をして、あらゆる業種で使えるようにしようといふことで、そういったことで経済対策をしたことがございます。そういう例もございますので、改めて地域振興券の形がいいのか、あるいはもっとどこでも使えるようにして、それを取りまとめる地区が取りまとめて、ヒップカードのサービス店会の加入点がそれを代行するような形がいいのか、そういった中で、いずれにしても町内にお金が還流するといふことが第一ですから、そこらを十分考えた上での検討を加えてまいりたいと思っておりますから、しばらくの時間の猶予をいただきたいと、かように思っております。

議長（太田長八君） 次に、第4問、有線放送の活用についてを許します。

13番（山田直志君） 第4問、有線放送の活用について質問をいたします。

有線放送は町内の広報の重要な手段として、また町民のコミュニケーションの一つとしても大切な役割を發揮しているといふふうに思います。しかし、逆に即応性がないことや、エ

リア情報の伝達という点では私は課題を抱えているのではないかというふうに思うんです。町には同報無線というのがあるんですけども、これは速報性はあるんですけども、逆に継続性といいますか、幅広い情報を伝えるという点に難がある。そういうことを考えてみたときに、火事であったり、今日も別に私が質問をするから伊豆急がとまったわけではないんですが、今日のやはり伊豆急がああいう形でとまったりしまして、通勤通学の人たちがどうしたらいいのか、どうなっているのかということがわからないわけです。とまっているということは同報無線でもやれるんですけども、そういうことをやはりやるとか、今後自分もホテルにいて経験をするのは、冬場、伊豆スカイラインであったり、中伊豆バイパスが雪で通れるのか通れないかというようなことが、朝、旅館の方々は本当に心配するわけです。そういうやはりエリアの情報というものを有線放送を使って流すというふうなことができないだろうかということを考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（太田長八君） 第4問の答弁を求めます。

町長（片野 武君） 第4問の有線放送の活用についてお答えします。

まず、できます。それをお答えをしまして、以下その理由そういった今後の計画等をお答えをいたします。

現在、火災等の災害が発生いたしますと、消防署から同報無線放送を通じて、火災等の発生場所と消防団の出動要請を行っておりますが、難聴地区の解消と消防団の出動命令の迅速化を目指して、今年度事業で東伊豆有線テレビの放送機器と消防署の放送機器を接続させて火災等の発生を消防団や住民に知らせる災害告知システム設置工事を現在進めております。

このシステムは東伊豆有線テレビと城東地区で伊豆急ケーブルの加入世帯の方が2チャンネルのテレビを見ているとき、「火災等が発生いたします」と緊急放送というテロップが出て、「消防署よりお知らせします」との音声テレビより流れますので、災害発生場所等の確認ができることになっております。他のチャンネルを見ていた場合には、「消防署よりお知らせします」との同報無線を聞いた時点で、2チャンネルにしていただければ、先ほどの内容が確認できるとこういうシステムでございます。運用につきましては来年の1月に機器の調整を行いまして、2月ごろから稼働を予定しているところであります。

火災以外の災害情報につきましては、鉄道の運行状況や道路情報などを役場からの同報無線による放送や東伊豆有線テレビを通じて知らせておりますが、風雨の強いときなどの放送は大変聞き取りにくく、役場への電話の問い合わせが頻繁となっている状態であります。

鉄道情報につきましては、伊豆急行の運行状況について、平成15年10月1日より伊豆急行のホームページにより携帯電話からも情報を得ることができますが、町民の利便性を考えますと、地元ケーブルテレビからの情報が一番確認しやすいのではないかと考えております。

今回、火災の場合につきましては、消防署において災害告知システムが導入され、2チャンネルでの情報確認が可能となりますが、火災以外の大雨や地震等による道路や鉄道の情報につきましても、この災害告知システムを通じて、東伊豆有線テレビから町民の皆様には正確な情報がお伝えできるように検討してまいりたいと、かように考えております。

13番(山田直志君) 町長、風雨のときだけではないんですよね。やはりデジタル化したんですけれども、スピーカーというのはどうしても前の方に行く性質があるので、うちの前にもあるんですけれども、やはりスピーカーの向きが違う方向を向いているもので入った、何かやり始めたというのはわかるんですけれども、窓をよほど開けない限りは、正確に聞き取れない。これはやはりどこでもあると思うんです。

デジタル化で音が割れるような状況というのはなくなっただけなんですけれども、逆にやはりクーラーや家の機密性が高まったということもあって、冬場あたり、やはり窓を開けたりするなんという、横着だと言えればそれまでなんですけれども、正確な情報を聞こうと思うと、しかし、それでも聞きにくい場合があるもので、今みたいな形で本当に取ればいいなと。特に問題はそうすると町の側の機材の問題ではなくて、やはり情報を収集するという体制だと思うんです。伊豆急であったり、県の道路公社であったり、下田なり、また東部の土木事務所なり、また気象庁なり、そういうところがデータがしっかりと来ることが期待されるわけで、この辺が体制をつくってできるようになると、毎日それさえ見ればいい。それを見るのがまた習慣に \_\_\_\_ 夕方結婚しましたとか、亡くなったなんていうやつも毎日自分らも見るとは思いますが、こういう情報もなく当たり前のことなんですけれども、やはり一度そういうことが起こったときに。このやはり7月のああいう豪雨のときでも、子供たちにしてもどうしていいのかわからないんです。伊豆急がとまっているんだけれども、どういう形で、いつごろどうするのか全然わからない。こういうときには、やはり通学、通勤ともに対応し切れない状況がやはり今年もありましたので、ぜひ生かせる形で御検討のほどお願いをしたいと思います。

町長(片野 武君) 先ほども御答弁をしておりますし、先ほど午前中ですか、鈴木 勉議員にも、災害告知システムの中でもそういったいろいろなことに対処できるような方法例えば、町が独自でやるのは今言うような告知システムもありますし、NTTでは171を使う方法もあります。携帯から伊豆急のホームページへアクセスする方法もあります。いろいろなことをそれぞれやはり告知をしないと、知っていないといけないと思うんです。やはり一番いいのは、2チャンネルの情報番組を割り込んで緊急放送でやるというのが一番確かな伝達方法かなということで、前々から検討しまして、今回今工事をやっております、来年の1月いっぱいにはでき上がりますので、2月ごろからテストをして運用開始をしたいと思います、こ

うということさらにそこにどういものをつけ加えていったらいいのかということも、皆さんの意見を聞きながらお願いする東伊豆有線テレビとも協議をして、やはり正確な情報が一刻も早く伝わるような、そういう方法というものをとっていきたいと、かように考えております。

議長（太田長八君） 以上で、13番、山田直志さんの一般質問を終結いたします。

---

#### 散会の宣告

議長（太田長八君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時33分）

平成15年第4回東伊豆町議会定例会（第2号）

平成15年12月16日午前10時開議

出席議員（12名）

1番	飯田龍一君	2番	森田礼治君
3番	西村弘佐君	5番	関野博君
6番	鈴木勉君	7番	山本鉄太郎君
8番	八代善行君	10番	太田長八君
11番	居山信子君	12番	定居利子君
13番	山田直志君	14番	内山恒昭君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	片野武君	助役	太田俊彦君
収入役	渡辺富夫君	教育長	石井建三郎君
総務課長	村木脩君	企画調整課長兼防災監	太田英明君
税務課長	西川真人君	収納課長	楠山節雄君
農林水産課長兼農業委員会事務局長	稲葉忠明君	建設課長	小澤正幸君
観光商工課長	山本幸雄君	消防長	金田弘道君
教育委員会事務局長	鈴木清司君	住民課長	山田嘉之君
福祉介護課長	村木重男君	健康づくり課長	鈴木希美雄君
国体室長	鈴木新一君	水道課長	田中輝知君

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 加 藤 悟 君 書 記 石 井 尚 徳 君  
事務局長

書 記 山 田 よし子 君

議 事 日 程 ( 第 2 日 )

日程第 1 一般質問

1 . 1 4 番 内 山 恒 昭 君

1 ) 町長の政治姿勢について

2 ) 予算編成について

2 . 1 番 飯 田 龍 一 君

1 ) 稲取港線 ( 信号よりヤオハン入口まで ) の現状について

2 ) 町長の選挙公約、特に経済対策について

3 . 1 1 番 居 山 信 子 君

1 ) 環境問題について

2 ) 町長の政治姿勢について

日程第 2 議案第 7 6 号 東伊豆町風力発電事業基金条例の制定について

日程第 3 議案第 7 7 号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の  
一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 7 8 号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約につい  
て

日程第 5 議案第 7 9 号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する  
規約について

## 開議の宣告

議長（太田長八君） ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成15年東伊豆町議会第4回定例会第2日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

## 議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

## 日程第1 一般質問

議長（太田長八君） 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

---

### 内山恒昭君

議長（太田長八君） 14番、内山恒昭さんの第1問、町長の政治姿勢についてを許します。  
14番、内山恒昭さん。

（14番 内山恒昭君登壇）

14番（内山恒昭君） 皆さん、おはようございます。

このたびの第4回師走議会に、私は2問の質問を通告してございます。質問は1問ずつ行います。回答につきましても一問一答でお願いいたします。

それでは、第1問、町長の政治姿勢について。

私は、自分自身の自戒を含め、片野町長の政治姿勢についてお伺いするものでございます。町長は、議員時代から今日に至るまで、長い政治生活においてあらゆる行政分野に精通しすべてを熟知した中で多くの業績を上げられてきたことは町民等しく認めるところでございます。しかし、世の常人としてどうしても長くなると、ときにはたるみを生じ、ともするときめ細かさや思いやりの心がおろそかになりかねません。本日は、このような視点を根底においてお伺いするものでございます。この質問の主眼は、片野町長の政治主眼である人にやさしい、環境にやさしいまちづくりという観点から、ユニバーサルデザインの精神に基づき質問をするものでございます。そのような御理解をいただければと思います。

それでは、明るい職場づくりの推進と町三役を含めた各職員との信頼関係の構築について

お伺いをいたします。

さて、本年も余すところ19日弱となりました。片野町長におかれましても、越年をすると直ちに就任以来為政者となられ3年目の充実期を迎えられ、さまざまな分野において多くの施策の展開とその御活躍が大いに期待されるところでございます。

この間、特に明るい職場づくりを初めとし、町三役を含めた各職員の指導、育成等教育の充実には、町長みずからの招聘によるところのNPO法人CS21、いわゆるコミュニケーションスクエア21の専門職員とその関係者をお招きし、2回にわたる専門的な研修を初め、機会あるごとにいろいろな研修を積み重ね、職員の意識改革や人材育成に積極的な取り組みをしてきたところでございます。また、町三役を初めとした各職員も真剣なまなざしで一生懸命勉強をしていた情景が、昨日のように目に浮かんでまいります。

以上申し上げました職員教育によるところの具体的な研究成果について、現時点でどのような評価を下されるのか、片野町長の率直かつ具体的なお考えについてお伺いするものでございます。具体的には明るい職場づくりの構築について、2点目に職員の意識改革や人材育成について、3点目に三役、各職員との信頼関係についてでございます。

なお、町長と職員との接着剤であります助役さんにも一言お願いしたいと思います。

以上です。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） おはようございます。

内山議員の第1問、私の政治姿勢についてということで、特に明るい職場づくりの推進、町三役、各職員との信頼関係の構築ということでお答えをいたします。

私は、町民の負託にこたえるべく、日々鋭意努力をし真剣勝負をいたしております。実際の町民の声を聞き、将来に向けどのようなまちづくりをしていけばよいのか、職員からアイデアをもらい、それらをさまざまな角度から検討をし、行政に生かしているところであります。したがって、三役、職員とも進言してくるものに対しましては耳を傾け、行政的な判断をいたしているところでございます。

今年から始めました係長補佐・係長会議では、自発的に町からのすべての補助金について個々に精査をした内容で助言を受けたり、すべての職員から1人1アイデア \_\_\_\_ これ 255編 ありました \_\_\_\_ をいただいて、改善できるものはすぐにでもと、助役、収入役、教育長、それから総務課長、企画課長が入って、この厳正な審査をして、今すぐにでも使えるものに対しては積極的にそれを取り入れ業務に生かそうと、こういうような形で今検討をお願いして

いるところでありまして、後ほどまたお答えをいたしますが、中にはすぐにでも取り入れられる、あるいはちょっと工夫するともっと現在の業務が改善できる、こういったものが多々ありまして、そういう中で今検討をしているところでもあります。

今、職員の意識というものは、この2月2日には御案内のように住民投票におきまして、合併をしない選択をした以上、今までの職員の感覚では町は生き残れないと私は思っておりますので、今年は特に意識改革をテーマに職員に接してきておりました。その中で、時には大きな声を出したこともございます。しかし、このようなことが職員と信頼関係がないと言われていたのかわかりませんが、自分自身では信頼関係がないとは思っておりません。なぜならば、私を含めてすべての職員は住民福祉のために働くのが職員の基本であります。しかし、今の職員には休日出勤や時間外のカット、職員の取り巻く環境の悪化についても非常に厳しいものがあり、反面気の毒に思っているところもございます。

せっかくすばらしい人材を眠らせてもいけませんので、優しくも、あるいは時には厳しくも、そういった中でこの指導をしながら町民福祉の向上に邁進をしていくと、これが基本的な私の政治の姿勢ということで、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

助役（太田俊彦君） それでは、内山議員さんの今の御質問の中で、3点にわたって明るい職場づくり、あるいは職員の意識改革、あるいは町三役と職員とのコミュニケーションというようなことでの御質問がございました。

町長の方から、明るい職場づくり、あるいは職員の意識改革等については答弁をさせていただきましたが、町三役等との信頼関係の構築というようなことではございますが、為政者であります町長より御指名を受けまして、皆様方議員から同意を得て選任されました以上は、やはり私たちといたしましては、町長を補佐をしましてみずからの職務に専念することが信頼関係を構築することと考えております。

具体的には、私の職務におきましては、職員が処理する事務の担当の監督というようなことを含めまして、職員と為政者である町長との信頼関係を私どもが潤滑油というような形の中で、信頼関係を構築していくというのも一つの目的でありますし、役目であると考えているところでございます。

以上でございます。

14番（内山恒昭君） 町長は、行政的な判断に基づいているいろいろなことをやっているということでございますけれども、ちょっと役場の中の雰囲気を見ますと、その辺のところは少々理解がいかないような職員等も見当たります。先ほど町長申し上げましたけれども、町民に対しては非常にすばらしい町長だという、そういうお褒めの言葉もいただいております。とにかくきめの細かい、人に優しいということは十分浸透しているとは思いま

すけれども、先ほどちょっと町長も申し上げられたように、たまにはどなると、そういう面が非常に何か威圧感があるというのか、そういう面でちょっと職員の判断がずれているのではないかと思いますけれども、今後そういう点も留意していただきたいと思います。

いわゆる町長というのは、常に町三役を初め各職員との相互信頼関係を深め、町民から信頼される明るい職場環境づくりをすべきであります。何と云っても最先端の職場が明るくかつ友情ある職場でなければなりません。家庭環境や職場環境をよくすることにより、町民奉仕のすばらしい公務員が生まれ、ひいては望まれる公務員像に近づくことによって、為政者である町長の提唱する人にやさしい、環境にやさしいまちづくりが初めて達成されるものと思われまます。

また、公務員は全体の奉仕者であるという基本的精神をよく理解し、公務に専念しなければいけません。それを通じて地域社会の福祉増進のための情熱が欲しいのであります。いわゆるユニバーサルデザインの精神に基づく心とその主張を取り入れるべく、今日まで行ってきた職員研修をさらに継続をし、回数を重ねることにより愛される職員となってもらいたいし、また、同時に、為政者との相互信頼関係を確立し、明るい職場の中でおおらかな気持ちで伸び伸びと個の力を発揮することによって、人にやさしい、環境にやさしいまちづくりになるよう、さらなる情熱を燃やしてほしいと思います。

この中で、2点質問をいたします。

町長は、やはり選挙公約とも言うべきUD室、いわゆるユニバーサルデザイン室の設置を含めた、専門的な今まで行ってきたユニバーサルデザインの研修等を継続する気持ちがあるのかどうか。

次に、助役には、再度、職員と為政者の間に入った相互信頼関係の構築については、これからどのようなお考えで進むのか、再度お伺いいたします。

町長（片野 武君） 御忠告は御忠告として真摯に受けとめるということはやぶさかではありませんし、そういうつもりでいますけれども、私は、理由なく怒ることは絶対にしません。それだけは信念を持っています。私は1回のミスでは、たとえ軽い交通事故を起こしても、初めのときには人間ですから間違いがあるから、今後気をつけるようにということしかしませんけれども、同じ人が二度同じことをやったときには本当にしかります。これは私が1回目に言ったことに対して、全然そういった反省もなければ、自分から気をつけよう、あるいは精進しようという気持ちがないということの判断をせざるを得ないことがあります。そういう点ではかなりしかります。

これは業務においても全く同じでありまして、めくら判を押してきたときには絶対にしかります。それはその前には、こういうことはこうですよ、こうですよという形の中で、徹底

をして、何回もした中で同じことを同じようにミスをした場合には、なぜそれが守れないかということではかることがありますけれども、理由がなくしてしかるようなことはまず絶対いたしません。それだけはぜひひとつ誤解のないようにしていただきたいと思います。

それから、UD室の設置というのは通告にはありませんけれども、せっかくのお尋ねですから、この後飯田議員からも同じような質問出ますものですから重複をするかなと思って控えようかなと思いましたが、2点にわたる最後の質問でございますから。

今、UD室というものをつくるということが、職員の総人員の削減というものをやっていたかなければならない。こういう中で課を設置することが果たしていいのかどうかと。これまた議会の皆さんと十分協議をしながら、私自身は、昨日の八代議員の質問にもありましたように、サミットというものとかを今後考えていく場合には、やはりその担当セクションというのは必要だろうというふうには思っておりますけれども、今がその時期かということ、ちょっとまだそういった時期では少し早いのかなと。もう少し経緯を見ながら、その中で改めて議会の皆さんとも全員協議会等でも相談をしながら、よりいい行政の推進ができるような、そういうような形で考えてみたいと思っております。後ほど飯田議員からも同じような質問が出まして重複しますけれども、そういったことで基本的なスタンスというのは、そういうことだということで御理解をお願いしたいと思います。

助役（太田俊彦君） 再度の御質問の中で、今後の職員との交流の方法というか御質問と思いますが、具体的にはやはり町長が考えていることの、例えばコスト意識、あるいはそれらを創意工夫をもって日々努力、日夜業務に携わるというようなことの中で、町長がどのように考えているかということ職員も理解をしていただかなければなりませんし、理解できるようにその間の橋渡しというような形のものに専心をしたいと、そういうふうにございます。いわゆるトップでございます為政者であります町長の考えを、それぞれの職員が理解できるといいますか、それで業務を推進できるような信頼関係といえますか、そういう場を持っていきたいと、そういうような形で考えております。

14番（内山恒昭君） 町長も、やはり怒る理由があるから怒るんだということでございますけれども、そこにはやはり助役さんという、町長の間には接着剤がありますものですから、為政者が直接怒っても、やたらに怒るのではなくて、その間に入る助役さん、ぜひ今後、町長さんの補佐的な役で、ひとつ女房ですから、憎まれ役も買って出なければいけないですよ。その辺のところを十分注意して、やはり職員との間に立って、明るい職場づくりをしていただきたいと、このように考えます。

以上です。

議長（太田長八君） 答弁はいいですか。

町長（片野 武君） 御提言、御忠告しっかりと受けとめてやりますが、ひとつ言いわけではありませんけれども、私が助役をしかるときもありますから。ということは、事務のミスを私のところまで引きずって持ってくるから、それを私にしかられる。ということは、決裁というのは順々に来るわけでしょう。議案者から私のところまで最終的に。その前に必ず助役のところに来る。そうすると、やはり庶務規則にのっとってきちっと処理されているかどうかというのを、私はチェックする立場に本当はないんです。事務のことですから政治的な判断をしなければならない。それはもうその前の段階でしなければならない。それがたまにあるわけです。そのときは助役を呼んで、どういうことなんだということでもしかることもありますので、ぜひそれは御理解して \_\_\_\_ 全部が全部ではありませんけれども、たまにはそういった人間ですからありますと。私も人間ですから欠点もありますし、長所はそんなないかもしれませんが、そういったことで忠告は忠告として、私も助役も三役も、そういった中でそのことを戒めとして、今後の行政運営に当たっていきたいと、かように思っております。

議長（太田長八君） 次に、第2問、予算編成についてを許します。

14番（内山恒昭君） それでは、第2問、予算編成について2点について質問をいたします。

第1点目、平成16年度予算に対する町長の基本姿勢と重点施策についてはどのような考えでおられるのか、お伺いいたします。

この件につきましては、昨日、13番議員にも答弁なさっていると思いますけれども、再度お尋ねするものでございます。

さて、地方財政は近年まことに厳しい財政状況下に置かれております。それに輪をかけるような地方分権によるところの市町村合併の急速な進展があり、さまざまな分野において諸問題が山積をしている今日、政府予算におかれても三位一体の改革に関連し、補助金や地方交付税の大幅な削減等が先行し、地方に還元されるべき税源移譲については、いまだに明確な方法が示されず、不安定要素がますます増大する状況にあります。当町の財政事情に置かれても、税収の大幅な伸びは到底見込めず、新たな税財源につきましては、国・県からの補助金、地方交付税等の依存財源の確保につきましても、なお一層の厳しさが予想され、大きな期待が望めないのが実情ではないかと考えます。

しかし、片野町長におかれましては、新たな予算獲得には当町の住民ニーズにマッチしたいわゆる国県が力強く推進をしているところのユニバーサルデザインに基づいた各種補助事業を中心に積極的にアプローチをかけ、関係機関とさらに連携を深め、事業を大きく伸ばしそれらによる当町の財政規模全体を拡大した中で、多様化する住民ニーズにこたえていき

いと力強く申し述べられ、日々努力しているところでございます。

以上のような観点から、予算編成に対する片野町長の行政手腕によるところの行政施策の展開選択や、その執行が大きく問われるところでございます。為政者として、また最高責任者として、これからの町の指針をどのように方向づけられるのか、その基本的姿勢と来年度予算の重点施策について、町民にわかりやすく具体的にお示しをお願いいたします。

次に、第2点目に、議会答弁の履行については、具体的な問題として2点についてお伺いいたします。

過去の議会答弁、いわゆる議会における一般質問等に対する町長答弁の中で、来年度予算で措置をする、したい等の答弁をしたものがございます。それらについては予算化する意図で検討が進められているのか否かについてであります。

それでは、まず稲取地区の上崎町竜宮神社周辺整備による観光名所づくりについて、これが第1点。

次に、昨日やはり13番議員から質問がございました熱川地区熱川桜山公園の整備については、おおよそわかっておりますので稲取地区の上崎町竜宮神社周辺整備による観光名所づくりについて、重点的にお聞きしたいと思います。

まず、第1点目に各事業計画の概要について、予算規模について、次に財源内訳について完成年度について、5番目に全体の整備面積についてお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長（片野 武君） まず、2問目の予算編成についてということで、第1点目の平成16年度予算に対する町長の基本姿勢と重点施策についてお答えいたします。

昨日、山田議員の一般質問第1問におきまして答弁をいたしました。町税はもとより国県補助金、交付税の増は見込めないというように思っておりまして、経常的経費の削減なしでは、予算編成はできないという非常に厳しい財政環境下でありますので、行政の徹底的なスリム化を図るとともに、費用対効果を念頭に置いた事務事業の徹底的な見直しにより、限られた財源の有効的な活用を図ってまいりたいと、こういうように考えておること、これが基本姿勢ということでございます。

次に、重点施策であります。まず少子・高齢化社会に適応した福祉関連施策の充実、介護予防事業の推進などの福祉対策の一層の充実を図ってまいりたいと思っております。また、後ほど詳しく言いますが、熱川桜山公園や片瀬海岸観光施設などの観光施設整備や農業基盤整備などの各産業の振興、合併処理浄化槽設置補助などの生活基盤整備の推進についても引き続き実施をしておりますが、大変厳しい財政状況の中ですので、より一層の政策、施策の重

点化、優先化を図りまして、行政サービスの維持向上に努めていきたいと考えておりますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目の稲取上崎町竜宮神社周辺整備による観光名所づくりについてと、熱川桜山の整備について、順次お答えをいたします。

初めに、稲取上崎町竜宮神社周辺による観光名所づくりにつきましては、本年の第3回定例議会での一般質問の際お答えいたしましたとおり、この岬は伊豆七島を初め、完成いたしました風力発電の風車や天城連山等々 360度を見渡せる風光明媚な地として、当町の観光にとって重要な岬でありますので、16年度に県の観光施設整備補助事業対象事業として遊歩道整備や、歌手の鳥羽一郎さんが、この稲取岬を歌った「愛恋岬」の歌碑を建立した公園整備に取り組んでまいりたいと考えておりまして、予算規模というお尋ねが新たにありましたが現在県と観光施設整備事業ということで2分の1の補助をいただくということで折衝中で、確定はしておりませんので、こちらの腹づもりがありまして、県も大体内諾はしていますけれども、今は発表の段階ではないということで、ぜひひとつ御理解をしていただきたいと思います。年度といたしましては、先ほども申しました16年度に執行したいというふうに考えております。

次に、熱川桜山公園につきましては、これも昨日山田議員にお答えしたとおりでございます。この熱川桜山公園整備につきましても、県の観光施設整備補助対象事業として2分の1の補助金を得て実施するものでありますので、公園整備の基本としては、できる限り現状の自然環境を保持しながら、特に植栽に関しましては、地元熱川温泉の観光協会や奈良本地区等の要望をも取り入れた自然公園整備を図ってまいりたいというふうに基本的には考えているところであります。

14番（内山恒昭君） まず予算編成ですけれども、国の方の指針ですね。非常に厳しい財政事情だということで、地方分権に伴う三位一体の改革、これが何かちょっと不安要素があるんですけれども、この改革というものは、いわゆる中央政府が補助金等で配っている金を、地方に移すことで自治体の自主性を高め、効率的な事業を通して経費節減やスリム化を図る目的であります。

この一角であります補助金の削減については、2006年度、いわゆる平成18年度までに4兆円の削減が目標であるということをおっしゃっております。また2004年、いわゆる来年度予算では1兆円の補助金の削減が決定をしております。このような中で、税源移譲につきましては財務省はたばこ税、総務省は所得税の一部を地方へ移譲をいたしました。2004年度、いわゆる来年度の移譲額は先細り税源と言われているたばこ税の4,200億円が見込まれております。

一方、地方交付税につきましては、これは早急な見直しをされているが、改革論議がほとんど手つかずであります。今後の三位一体の焦点は税源移譲と地方税に移ると言われておりますが、この地方交付税につきましては破綻の整備、地方交付税などと、毎日のように新聞紙上で踊っておりますけれども、この地方交付税はやはり官僚だけではもう処理できないというぐあいと言われております。この制度につきましては、法人税等国税5税の3割前後を原資に、国が各自治体で自由に使える財源として配る節目であります。ところが、バブル崩壊後の税収減や、景気対策のための減税等の歳出の拡大を受けて基金不足が生じ、交付税会計の現状は48.5兆円の借金を抱え込んでおり、また、本年度はさらに赤字国債を事実上11兆円上乗せをしてございます。

以上申し上げましたような現状にあるからといいまして、これをぱっさり削れば済むという話ではございません。なぜなら、全国の3分の2以上の市町村は交付税が税収を上回っており、交付税の大幅な削減は自治体の屋台骨を揺るがしかねません。よって、早急な交付税の健全化論が不可欠であります。本来、この交付税は地方固有の財源でありまして、聖域とされていたものでございます。

以上申し上げましたとおり国・県、地方自治体を含め、まことに厳しい財政状況下にございますけれども、このような中、ますます複雑多様化する当町の住民ニーズに的確にこたえていくためには、為政者としてその手腕が厳しく問われるものと思われまます。

そこで、このような観点からお尋ねをするわけでございますけれども、来年度予算の規模及び今後の予算財源確保について、町長の御決意をお願い申し上げます。

2点目でございますけれども、桜山のあれにつきましては、昨日、山田直志議員にも答弁してございますとおり、やはりこれは観光整備事業による2カ年の継続事業ということで、かなり大きな規模でございますけれども、私も実は望洋公園等も見に行ってきました。これもやはり同じような目的がありまして、これは60年からの3年間の継続でやったものでございますけれども、いずれにしても、その当時は非常に景気動向が上向きなときでございまして、ピークの平成2年の前にやった事業でございますから、この辺のところでは済んでおるのではないかと思いますけれども、今回の桜山整備につきましては、私は大賛成ですけれどもいずれにしてもそういう懸念がありますので、その辺にも十分注意した中で、町長の事業執行をお願いしておきたいと思えます。そういうことでひとつ、真剣に考えた中で。

それと私も中山間整備事業、これは田村町長のときでございまして、このときも中山間につきましては26億円の天井知らずの予算ということで、非常にそこに集中的に投資するのではなくて、こういう御時世ですから、既存のバイオパーク、あるいは熱川バナナ園等にそういう手助けをしたらどうかということで反対意見を述べたこともあります。そういう

中で、私はその中山間の奈良本の農村公園等をやるのだったら、今まで石原町長時代からの懸案でありました桜山公園の整備をということで提案した経過もございますので、私はこの事業につきましては賛成をいたします。

それと同時に、平成2年と平成14年を比較しますと、大体50万強の宿泊人員が減っております。また、財源的には114億円、この辺の落ち込みがございますので、このお客を最低限引きとめるには絶対必要な事業だと思います。それと同時に、やはり稲取地区の竜宮神社につきましても、町長もこの前議会答弁でもおっしゃったように、非常に意義あるものだと。それと同時に、広域的に整備することによって、これを全国の発信に役立つようになるかということで、ただいま前向きな答弁をいただきましたけれども、ぜひこの辺の答弁についてはもう一度御答弁をいただきたい。

昨日、ロイヤルホテル跡地をという話もございましたけれども、それにつきましては私もやはりそれは考えておりますけれども、町長答弁では熱川の住民と相談した中で、また議会の皆さんと相談して考えたいということでございますので、順序としたらやはり私は桜山については賛成いたします。

以上です。

町長（片野 武君） 予算編成の規模と財源確保をどうするかということが、まず1点目で、大変厳しいということの数字を、国の税制調査会を今やっております。

そういう中で、地方に移譲できる財源というものはどういうものかということ、来年度はたばこ税ということで4,200億円程度。しかし、片方では3省合わせて1兆円の削減をすることで、こういう中で大変厳しいということは認識せざるを得ないし、その厳しさの上に立った予算編成をしなければならないということであります。しかし、国も幾らお金がないといったって、場合によってはそういった国費がつく事業もあるということの中で、その取捨選択、どれをという形を早くからいろいろな形で、アプローチをかけたか、あるいは通りいいような形を持っていったり。

昨日も八代議員にもお答えしましたように、やはりこれからは国庫補助をもらうには、住民の協議、議論が重なった、要するにワークショップ、こういうものを土台としたものでないと国は受け付けないと、こういう方向を出しておりますもので、そうした中でアスのシンポジウム等では皆さんにも大変お世話になりましたけれども、そういう形で一つずつ積み上げていく。そういう形が最終的には国庫の補助にもつながっていく。こんな簡単なものではありませんけれども、そういう手順を踏まなければ、これからはだめである。国も我々も、あれもこれもという時代はもう過ぎたという認識をしなければいけない。

昨日も、山田議員から補助金の見直しということで、大変な御忠告や御提言をいただきま

して、私も考えるところが多くあります。そういう中で、今まではあれもこれもということですが、やはり住民投票の結果、単独でしばらくいくという選択をした以上、あれかこれかという形にならざるを得なくなる。そういう中での予算規模といいますと、やはり歳入に見合った予算を立てるとというのが原則であります。依存財源をやたら散りばめてというようなこと、これは確実にもらえるもの \_\_\_\_ 先ほども申しましたように、観光施設の整備事業ということで、もう県の内諾をいただいているようなものに対しては、ある程度の逸材をつけておりますけれども、それ以外のものに対しては、やはり単独事業というものをなるべく減らして、それはもう取捨選択をして、費用対効果というものを十分吟味した中での選択をしていかなければならない。

そうなりますと、やはり規模といたしましては、町税の規模からいきまして、今年、あるいは45億円から四十七、八億円かと、こういうようなのがやはり身の丈に合った予算ではないだろうか。これとしても、財源対策債とかいろいろなものを含めた中でやっていかなければならないということで、ぜひひとつ御理解をいただきたい。

今のところそういう規模になるかなというような形で、確たる数字の積み重ねをしたわけではありませんから、まだ確定はいたしておりませんが、規模としては大体そういうこと。財源確保については、先ほども言ったように、なるべく依存財源の獲得できるような土壌というものを早くからアプローチをかけて、先ほどの上崎町の問題も、もう既に前回の質問をいただいたときにすぐ動きまして、県とも協議をして内諾はいただいておりますが、予算規模については県の腹づもりもあります。こちらの腹づもりがありまして、大体一致しておりますけれども、今ここでこれだけということではないというようなことを先ほど御答弁いたしましたけれども、そういうことで、できる限りの依存財源の確保、それからやはり税収を確保するというのは、何を置いても一番の問題でありますから、昨日よりもその山本議員とかいろいろな皆さんからのいろいろな御提言をいただいて、収納課の実績はどうだと、あるいは今後の対策はどうするんだというようなことでお答えをしましたけれども、そういう税の根幹というものは、やはり税ということ認識をしまして、そしてそれを納めていただく、そういう土壌をつくっていくということをまず考えて、そうした中で執行していきたいと、こういうように考えております。

それから、桜山公園につきまして、第2の望洋公園にするなど、昨日もそういう御提言をいただきました。決してしません。ということは、あそこは政治的ないろいろな配慮があって、内山議員あの当時いらっしゃったからわかっていると思うんですが、いろいろなことがありました。ここで言うのも何ですから省略はしますけれども、そういったことで政治でできたところで、本当はもっともっと整備しなければならないところですよ、計画からいけ

ば。それが途中で放り出されたというような状況もありますものですから、それはそれとして私はやはり熱川駅に隣接して、駅の横からすぐ上がれるような \_\_\_\_ 車では上からでなければ上がりませんが、そういったことで非常に立地的ないい場所であって。あの望洋ほど海拔も高くない。熱川にすぐ隣接しているという。すぐ真下はもう旅館街だという、そういった立地的な条件がありますから、第2の望洋にはしたくないし、しないつもりでありますから、またいろいろな場面においてアドバイス等をいただければ、幸いというように考えておるところでございます。

それから、上崎町の問題は先ほど答弁したとおりで、今も申し上げましたけれども、そういったことで実現の方向で県とも内諾をいただいておりますから、鋭意16年度で進めていきたいと、かように考えております。

14番（内山恒昭君） 冒頭申し上げましたように、予算確保についてもかなり厳しい状況にあります。そういう中で、冒頭申し上げましたように、町長の政治スローガンでありますユニバーサルデザイン、この精神に基づいた国が力を入れている事業の拡大まで積極的をお願いをしておきたいと思っております。

それと同時に、上崎町の竜宮神社周辺整備ですけれども、これも町長がやはり全国の発信基地にしたい。稲取だけではなくて、東伊豆全体のそういう観光整備をしたいという答弁がございますものですから、それらについても十分御配慮をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

町長（片野 武君） 再度、上崎町の問題がありましたもので。実は私も、この前の質問をいただいたすぐ後に現地も調査をしました。そして、あそこの位置づけというのはやはり一つの散策のコースとして、観光船を利用した西側の温泉場とあの一角とをネットワークするような形、こういうものも考えていく必要があるということで、先ほども申しましたように、非常に風向の明媚なところでございますから、そういう面での情報発信というのはある程度できるのかなと、そんな形で考えております。

昨日の山田議員には言いましたけれども、行政報告の中で申し上げましたように、そのほかにやはり体験型の製塩所の復元であるとか、あるいは東伊豆ブランドの名水であるとか、そういったことで情報が発信できるようなもの、そういう基盤整備をして、それが観光に結びつく、そしてお客さんに一人でも多く来ていただく。やはり我々自治体がやるのは基盤整備、インフラの整備、そしてソフト事業はそれぞれの観協、旅館組合、民間に任せて、それで我々自治体がやるのはそういったことで、インフラの整備を集中的にやる。こういうことで、それぞれの持ち場持ち場でお互いにコラボレーション、協働をしながら今後の観光地と

しての育成を図っていく、これが基本的なスタンスだということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 以上で、14番、内山恒昭さんの一般質問を終結いたします。

---

飯 田 龍 一 君

議長（太田長八君） 次に、1番、飯田龍一さんより質問の順を変更したいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

1番、飯田龍一さんの町長の選挙公約、特に経済対策についてを許します。

暫時休憩いたします。

（午前10時43分）

---

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前10時45分）

---

議長（太田長八君） この際、10時55分まで休憩いたします。

（午前10時45分）

---

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前10時55分）

---

議長（太田長八君） 1番、飯田龍一さん。

（1番 飯田龍一君登壇）

1番（飯田龍一君） 私、このたび4月の町会議員選挙で当選をさせていただきまして、新人としてこの半年間、今日までわからないまま頑張ってきました。今日初めての質問でございますから、議長また関係課長、町長、質問等の中で手違い等ございましたら、その都度指摘していただければ、私、大変助かります。

私は、通告の中で2問の通告をしてございます。1問目と2問目はせんだって議長のお許しを得て順序を入れかえましたことを、ここで通告いたします。

初めに、第1問、町長の選挙公約、特に経済対策についてを質問したいと思います。

まず1点目、緊急経済対策として行った融資利子補給の現状と成果はいかがか。勤労者融資利子補給等の推進状況は。また、緊急経済対策推進委員会の今後の取り組みについてもお

教えてください。

2点目として、これも町長の公約の中に入れておりました固定資産税の減免、長期分納等括弧として国際観光旅館等のことを指しておりますが、来年度以降の実施計画もお教えください。

3点目として、現在疲弊している町内工務店の補助金、また、遊休町有地、これは民有地も含めます。町有地だけではございませんが、そういったものを活用した町営住宅等の今後の考えは。

4といたしまして、先ほども出てまいりましたが、ユニバーサルデザイン室等の設置また商工会等の綿密な打ち合わせを行われていますかという点です。

5点目として、平成2年に設けられました東伊豆町土地利用事業に関する指導要綱の施行区域、現在は2,000平米以上となっております。この2,000平米以上の緩和をするお考えは今後あるかどうかということです。

6点目は、その他来年度以降の短期的、長期的な町長の経済浮揚対策をひとつお聞かせいただければと思っております。

以上の質問は、すべて私たち東伊豆町の経済の浮揚につながることを思っておりますので質問をさせていただきました。それで、極力関係のあるものにつきましては担当課長の御答弁もひとつお願いしたいと思います。

以上でございます。一問一答でひとつよろしく申し上げます。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、初陣の飯田議員の第1問であります。

私の選挙公約、特に経済対策についてということで数点の質問をされておりますから、順次御答弁をいたします。

まず初めに、選挙公約でありました緊急経済対策といたしましては、国民生活金融公庫の御協力によって、本年2月に国民生活金融公庫、経済再生改革対応緊急貸し付け制度を新設をしていただきました。このことによって、当町では本年4月からこの貸し付け限度額3,000万円に対する東伊豆町緊急経済支援対策資金利子補給金交付要綱を定めまして、資金を借り受けたものに対しまして1%を限度に利子補給を行い、町内産業の安定化並びに振興発展に取り組んでおるところであります。

12月5日現在の融資件数は57件で融資額は5億7,070万円でありました。町の利子補給額は136万1,000円となっております。当町が政策支援として取り組みましたこの利子補給制

度は、全国自治体では初めてのケースであって、全国の日銀支店長会議でも、当町の積極的な取り組みが紹介されるなど、大きな注目をいただいているところであります。また、町内商工業者からも経営体質改善の一助になっているとの高い評価も得ておるところであります

しかしながら、融資相談者の中には営業内容が厳しいため、融資が受けられない事態も発生しているのもこれまた事実であります。町といたしましては、今後も商工会との連携を密にいたしまして、この制度の継続を図ってまいりたいと考えております。

次に、勤労者融資と利子補給等につきましては、本年の議会第1回定例会で山田議員にお答えをしておりますが、勤労者の支援対策の一環といたしましては、労働金庫の協力によって16年度施行とする勤労者経済対策資金利子補給金交付要綱を定めまして、教育資金として200万円を限度額に借り受けたものに対して1.2%の利子補給を実施してまいりたいと、こういう形で考えておまして、現在その実施方について事務サイドで検討しているところでございます。

次に、緊急経済対策推進委員会の今後の取り組みについてお答えをいたします。

この委員会は、1年前に町内の中小企業の経営安定を目的とした諮問機関として、町職員から7人、商工会職員から3人の計10人を選任をいたしまして、任期2年間の委員委嘱をした経緯がございます。よって、今後も町経済対策等の諮問機関としてのこの委員会の存続は必要不可欠なものと考えておるところであります。

2点目の固定資産税の減免、長期分納、要するに国際観光旅館等の長期分納の来年度以降の実施計画をどう考えているかと、こういうことでございます。

14年度の6月定例議会でも、山本議員及び鈴木議員の御質問でお答えしておりますが、公約の一つであります固定資産税の減税で、国際観光ホテル整備法の規定により、登録を受けたホテル業、または旅館業の用に供する家屋に対して課する固定資産税の税率は、不均一に課税することができるかとされており、これを減税対策として既に実施してはおりますが、いまだに厳しい経済状況であり、実績が出てこないのが現状でもございます。

また、長期分納の来年度以降の実施計画は考えているかとの御質問であります。納税は本来、納期年度の分納計画で納付していただくのが公平な税負担であります。現在の経済状況の中では非常に厳しいものがありますので、納税相談での対応を図っております。これが現状でございます。

次に、3点目のマイホーム建築への補助金、遊休町有地を活用した町営住宅等の今後についてと、こういうことでお尋ねがありました。

バブル経済の破綻によりまして、当町の建築確認申請もバブル絶頂期には年間約350棟の申請があったものが、平成13年度には77棟、昨年度14年度は65棟、本年度は11月末まで35棟

と年々減少しております。町内工務店による建築も減少し、他町村への仕事が多くなっているのが実情と思われまます。

そこで、昨日山田議員にお答えいたしました。今後、町内工務店による住宅リフォーム工事に助成できるよう、調査・研究を進めてまいります。また、遊休町有地につきましては町営住宅等への活用方法ではなく、定住型を目的とした分譲用地として整備をいたしまして次世代の住宅用地や町営住宅入居者等の住宅用地として活用し、他市町村への住宅建築での人口減対策を図り、あわせて町内工務店による住宅建築等による町内経済の活性化を図ってまいりたいと、かように基本的には考えているところであります。

4点目に、前項に関連したと、私はこれは前項に関連はしてないと思ひますが、単独ではお答えはしませす。これは関連しておりませせん。ユニバーサルデザイン室の設置、または商工会等との綿密な打ち合わせが行われていませすかということについてお答えいたします。

先ほど内山議員にもお答えをしたとおり、平成15年第1回定例会において、八代善行議員の一般質問で答弁をいたしましたように、ユニバーサルデザイン室の設置については、現在行われている行政の推進化にある意味では逆行する形になりますので今現在考えておりませせんが、全課の仕事を把握する中、あるいはそういった企画係で今担当をさせておりませす、将来的に、先ほども答弁いたしましたように、サミットであるとかそういった必要性を迫られたときは、改めて議会の皆さんとも相談をしながら、課の設置条例の改定というものを考えていきたいと、かように思っております。

ユニバーサルデザインの精神は、行政のすべての事業の中に取り入れなければならないものでありますので、14年度にはCS21の代表者と県のユニバーサルデザイン室長に来庁いただきまして、全職員を対象に研修を行いまして、その重要性の認識をしていただいたところでございます。商工会との綿密な打ち合わせについてはとのことですが、3点目の御質問にありますように、マイホーム建築の補助は町営住宅については話はありませせんが、現在振興中のユニバーサルデザイン実現化委員会には、商工会の要請により、企画調整・観光商工・建設課のそれぞれの課長と保健福祉センター所長が、委員として出席し、専門部会にも3名の職員がメンバーとして参画をしていませすということは承知しておりませす、その後の報告はまだ聞いておりませせんので、御理解をお願いしたいと思ひませす。

5点目の指導要綱の施行区域を緩和することについてのお尋ねですから、お答えいたします。

昭和50年代の指導要綱は、都市計画法の開発行為許可に必要な面積である3,000平方メートルとあわせて適応指導してまいりました。ところが、平成バブルにより当町においても、多くの分譲開発やリゾートマンション等の計画が申請され、3,000平米未満の開発計画の場

合でも、開発業者と地元住民とのトラブルが相次ぎ、町の審査の必要性が生じてきました。また、リゾートマンションや中高層建物に対しても、町の審査ができるよう指導要綱の強化見直しが図られ、平成2年より施行面積2,000平米以上の開発や、高さが5階建て以上、もしくは15メートル以上の中高層建物にも町の審査が適用できるよう改正をされました。

以後、開発申請の多くに町の審査ができるようになったため、効果があらわれていると判断をしております。開発事業には、道路や排水処理、防災対策、環境への影響等町の審査が必要な問題が多くありますので、現状での緩和については考えておりません。しかし、今後土地利用状況を把握しながら調査・検討を考えていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

6点目、このその他というのは、一般質問にはその他というのはありませんもんですからこれは削除した方がよろしいと思っております。

来年度以降の短期、長期の経済浮揚対策についての御質問であります。今のような国内景気の中で、1町だけで景気浮揚させるということは大変難しい状況であります。が、基本的には外部のお金をこの町に落とすということですので、観光客の誘致、国県の事業や補助事業が大きな課題となってくるというように考えております。

短期的には、先ほども申しましたように、熱川桜山公園の整備、稲取岬の整備、体験型施設としての温泉熱を活用した製塩事業、銘水開発事業、国県事業といたしましては、中山間事業、農村公園整備事業などで、長期的には現在検討中のアスト会館を中心とした、昨日も申し上げましたように、8本の柱で構成される「時空をつなぐエコスパイラル東伊豆」や、「風の広場」を中心とした稲取高原の名所化、稲取大川川から東部病院までの間、稲取町営住宅隣接地の宅地化構想などを考えております。国県事業といたしましては、稲取漁港広域整備事業があります。いずれにいたしましても、このような経済情勢の中で、町も財政状況が非常に厳しい時期ですので、しっかりとした財政基盤を構築いたしませんと、住民福祉に影響が出るといけませんので、皆様方のお知恵もおかりしながら行政運営を行っていく所存でございますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

1番（飯田龍一君） 町長の長いお答えで戸惑っておりますけれども、まさか1行で答えるというわけにはいきませんから、精いっぱい頑張ってみます。

まず、1番目の経済対策として行った融資利子、それから、今後の緊急経済対策委員会の1問目の再質問でございますが、当初、町長は目的としたものが町の融資ということで、いろいろ御苦労をされて、町も単独融資できないかなということで、縛りのない融資をということで、各町内経済の事業者のともかく下支えをしようということで、当初半年ほどはそ

ういった形で町単独で融資を多分考えていただいたと思うんですが、残念ながら、多分それは県・国了承を得られないということで、最終的に国民金融公庫の金融支援という形で落ちついたわけです。

先ほどお聞きしましたら57件、約55億 7,000万円の融資が現在実行されていると。当初これが10億円、申し込みが 150件ほどあったわけですが、100件近くがはねられたと、こういう厳しい状況になっております。交付金については、黒字企業でない場合はすべてもう担保優先と。今現在、町内事業所の中ではほとんど今借りている融資の資金の担保は抑えられております。ですから、新しい担保を出せと言っても現実的には無理でございます。そういう中で、まず担保優先でしか貸さないよと。もちろんこれは黒字企業はその限りではないんですが、現在、賀茂法人会の調べでも、企業の約 8 割が赤字を出しております。ということは約 2 割ぐらいの企業でしか黒字を出していないのが現状でございます。ですから、当然 100 件の申請があった中で57件、10億円の予想をした中で5億 7,000万円、これはある面で見るといいのかなと、よかったのかなというふうにも考えられます。

それから、もう 1 点、納期については、16年度以降の教育費 200万円、1.2%の利子補給ということは私知りませんでしたので、町長、これは実現に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

それから緊急経済推進委員会、これは役場の中にもできておりますし、商工会からも 3 人出向してということがございます。これも、極力こういう時代ですから今まで密にしてないというわけではございませんけれども、今まで以上の連携をとりながら、よりよい経済対策を模索してほしいと思います。

2 点目の固定資産税減免の件ですが、当初、町長は公約の中で今現在1000分の14が固定資産税でございますが、1000分の 7、要するに半額にしたいなというのは、メディアの中でもそういった中でも希望として一生懸命言っておりました。私たちも、せめて大手ないしは観光旅館のところだけでもいいから半減して、3 年とか 5 年の時限でもいいから、町長、半減できたらいいですねというのは、お話を聞いて何とか実現できないかなと。それで、少しの間だけでも観光業の浮揚の助けになってくれればいいなと思って期待をしていましたが、その後、これは町長ではなくて担当課に聞いたわけですが、現在国際観光旅館等では、1000分の12という形でこれが継続されていると。1000分の14ではなくて1000分の12という中で、2 ポイントほど下げて、これは今現在実行しているということで、1000分の 7、半額ではないんですが、ここら辺も厳しいと思いますが、将来的に可能性があるのかな。1000分の12がもう少し下がるのかな。1000分の12でもあと 2 ポイントぐらいでも下がるのかなというところを、単純にお聞きしたいと思います。

3点目の疲弊している町内工務店によるマイホーム建設の補助金、また遊休町有地ないしは民間の遊休地も含めてということのお尋ねですが、町長先ほど数字言っていましたけれども、私の資料によりますと平成5年、約10年前の中で約240件で5万平米という建設工事数がありました。現在はそれよりも30から25%ぐらいの落ち込みではなくて、比較して30から25%でしかないという非常に厳しい業種になっております。

ちなみに、約10年前の数値でいきますと観光業が60%、小売業が50%、半分というところもありますが、大体押し並べていくと55%ぐらいではないかなというのが現在の数値でございます。

この中で、非常に今一番厳しい、特に建設・建築業におきましては、こういった25とか30の数字でよく生きていかれるなど私どもも思います。生計を立てていかれるなどと思います。普通ではほとんど全滅になるわけですが、ただ、この業態は今、うちの町ではかなり町外に出て行って仕事をいただってくる。下請とか孫請とか、あとは日当だけでいくとか、そういった形で町内需要のかわりに町外に出ていける業種でございます。ですから、こういった数字でも何とかかんとか皆さん頑張っているとも思います。

その中で、このマイホーム建設の補助金、先ほどの町長の説明の中で、現在していないということですが、町内の低価格でのあっせん、一戸建て、固定資産税、住民税の増加、こういった新しい創設によって生まれてくる、町に反映されるものが非常に大きいと思います。できたら、マイホーム建設の補助金等の活用は、今後もひとつ考えてほしいなと思います。

それから、町長言いました遊休地の活用、これも公約の中でおっしゃっていましたものです。1年半たってまだ現実的には目にあらわれておりませんが、任期中の中ではぜひ何とか少しでも実現をしてほしいと、これもお願いをしておきます。

4点目、先ほど町長言われましたように、関連のあるということによって、私の資料は「関連」というのを消しましたけれども、ユニバーサルデザイン室等の調査・研究という形でお伺いをしたわけです。

私は第一段階としては、課でなくてもよいと思うんです。UD、要するにユニバーサルデザインによるバリアフリーの道路、公共施設、トイレ、個人住宅、こういったものの活用、これは正式な数値ではございませんが、試算によりますと、今後5年間の中で建築にかかわるもの、それから公共的なものにかかわるものということで、経済効果として24億円が見込まれる。次の5年間で18億円、合わせて10年間で43億円の町内需要が見込めるという形で、現在はまだこれに対する補助金等の国・県のきちとしたものがないということですが、近い将来、こういったUDの制度がもっともっと新しい形が出てくると思います。そのときに乗りおけないように、たとえ1人でも2人でも、UD課ではなくても結構ですが、UD担

当という形の中で先行して勉強していただいて、専門的な知識を備えた職員がいれば、これはその時代には即対応できるのではないかなと思っております。

次に5点目、先ほど町長の説明を受けて2,000平米の土地利用事業に関する件でございますが、確かに平成2年ごろ、バブルの後とはいいますが、平成5年ぐらいまでは大型マンションがざっと続いたわけです。現実的に平成5年、6年から大型マンション等の開発は下火になったわけですが、バブルがはじけてからも5年間ぐらいは大型マンションを含めた巨大事業が相次いだわけでございます。

その中で、現在はこういう状況下の中では、特に町内需要に限って言えば、そういったものが当分はもう出ないだろうと、これは私、行政でないもので簡単に言ってしまうけれども、行政の身になってしまうと、法律というのはそんなものではないよと言うかもしれま

せんが、とにかくにも建設関連への浮揚の一環として、今非常にネックになっている2,000平米というものが、もとの3,000平米に何とか時限的でもいいから緩和できないだろうか。この中で5階建て、15メートルとか、そういった形の枠組み以外の中身についての枠はございますが、そういったものも勘案しながら再度来年度以降煮詰めて、何とか実現の運びに持って行ってほしいと思います。

特に6点目につきましては、町長の豊富をお聞きしたということで、次回からはその他という項目はつけないでお聞きしたいと思います。6点目については、大枠お聞きしましたので、結構でございます。

以上でございます。

町長（片野 武君） まず、5点の再度の質問にお答えを申し上げます。

緊急経済対策で5億7,000万円ほどという形で、当初は10億円で予算も1,000万円と、1%で計上してあるんですが、やはり審査を受け入れていく中で、先ほども壇上で申したように、やはり非常にその融資が無理な企業が相当あったということです。それで、議員おっしゃいますように、それだからこそというようなことも私も考えたわけです。次善の策として保証協会と、こういうことでどうだというようなこともありましたけれども、これさえも枠がいっぱいと。もちろん担保もいっぱい。保証人もということになりますと、融資ができないという企業が多く出てきた。これは、こんなに悪くいっては、私本当にやる前までは、ある程度はカバーできるだろうと。中には何件かはあるだろうというふうには思っていたんですが、現実ふたをあけてみると、まだまだ厳しい、もっともって厳しい状況があるということで、来年度以降も続けますが、やはり今後は国民生活金融公庫ともまた話をしながらそういったことで緩和ができないかどうか、そういったこともひとつ検討課題として持ってきたいと、こういうふうに思います。

そういう段階ではありますから、ぜひひとつ御理解をしていただきたいと思います。次年度以降も経済活性化の推進委員会の存続はもちろんです、そうした中で意見交換をしながら、よりよい方向でやっていく。しかし、借りる側もやはり企業努力をしていただきたい。これは当然のことでありまして、やはり経営の改善というものはまず第一であろうと。やはり数字というのはシビアに出ますものですから、そういった面で、幾ら政府資金といえども、やはり青天井というわけにはいかないというような形で考えておりまして、今、税制調査会等で、第三者の個人保証云々という問題が問題定期されていますね、税制の中で。これを廃止の方向でいこうということになりますと、ある程度緩和という形がある反面、そういう面ではやはり担保第一主義にまた戻っていく可能性もあるのではないかと、大変微妙なところにありますもので、そういったところの推移を見ながら、今後の展開というものを図っていききたいと、かように考えております。

勤労精神については結構ということですから省かせていただまして、今度固定資産税の減免ですが、これが私も選挙公約でこういったことを打ち出して、上部官庁とも協議をいたしました。国の交付税も減ってもいいならやりなさいというようなことも言われまして、うち是一般財源として使える交付税というのは、やはりある程度は見込んでいかなければならないということの中で、大変残念であります、今まで1000分の14しかできなかった。しかし、この1000分の14も滞納がすごくあると、これは事実でございます。これはぜひ認識していただきたいと思えます。

先ほど申しましたように、長期分納というようなことも提案がありましたけれども、本来税というのは、納期限の中に何回かに分けて年度内に納めていただく。5月31日まで、遅くとも出納閉鎖までに納めていただくと、これが原則でありまして、これが公平さを保つ最大の要因でありますので、ぜひそこらも御理解をしていただきたいと思います。

先日の報道等によりますと、まだ決定ではありませんが、地方制度調査会の中で固定資産税の地方自治体の裁量権を認めたらどうだという意見が、かなり大勢を占めてきている。ある意味では引き上げすることも地方自治体として条例でできる。逆に下げることでもできるというような解釈も私自身はしておりますが、いずれにしても通常国会も始まりませんし、そういった中で税制がどういうふうになっていくかということは、注意深く見守っていききたい。これはつい先日の報道で私も見たものですから、そういったことで、こういう背景もあるということをぜひ御認識していただきたいと思います。

それから、マイホームの建築への補助金という形で、おっしゃることがわかりますもので昨日も御答弁いたしましたように、バリアフリーという問題に対する20万円を限度としてその9割を補助する制度が介護保険制度の中にありますし、それから、県の耐震補強の中で1

棟当たり30万円の補助。今回補正で3棟減額をさせてもらっていますが、そういったことで30万円というのが余りにも低過ぎて、やはりいかがかなという懸念もあります。そういう中で、昨日もお答えしましたように、リフォームに対しては町独自の補助制度を、これとかみ合わせながらプラスして、町内の工務店さん、大工さんの仕事の場を少しでも提供できればというような形を考えておりますから、そういった中での補助ということです。

あとは、住宅地は私の公約でもありますし、まだ何もやっていないと言いますが、1年半しかたっていないもので、4年の間に目鼻をつけるという形ではありますから、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

UD室の設置あるいはUD係というようなことまで譲歩いただいているんですが、しかるべき時が必ず来ると思うんです。そういったときにということを考えておりますもので、ぜひひとつそこらは、意のあるところだけはぜひ酌み取っていただきたいと思います。今、飯田議員は、UDというのは商工会なんかだとバリアフリーを主体に考えているんですね。しかし、町としてはUDというのは全体を考えなければならない。バリアフリーだけではないわけですから、そこらを兼ねたところで、じゃ、1課だけで、建設なら建設だけで済むかという形になると、そうではないわけですから、これに福祉が加わったり、住民課が加わったり、あるいは健康づくり課が加わったりと、かなり広くやらなければならない。そういった中で必ずそういう時代が近いうちに来ると私は見ていますから、そのときには改めて皆さんと御相談をしながら、課の設置条例等の改正もしていきたい。何度もお答えしているとおりですから、ぜひひとつそれは御理解をお願いしたいと思います。

それから、5点目の指導要綱の施行区域の3,000から2,000へというような御提言ですが、2,000にしますと今度は排水問題だとか、あるいは取り付けの道路の問題とか、それから防災対策だとか、環境に対する影響とか、こういうもののチェックができなくなるんですよ、町が。それでは一般の現在お住まいになっている町民が、それによって不利益をこうむるようなときに、町が指導ができないような形というものは避けていかなければならない。これはやはり住環境というものを、これ以上悪くしないということの最低限必要な取り合い道路の問題であるとか、防災対策であるとか、あるいは排水の処理ですね、こういったことが環

境対策には必要なものですから、こら辺の兼ね合いというものを考えないと。ただ、3,000から2,000にすればいいという問題ではなくて、そういった付随をしたものが町のチェックを受けるといって、地方自治体のチェックを受けて、良好な住環境、あるいは開発の環境を整えると、こういう側面的な意味もありますから、見直しに対しては現在のところ考えておりませんが、そういったことのコンセンサスを得た中でのということでしたらまた話は別ですが、今現在は考えていないということで御理解をお願いしたいと思います。

6点目は、短期、長期で結構だということですから、以上が御答弁でございます。

1番（飯田龍一君） 1問目の1点目の国金に関しましては、今、町長もいろいろ詳しくお答えをいただいたのですから、これは今後に期待ということでひとつまたよろしく、継続して御支援のほどをお願いしたいと思います。

それから、2点目につきましては、固定資産税の減免の件でございますが、現在私、数字的にはわかりませんが、最後のお答えの中で、いま1000分の12になっている企業がございませぬけれども、要するに減免をされた企業が、はたまた滞納になっているのかなど。それでは何もならないわけですし、これはある程度は完納するということの奨励の意味で下げているわけでございますから、そこら辺のところを最後にお聞きしておきたいと思っております。また、逆に言えば1000分の20くらいにして、完納したらここまで下げるよと、きっちり納めるよという、そういった奨励になればいいのかなど、これは最後のお答えの中でお願いしたいと思います。

次に、マイホームのところですが、私も現在介護の関係で30万円の補助金があると。確かにきょうびの改装の中でいきますと、すぐ300万円、500万円かかってしまう。そういう中で30万円もらうから改装しようというところの気持ちがあるのかなど。もちろん介護的なもので、改装をやむなくする場合は別ですが、通常のリフォームだとか、マイホームの建築ということの中でいきますと、今ここで町単独の補助とプラスして考えていただいたらというこれも希望としてお願いをしておきます。これはお答えは結構でございます。

ユニバーサルデザイン、バリアフリー、質問している私も勉強不足で、本当は町長ほど理解はしておりません。その中で関連によるところで質問を入れましたが、これはもっともっと私自身も勉強をしていかないと、非常に難しい問題でございます。ですけれども、これも来年以降、町長が前向きに考えるということでございますから、職員の方も少しでもユニバーサルデザインのことについて、時間がありましたら皆さんも勉強していただきたいと思っております。

5点目の町長もいろいろ厳しい土地利用に関するものの説明を伺ったわけですが、私の申しているのは町内企業に限り、こんな虫のいいことが言えるかどうかわかりませんが、町内事業者に限りというような形で何とか来年以降調査・研究、またいい妙案がございましたら、これも建設課長を中心に研究をしていただきたいと思います。この件については、お答えは結構でございます。

以上でございます。

町長（片野 武君） それでは、固定資産税の減免と減額を優遇措置を受けている企業の数と滞納の数。企業名は言いませんけれども、全部で優遇を受けて不均一課税を行っ

ているところはこの町内に24件あります。そのうちに13件は完納していただいております。11件が滞納あるいは分納で、その11件のうち8件は滞納プラス現年分を分納している。3件は未払いで分納契約もできないと、こういう状況もあるということをぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

それから、マイホームのあれは先ほど申したとおりですが、ちょっとつけ加えますと町営の住宅地をもし町が販売する場合には、原価を割るわけにはいきませんが、取得した価格、あるいはそういったことである程度安くてもいいものということで、それがあ意味では住宅建設促進になり、補助という要素にもなるのかなと、こんなことも考えておりますもので、あわせてまたその場面に来たら、改めて皆さんと相談をしていきたいと思っております。そういうことで、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思いますし、指導要綱の緩和というのは、町内業者に限るということになると、やはり法の平等という形になると、非常に問題がございます。その中で、それはそれであうんの呼吸というのもまたなきにしもあらずということで、ひとつぜひ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 次に、第2問、稲取港線（信号よりヤオハン入り口まで）の現状についてを許します。

1番（飯田龍一君） 第2問目、稲取港線、稲取中学下の信号よりヤオハン入り口までの現状についてということで質問をさせていただきます。

1点目、正確には平成8年ということなのですが、平成八、九年ごろ、ヤオハン開店準備当時の大店審、その当時は大店法でございましたけれども、稲取港線の拡幅案が町当局から提案されました。この事業のスタートから現在までの経過説明をお教えてください。私はたまたまこの大店審の委員をしていた関係でこういった質問になりましたことを、お許してください。

2点目、現在の下田土木事務所の考え方はいかがか。稲取港線の拡幅の事業でございます

3点目、拡幅事業を承諾している地権者の方へ、今現在どのような説明をしていますか。

4点目、この周辺道路は土日をピークに慢性的な停滞を起こしていることは町当局も十分に理解していることと思いますが、今後どのような進め方をするのか、お示ししてください

それから、議長にお伺いしますが、質問また再質問の関係は、非常に1、2、3、4問とも連携をしておりますので、1問から4問にわたって横断をして再質問等をすると思いますが、そこら辺はもし違っていましたら御注意を願います。

以上よろしくお願いたします。

議長（太田長八君） この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時42分）

---

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開します。

（午後 1時00分）

---

議長（太田長八君） 午前に続き一般質問を行います。

第2問の答弁を求めます。

町長（片野 武君） それでは、飯田議員の第2問、稲取港線信号よりヤオハン入り口までの現状について。1点目から4点目まで関連をいたしますので、質問者もそういったことを申しましたので一括してお答えをいたします。

まず、1点目の現在までの経過についてお答えいたします。

稲取港線は県が管理する道路であります。幅員が狭く通行車両が多いため、すれ違いが困難でしばしば渋滞を引き起こすことから、県に拡幅改良の要望を行いました。県において、平成8年2月より道路構造令をもとに国の補助を受けるため、幅員、道路幅12メートル、両側歩道付きの2車線道路として計画をいたした経緯があります。用地や家屋移転等も考慮いたしまして、現道から山側方向に広げ、一部小学校グラウンド用地も使用する計画を作成いたしました。区の役員や関係地主、関係機関に内容説明を行いました。用地問題等解決には時間を要すると思われることから、県と協議の結果一時保留することに決定したため、関係者に説明し、了解を受け現在に至っております。

2点目の下田土木事務所の考え方についてお答えをいたします。

県に相談した結果、保留または中断した事業については、その中断した理由となった道路用地や建物移転問題等の解決が今まで以上に図られないと、現在の厳しい財政の状況下では事業実施は非常に困難であるというような回答をいただいております。

3点目といたしまして、承諾している地権者の方へ、現在どのような説明をしているか、こういうお尋ねでございます。

平成8年に計画図が作成をされ、関係地権者へは全体説明会はもとより個別にも内容説明を行いました。当時、地権者から明確な承諾書等は受けておりません。その後、地元区からも改良要望があり、その都度地権者への用地等の協力をしてくれるようお願いをいたしております。また、関係地権者の方が町に相談に見えられた折にも、現況や工事实施に際して用地等の協力をお願いしているところでもあります。

4点目の今後の進め方についてお答えをいたします。

この県道拡幅は交通の円滑化や地域整備に必要な整備であります。道路沿いに多くの家屋が建ち並んでいる地区でもありますので、ポイント的にすれ違いゾーン整備等も含め、今

後も区役員や用地関係者の御協力を受けながら、道路用地、代替地問題の解決等の基礎固めをいたしまして、県に設計の見直し等働きかけていきたいと考えておりますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

1番（飯田龍一君） 私は、今回この図面上の沿線にあります \_\_\_\_\_ 1軒ほど会えないという地権者がおりましたけれども、今回綿密に1軒1軒を訪れ、現状の苦情それから今までの経過、スタートから現在までの様子を聞いてまいりました。中には、上がってほしいということで、お茶等もよばれながら夜の11時まで話し込んだお宅もございました。みんな真剣に話を聞いていただきました。

そういった中で、1問目のヤオハン準備の当時という1点目から御説明をいたします。

ただいま、町長が答弁した感覚と大分違います。当時の現状はかなり開きがあると思いますが、多分町長の御説明の中にも誤りがあるのではないかなと思います。

当時は、図面上にもありますように拡幅工事前の平成7年、文化会館の計画がございました。その中で、図面を前に解説いたしますと、この拡幅の前にこの工事を急いだ経過がございます。この中で、一部この線に沿ったところが小田急の土地を提供されました。それで側溝用地として、側溝用の工事金だと思いますが5,000万円という資金を補助、寄付をいただいて、この計画の前にここが先に工事がなされました。

その後、御存じのように、文化公園は議会で中断というか、中止という形でそのようになったわけですが、その後、急速にこの計画が持ち上がったわけです。本来は、こことここはジョイントしておりますから、この計画のときにこの拡幅の工事が出ていればわかるんですが、どういうわけだか急にこの問題が起こりました。その後、御存じのように、今現在のヤオハンではないんですが、ここにヤオハンが凍結を解いて、再度出店してほしいという要望がございまして、私は設問の中で先ほども申し述べましたが、大店審の役員の一人として、商業者の一人としてこの審議会に入っております。当時は、県の関係も含めてこの歪曲な道路、狭い道路の中では当時のヤオハンに許可をおろすことは非常に困難だと、そういう見解がございました。

それから、大店審の委員の中にも当時260数台の駐車場、今の建物の倍に近い規模でございましたから、委員の中にもこの道路では無理だという、そういった認識が強かったわけですが、ある日突然この図面がまいりました。道路が拡幅されるように県土木がオーケーしたから、検討してくれということで町当局からこの図面がまいりました。

そこで、大店審は後に1回、2回会議を開いた中で、もうとめる理由はない。ヤオハンの開店に対して凍結をする理由がないということで、とんとん拍子に県の方で、その後その年の暮れに認可がございました。ヤオハンは御存じのように、その後倒産をいたしましたが、そ

こでヤオハン問題は立ち消えたわけですが、その肝心のこの道路が先ほど町長説明した中では、かなり地権者に対しては失礼だなという言い方を感じたわけですが、当初ばたばたという感じでこの地権者をずっと説明をしながら、この道路が拡幅されると、地権者に説明をしたときには、もう既にこの図面ができておりました。

こういう状況になって決まるから、ともかく協力をしてくれという、選択をすとかしなやかということではなくて、ともかくこの狭い道路を広げなくてはいけないということの理由の中で、大半の地権者はオーケーをしていると思います。ただ、代替地の問題で代替地を希望するということはありませんでしたが、基本的な計画については、大体の地権者は賛成というか同意をしておると思います。

そういう経過から、この稲取港線の事業に対しては、県土木が何と言おうが、基本的には町当局が引き起こした人災だと私は思っております。今でも思っております。それから、後ほど、地権者の方の1軒ずつの声を聞いてありますから、これは聞き取ったとおりに説明というか御披露をしたいと思っております。

2点目、稲取港線の県土木の関係ですが、私、今井所長、それから増井課長等の御説明というか現状も聞いてまいりました。大体その中断をしているというくだりは県土木も資金的なものもないと、なかなか大変な道路だということは同じでございます。ですが、基本的にどうしても今の現状を考えたら、東伊豆町としたら微調整をしてでも、例えばグラウンドの周辺の微調整の路線の変更をしてでも、強烈に進めることであればそういうふうな手段をとらなくてはいかんだろうと。それにはやはり町長言いましたように、町周辺地域、それから各種団体等も含めて、もっともっと陳情等強いプッシュが必要だなというような見解は聞いてまいりました。ただ、断念をする、だめになるということでは決してないということではございました。

それと、3点目の現状の中でどのような説明をしているかというくだりの中で関連しておりますから、A、B、Cと、個人名はちょっと控えさせていただきますけれども、一応Aからずっとあります。時間がありますから御報告いたします。

A、売買希望、替地不要。特にヤオハンへの深夜トラックの振動が激しい。夜中に、明け方激しい。私もそこで聞き取りをしている中で、びっくりするぐらい、飛び上がるぐらいの振動が何回もありました。これは多分周辺の地盤がかなり緩んできているなということだと思います。ここはもう大概の建物を建ててしまっているから、早く買っていただければ結構だ。早くしてほしい。これは替地不要でございます。

B、現在町の耐震診断の補助金を申請しようと思っている、来年改築の準備をしているというお宅が1軒ありました。もう数年前より、いつかいつかと待って、ろくな説明がないま

ま改築をするのを我慢していた。私が行ったときにはちょうどよかった。こういう相談をだれにすればいいかなということでおりましたので、私に来たからといってすぐこれが進むわけでもない。議会の中の質問の中でこの稲取港線を取り上げるので教えてほしいという形でそれは言っておきました。でも、この方は耐震診断のものを暮れじゅうには申請をしていきたいと言っておりました。当然来年の改築を計画すると思います。これをどうして説得するのかと思います。

C、これもただ一応売買希望で結構です。早くかっていただきたいと。

D、ここは当時お父さんが代表でいたんですが亡くなった。もう7年も8年も前ですから今は、商売をする元気もあれもない。だから替え地も要らない。代替地の商売をするところも要らない。やはり買ってほしい。それで、代替の建物は裏の方を直して住む。ここもお話をしている間に、大型バス、トラックの振動が \_\_\_\_ ここが一番ひどかったかもしれませんけれども、大分振動が大きかったです。

E、何でもよいから元気なうちに完成してほしい。できればいろいろ準備もしなければならぬから。この方も決して若くないという方でした。

F、売買希望。計画があった段階で移転をしてもよいと思って、代替地は自分で買った。今その借金が残っております。立ち退きの話は \_\_\_\_ それで、そこの奥さんのお話ですが、普通通常の立ち退き話はなかなか進まない。20年、30年かかる。それは移転する地権者が移転を承諾しないから時間がかかるんですね。でも、この町は大体の方が売買か移転はしてもいいと言っているのに進んでいないというのはおかしいですね、おかしい町ですねというのがそこの奥さんの話でした。

G、この方は地上権しかございませんので、借地権のみの権利ですけれども、移転は承諾しています。数年前から雨漏りがひどく修繕しようと思うが、どうなっているのかな。これもその間の説明は当局から一度もありません。

H、資金的、年齢的には移転は無理。後ろから横にセットバックできれば可能だな。でも好意的でございました。この拡幅には賛成しております。

I、拡幅は賛成している。話は応ずるが、早くやってくれ。

J、この方も借地権でございます。替え地を早く探してほしいという一言でした。

K、役場から説明に来て、拡幅計画を早くしたいのでお願いしたい。代替地は町有地のここしかないと言ったが、ここしかないと言ったのがその当時示された代替地だと思いましたがとんでもない。近くに替え地があれば反対はしません。この方も老齢でございます。

L、ここは住んでおりません。地面だけでございます。ここも替え地希望。替え地のちょうどいいのがあればいいよということです。その後は、うんともすんともないから、二度と

売るものかと思っていた。こういうことは一度決まったことはタイミングがあるから早く進めないとだめになる。

以上、まだあと1軒ほど会えない方がございましたので、電話等でちょっと様子を聞いてみたら、親父のときと今は違うから、気持ちは違っているよということで、また、この暮れのうちに稲取に来てお話をしてくれるそうです。

全体的な感想としたら、この案件は7年から8年計画しているものの、当局から、ほとんどの方のところにも一度も説明に来てないということでございました。これは地権者の方に責任があるのでしょうか。その点4です。

この周辺道路はピークに慢性的というのは、先ほど町長もおっしゃったように、これは説明するまでもなく、ここに協会の方から、バス等の今年の数字をアバウトですが大体近い数字がございます。1日ごとの数字を出してもらいました。これを想定しますと、数年前は文化公園にはなかったんですが、これも観光政策の一環で、バスがいっぱい来るということは本当にいいことなんです。歓迎することなんです。ですけれども、片方では道路で問題が起きているという、このアンバランスが起きております。

今年の2月8日から3月10日まで約1カ月間です。これは去年も似たような数字がございますが、若干増えているそうです、今年につきましては。来年度もうすぐですけれども、あと2カ月もしないうちにそのシーズンが来るわけですが、富岡邸が586台、文化公園が505台、これは1カ月間の大型バスの大体の数でございます。そのほか、これは旅館さんが最近中式の観光バスを入れていきますから、それがどの程度の台数が来ているだろうと、その時期に大型です。それとマイクロバス、自家用車はまた別でございます。大体これが土日の場合ですと、大型バス50台、あとはマイクロ自家用車は別に約200台程度がああ道に入って出ていくわけです。

以上、4点をさっと説明いたしました。ひとつ御答弁の方をよろしく申し上げます。町長(片野 武君) 飯田さんね、「これは町が起こした人災だ」という言葉を使ったんですが、どういうことが人災なんですか。これははっきりしてもらいたい。これはそもそも町の工事ではなくて、県道ですから、我々は県のサポートをする立場にある。平成8年、私、当時議会にいましたからこのいきさつも知っていますし、今、飯田さんが言われました大店審の問題、この道路のことも出ました。それは御案内のとおりです。私も議会にいて承知をしております。

しかし、やはりヤオハンができるから道路が広がるということではない。あくまでもこれはそういったことで交通が激しくなるから、大店審の皆さんはすごくあの当時心配していたんですね。だから、何とかしてくれということで県に上申をしたときに、県が平成8年2月

に道路構造令にあった、こういうことで今持っている図面を県が提示したわけです。それでそのときと今とでは、今現在の地主さんの意向というのは確かにそうかもしれません。しかし、あの当時は全然違ったし、校庭の片隅でも、それを校庭を少し拡張するために削るといったらPTAが総反対をした、こういう背景もあるわけです。そういうことですから、町が起こした人災だということは、私は心外だからぜひ取り消してもらいたいし、取り消さないというのなら、その理由というものを、どういうわけで町が人災を起こしているかということをはっきりしてもらいたい。これだけは言っておきます。

ですから、そういったことでその当時と今とでは、やはり地権者の皆さんの考え方も違っていると思います。それは今、直近で聞き取りをされた飯田さんの意見というのは、今おっしゃられたことが、そういった聞き取りの結果があったということは認めます。しかし、その当時それができなかった。なぜできなかったか、ここに問題があるんですね。それで区の皆さんも大変な御苦勞をされていました。町としても、その当時の為政者も、ヤオハンというのは、本当は商業者の声を聞けば出店をしてもらいたくない。しかし、消費者の方からすればもろ刃の剣なんです。大きな店舗があった方がいいという消費者もいます。しかし、商業者とすれば、競争相手が大きい強力なものがない方がいいに決まっています。

そういったことがあった中で、県に上申をして、そしてこの稲取港線の基本的な拡張をとということのお願いをした。その結果が、県が示した道路というのが、道路構造令に合った、都市計画法に合った12メートルの幅員をもって、歩道を含めたそういうものをということになると、あの山側がほとんどなくなってしまふ。残地もほとんどないという中で、今おっしゃいましたように、近くに代替地ということが非常に厳しいというようなことを私も承知しておりますから、決して町が起こした人災ではなくて、やはりやるべきことをやったけれども、余りにも大き過ぎる計画のもとに、地主の皆さんがやはりつぶれ地が大き過ぎてほとんど近くに移転する場所もないというようなこともあったと思います。

そういうことがあった中で今までできなかったということですから、先ほども私は緊急避難的に県ともまた協議しなければなりません、すれ違いゾーンというものを、買収可能なそうした協力をしていただける地主の皆さんのところを当たりまして、県が当然これやりますから町がバックアップをしなければならないんです、地元ですから。そういったことですれ違いゾーンというものも考えていく。それはもう県ともこれ話し合っておりますものから。

前にも、定居さんの同じ質問が出ました。そのときに抜本的な解決をしたいと。かなりの大きな考え方もあるんだというようなことも私は述べたつもりであります。そういった中で町が一方的に起こした人災というのは大変心外でありますので、ぜひそこらはきちとした

説明をいただきたいと思いますし、今言うように、今後の対策としましては、できるところからということで県ともそういったことの基本的な考え方というのはすり合わせができていますから、やはりあそこは稲取温泉の玄関口であると同時に、町民が通学とか、あるいは買い物とか、いろいろ重要な路線であります。たとえ県道といえども重要な路線というのは十分認識しておりますから、これはやはり改良していかなければならない。しかし、できるところからしていかなければならない。今、皆さんが実際に県の単価とその単価が合うかと言いますと、これまた問題があるし、できるところからやはりやっていって、最終的には12メートルの道路というものを計画していかざるを得ないと、こういうふうに思っていますし、あそこだけが稲取港線ではないわけですから、ずっとこの駅の前までがそうですから。そういったことで全体的な改修もしなければならぬ、そういう県の立場というのも私どもはやはり理解もしなければならぬし、その上に立って、県にサポートできるものは徹底的にサポートしながら、県の事業の促進に我々がかかわっていくと、こういうような形でいますものですから、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

1番（飯田龍一君） 町長、今撤回しろということですが……。

町長（片野 武君） 撤回ではないですよ。人災という言葉の意味を言ってくれと

1番（飯田龍一君） 人災というのは、町長、今まで説明したわけですが、当初、地権者に説明をした後、約半年後にこのグラウンドの説明が小学校、PTAに全くなされないうまま、この計画が進められました。その後、当初のスタートしたころの地権者に説明したころから比べますと、約半年を経過した後に、PTA、小学校に知れました。どういうわけでわかったか。図面を関係者が見まして、それで町に、小学校、PTAにも一言もないのにどういうわけでこの計画があるんですかという話をしたら、当時の建設課だと思いましたが、そういう話をしたら、これは県が勝手につくった図面だから、役場ではわからないということで当時の学校関係者は土木に行きました。

土木へ行ったところ、いや、とんでもない。町と協議しながら計画を練ったというんだから町が知らないなんということはありません。小学校のグラウンドは初めから図面に入っていましたよ。これは当時の為政者にも直接確認をしました。大丈夫です。それがのっけからこのグラウンドの件については、お墨つきをいただいたと。本当は県の方も、ここの地面が一番大きいわけですから、その時点で小学校関係者に聞けばよかったです。土木は時の為政者がお話ししたものを一々確認をとることもないということで、学校の土地についてはオーケーだということで、その他の方の準備にかかりましたというのは、私もそのときに土木に行って、所長さんではない、当時の技監だと思いましたが、その方に図面を前に説明を受けました。おたくの最高責任者が、私たちの前できちっと説明していただいた。それだから

この工事が、計画が進んでいきましたよという説明を受けました。

ですから、私はそのことについては学校側がいたずらに反対をしたからこの計画が壊れたということではなくて、説明が十二分になかったということは、これは水かけ論になりますから、その当時のことを再現しろと言っても無理ですけれども、土木では当時はそういう見解で、今でも多分その当時の申し送りがあるから、これに御不審であれば、土木へ行ってこのいきさつを聞けば、どちらが正しいかわかると思います。私は今、これを重大問題としておりませんので\_\_\_\_重大問題というか、この問題だけで討議をするつもりはございません。ですから、人災と言ったのは、一応私ちょっと言い過ぎたかもしれませんが、取り消します。

でも、これには大きく町の当局の責任というものは、現在までの放置。私は放置とは思っておりませんけれども、大半の地権者の方が途中で放り出された場所だよと、みんな覚悟をしたんだ。覚悟をして、みんないつ拡幅されてもいいように心構えをしながら、みんな覚悟をしているんだ。それが7年も8年もたったから、これは要するに放置されたと思っておりますというのが実際的な住んでいる方の感想でございます。これは事実でございますよ。これは事実です。皆さんが自分のうちの周りの拡幅で、こういう声がかげられたときに、8年も、9年、10年ももしそのままほっぽり出されたら、家を直そうにも直せない、いつ移ろうか、明日から周りの生活環境が変わるなというものをしょって、7年も8年住んできたわけですから、これはどちらがいいとか悪いとかではなくて、やはり町長も申しますように、早急に手をつけていかなければいけないと思います。また、地権者の方も全員の方が、ほとんどそれを望んでいると思います。

今までのことは別にしましても、今日から、あしたからぜひこの拡幅のために、水道課長もいろいろ災害等で飛び込みがございまして大変だと思っておりますが、ひとつどれを差し置いても、何とかこの道路の件の方に頭も少し回していただいて、頑張っていたきたいと思いません。

町長もお約束をしましたので、何とかここは来年、再来年くらいには、ともかく今よりか前進をすると期待をいたしまして、私これで終わりたいと思います。

町長、何かまた文句がありましたら、ちょっとひとつ。

町長（片野 武君） 別に文句はないんですがね。公開の席で、町が起こした人災だなんていうのは穏やかではないわけですから。それはそれとして、私ども決してこの道路の拡幅を断念をしたとかという問題ではなくて、ともかくできるところからやっっていこうと最終的には今県が示したような法線に沿った、稲取の温泉の入り口であるという重要な路線であるということはもう承知をしておりますから、そういった中での改良というものは県

の方に意見具申をしながら。これはあくまでも県道ですから、県の直轄工事ですから、我々が町の予算でやる工事ではありませんもので、そこらはやはりちょっと問題があって、県のいろいろな計画との整合性、これはもちろん拡幅するということは、県は先ほども申しましたように、この新聞に飯田さんの通告が出たということで、早速土木から引き合わせがありまして、どういう答弁をされますかと。私どもはこういう形で基本的にはできるところからということの結論にしたいと言ったら、それはぜひそういった形の答弁書を送ってくださいと。県としても、土木としてもそれは検討しましょうと、こういうようなことも言っておりますものですから、決してむだではありませんし、私どもは定居さんの同じ質問のときにも言ったように、断念をするなんていうことは一つも言っておりません。

ですから、これが計画がというのは、先ほども言いましたように、私も実は時の議員として、校庭を削るのを大反対した一人なんです。それよりも民地を買収しろという形を私は主張した。その当時の議員の皆さんも知っていると思いますよ。私はそのときにはたまたま同級生の校長もいましたし、片野、何だこんなことをして狭い運動場がまた狭くなる。何とかこれを反対してくれよというようなことで、現地も見に行きました。確かにあそこをただ拡幅すればいいというものではなくて、あそこの下には貯水槽もあるんですね。しかし、そこぎりぎりまでいけばやはりいろいろな影響がほかにありますから、そういったことで安易にすべきではない。そこだけではなくて、ずっと土屋堯さんの家の方まで拡幅しなければならないという、稲取のわかしおさんの前まで。あのグラウンドをずっと削らなければならないというようなことも言って。そうすると、1メートル削ったら、どこかに1メートル足せばいいという問題ではないわけですから、そういうことで反対をした経緯もあります。それで民地をということで、それでデッドロックに乗り上げたということも私は十分承知をしていますが、やはり新たな一歩として今現在、土木ともいろいろな話し合えるそういった雰囲気がありますもんですから、そういった中では一歩一歩ですが地権者の意向等も先方に伝えながら、できる限りの予算を獲得して、あその部分拡幅でもしながら、最終的にはそういった法線どおりにしたいと、こういうふうに思っていますからぜひひとつ、もうしばらく時間的な余裕をいただきたいと思います。

議長（太田長八君） 以上で、1番、飯田龍一さんの一般質問を終結いたします。

---

居 山 信 子 君

議長（太田長八君） 次に、11番、居山信子さんの第1問、環境問題についてを許します。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） こんにちは。

世界的な混迷が続く平成15年も余すところ半月となり、本定例会の最終質問者として33回目の一般質問を行わせていただきます。

第1問の環境問題、第2問の町長の政治姿勢につきましては、女性の視点、生活者の視点から片野町長にお伺いした過去6回のうち5回の質問の中から、継続的課題2問を、7点に絞ってお尋ねをいたします。

質問に当たりまして、12月5日付、地方自治日報のコラム、地方議会日誌 837に次のようにありましたので確認させていただきます。「議員の質問は、当該団体の住民全体を代表して行い、答弁は議員を通して住民全体に答えるもので、背後に見えざる住民がいることを意識して行い、議員と長の2点間のキャッチボールをすることではない」と、このようにございました。私、ここ議場での議員としての発言の重さと、答弁の重さを再確認させていただく意味から、第2問の質問につきましては、過去の議事録を参考に質問をさせていただきます。町長のお手元にも参考としてお渡しすることを議長に許可をしていただきたいと思います。

それでは、第1問、環境問題についてお尋ねをいたします。

私は、環境の問題といたしましてもさまざまある中で、今までもごみ問題は8回ぐらい、そしてまた環境文化問題につきましては6回、さまざま質問をさせていただいておりますが、今回の問題につきましては、本年6月と9月の定例会で2回、町内の小型焼却炉について町長にお伺いをいたしました。しかし、付近の住民の方々から相談を受けました煙の問題は、いまだに解消されていないという状況ですので、ここに3回目の質問をさせていただく次第でございます。

お伺いする点は、基準外小型焼却炉の使用実態と町の対応について、また、その経過報告と近隣市町村の実情を重ねてお尋ねをいたします。

初めに、6月定例会におきましては、平成14年12月1日からダイオキシン類対策特別措置法の中で、焼却炉の構造基準が新たに適用されたことによりまして、町内の1事業所の小型焼却炉が基準外となり、伊豆保健所の指導のもと、施設の改善策について協議をしていると伺いました。さらに、そのときの課長答弁では、担当課に以前五、六回の苦情があり、そのたびに課長と課長補佐でその事業所に行って話をしましたということ。さらに、苦情があったとはいっても匿名であったということで、回答ができないと、このように御答弁をいただいております。

私も早速その地域に参りまして、その小型焼却炉の施設が使われていることを確認をいたしました。7月2日、その事業所を訪ねまして、直接にいろいろな事情をお伺いいたしました。厳しい経営環境の中で、7年ほど前に国の基準をクリアした施設を500万円ほど投じて

設置をされたこと、伊豆でも自慢の施設であるということ。ダイオキシン対策の法の基準が改正をされたために、この施設を使用することが厳しいということで、保健所との話し合いを持っているが、大変苦慮されているということをお伺いいたしました。

そこで、9月定例会にはこれらを踏まえ、町がどう対応をされたのかお尋ねをいたしました。住民からの苦情は直接事業所にはなかったと、このように御答弁がありましたけれども先ほど申し上げました担当課に苦情が五、六件あったということ、さらに伊豆保健所にも事実の上でもあったようでございます。私も3回ほど伊豆保健所の担当の係の方とお話をさせていただいております。

小型焼却炉をお持ちの事業所も、現下の経済状況から改善には大変困難な課題を抱えていると伺っております。さらに住民の環境保全の上からも、また、法の上からも、これは決して町として避けて通れない問題として、私は環境に人に優しい政治信条を掲げる町長の御所見をお伺いするものでございます。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 居山議員の第1問、環境問題についてと基準外小型焼却炉の使用実態と町の対応ということですが、まず、お断りしておきますが、これは3回目ですので、この質問ですね、やはり本来町が行政的に云々できる問題ではないと、こういうことは議員も御承知だと思いますから、そういうものを踏まえた中での答弁をさせていただきます

事務処理というのは、これは下田の保健所でこの問題に対応していただいております。町としても、保健所と連携をしながら取り組んでいきたいと考えております。これは以前にもお答えしております。

先般、県・町、それから設置業者の三者で話し合いをした経過がございます。現在は設置の事業者から静岡県環境衛生科学研究所に特定施設の変更届が提出をされまして、改装をただいま検討中とのことであります。

以上でございます。

11番（居山信子君） この小さな町ですので、私どもは生活をしていく上で、御近所との騒音の問題や、あるいは今回のこのような環境の問題、そしてまた殊に私の住む東町などは、我が家の電話が隣のうちの電話かどうかということをはっきり聞き分けなければならない。そういうほど家は大変密集をしている中で、このストレスの多い社会の中で、一住民の方が、匿名ではありましても、何らかの対応をお願いしたいということで担当課にお電話をしていたということは事実であったわけでございます。今、私が心から職員の皆さん

に望みたいことは、1本の電話でも、そしてまた庁舎にお出かけになり、生活の課題を掲げて担当の方に御相談に行くときに、しっかりとまずお話を聞いていただきたい。そしてまたその方の状況を、想像力をめぐらして、本当に理解をしてあげていただきたい。そういう意味から、この今回の質問も大変くどいようでございますけれども、3回シリーズでお伺いをいたしまして、ただいま町長からの御答弁では、この設置事業所の方も、特定施設の変更届というものを出していらっしゃるということですが、これ大変私不勉強で申しわけございませんが、もう少しこの変更届というものがどういうものなのかを、町長にお教えいただきたいということ。

さらに、この廃棄物の処理に関する法を見ていきますと、非常に細かな指示があるようです。まず、県にその施設の届けをすること、さらにその施設を継続して使う場合には、その排出されるダイオキシンなりの基準を自主的に測定をしなければならないというようなことも法で定められているようでございますが、具体的に今町長が御答弁いただいたことは、その設置事業所の方が、単に変更届を出したから、どういうふうになっていくということなのでしょう。それとまた、その施設を改善をしていくというふうなことなのでしょう。そしてまた、それまでの間に、その施設は使うものなのか使われないものなのかというふうなことをお伺いしたいと思います。

町長（片野 武君） 先ほどね、居山さん。町がやる事務ではないということから初めから言っているわけでしょう。そんな細かいことを県とやらなければいけないではないですか。県議会で質問をしてくださいよ。町はただその取り次ぎをするというだけの話であって、行政指導をする立場にないということは、一番先に言っているでしょう。あなたは、自分が思い込んだら全部それだと思っているから大きな間違いなんです。特定施設の変更届が提出されて、改装を検討中と私ははっきり言ったではないですか。施設の改造をするということを行っているわけですよ。

それで、ダイオキシン、ダイオキシンと言いますけれども、木材を燃してダイオキシンが出ますか。私は出ないというふうに聞いておりますから、木材というものに対してはダイオキシンはないんだと。しかし、そういう心配があるということになればということで、この特定施設の変更届で法に合致したようなもの。これもつくったときには法に合致していたというふうに聞いております。それも500万円という大金を投じてつくって、先進的な施設だということで自慢ができる施設だと。しかし、国の法律が変わって、そして、適合し得なくなった、こういう事実は居山さんよく知っているわけですから。居山さんは、保健所にも何度も行っていますから、私もより余ほど知っていると思いますけど。

私ははっきり申しますけれども、一般廃棄物の処分場では、その市町村が燃やすか燃やさ

ないかの許可はこっちがやって、うちの町はやらないということになっていますから、先に言っておきます。あなたからそのうちに質問が来るとは思いますけれども、一般廃棄物の最終焼却場において、産業廃棄物であるこういったものは扱わないというのは私の姿勢ですからそれをはっきりと申しておきます。そのうち必ずこの問題が来るとは思います、保健所からもそういう連絡が入っていますから。私は設置者、管理者の意向でそれはできるということになっていますから、やらないということになっていますから、ぜひひとつ御理解をお願いします。

11番（居山信子君） 町長から伺う答弁を一生懸命メモするんですけども、今も大事なところまでメモし切れずにすみません、特定施設の変更届を出しているところまで書いたんですが、確かに改装を検討中というふうにおっしゃってありましたし、それをまた聞いてしまったということで町長お怒りかなというふうに。でも、ちょっと怖い答弁をなさるから、町長はすぐ怒るのかなという感じで、もうちょっと優しい御答弁をいただけるとありがたいな。

先ほども申し上げましたように、議員の質問というのは、やはり住民の代表としての質問でございます。私の後にも大勢の方がいてくださって、一つ一つ町長とのやりとりを聞いていらっしやいます。今回、片野町長、何かかなり御機嫌悪かったねとか、居山さんが質問をすると、何だかとてもきつい回答だねとかという声が聞こえてしましまして、そんなことないわよって。私は、町長の政治姿勢に大いに賛同しているからというふうには申し上げますけれども、やはり映像の時代ですので、誤解をされると町長にもマイナスではないかなと。お仕事も大変おできになってすばらしいものを持っていらっしやるわけですので、そういう意味で、一番最後の方にそれは質問が控えておりますけれども、町長の政治姿勢の中で、そこもう一度ぜひ御配慮をいただければというふうに、無理なお願いかなと思ながら。

さて、保健所に伺いまして、お話を聞く中で、これは静岡県の廃棄物処理に関する処理計画に基づいて説明をしていただきました。実情、町長のお考えも再三の質問の中で私もよく存じ上げております。今回、当初、第1問の1点目を出しておいた質問も同じようなもので関連することなんですけれども、今回は見合わせて機会があったら次期質問をするかもしれませんが、この点につきましても、私はどちらにどうではなく、大変心を痛めている問題でして、このたびの問題は、まさに住民の思いも、そして事業者の方の思いも、やはり住民代表として等しく受けとめる中で、この両方の思いを町長がどう受けとめてくださったのかという、そしてまた御答弁のあり方も、居山に厳しくよくお勉強をなささいというふうにおっしゃるだけではなく、私を通して町長の答弁を聞いていらっしやる住民の皆さんから、片野町長のかみ砕いた説明ならばよくわかったよ。居山さん、4回目の質問はしなくてもいいよ

というふうに言うてくだされば、私もまた別のテーマに入るんですけども、残念ながら問題が片づかないと、何せ粘り強いものですから、いつまでも取り組むというふうなことで、大変申しわけございません。

周りくどい話になりましたが、この中に公共団体の関与、支援による処理施設の確保の検討という項目がございます。これは産業廃棄物のところなんですけれども、また担当課長、戻られればお手元に資料があるかと思います。17ページでございますけれども、概要編17ページの中に、この焼却施設については、ダイオキシン類の排出基準に対応できない焼却施設が休廃止する可能性が高く、特に中小事業者の廃棄物処理に支障を生ずるおそれが懸念されることから、排出事業者が設置する焼却施設の処理や、一般廃棄物焼却施設でのいわゆる合わせ処理について、それを可能とするために必要な問題の解明や、市町村に対する支援をしていくというふうでございます。

つまり、町長がおっしゃっていたように、当然あの焼却施設は一般廃棄物のものであるということは承知しているわけなんですけれども、現状住民の皆さんは困りますと。事業者の方も急に法が変わって500万円もかけたのに困る。この経済状況の中で、また何とかしなくてはならないというそういう状況がある中で、今、改造というふうな大変明るい見通しが見えてきてはおりますけれども、それまでの間、町は従来どおり施設を使う業者に対して、いいよというふうな形で黙認をなさるのか、あるいは9月ぐらいの時点では2日休んで1日燃やして、夜8時ぐらいから燃やしていらっしゃったようなんですけれども、私、簡単に考えるところで、皆さんがお休みになってしまえば、家も全部閉めてしまうので、煙の問題に悩まされることなく眠れるとしたら、12時以降から燃やしてくだされば、多少住民も改造されるまでは我慢ができるかなというふうに思うんですが、その点を2点町長から御答弁をいただきたいと思います。

町長（片野 武君） 今度は褒め殺しで大変面映ゆい思いをしています。

結論から申しますと、居山さん、一般廃棄物の焼却場というのは、管理者、設置者がそういったことを認めないという形になれば認めないで済むんです。今、事情はよくわかるんですが、そういう中でうちだけの問題ではなくて、河津町との2町の一部事務組合で、たまたま私が管理者をしておりますけれども、そういう中で、スタートしたときに、一般廃棄物の焼却場という形のもので国庫補助もいただいている、起債も受けているという制約がある。その中で、今、居山さんのその廃棄物の処理に関する暫定的なこともよくわかるんですが、私自身は、今あの施設でそういった産業的なものをやられていますと、一つをオーケーをして、もう一つをだめだと言うわけにいかないわけです。

この木材だけではなくほかの問題もあるんです。これは私どもも今係争中の問題もござい

ます。居山さんが1問目で取り消した問題がまさにそうなんです。1回和解をしまして、ある期限を切ってやったのが、それがまた違反をしている。こういうこともありますので、これは詳しくは言いませんけれども、そういったこともありますもので、一つをオーケーをしますと、ほかに波及するものが非常に大きいということで、私は冒頭に先に答弁をさせていただいたのは、そういう背景があるということをごひひとつ認識をしていただきながら、ほかの方法で町と県と事業者とを含めた中で、さっきも言いましたように、特定施設の変更というものを、具体的には住民課長の方から、こういう変更だというようなことを答弁いただきますけれども、そういったことでしばらく推移を見ていきたい。そのうちにこの改装というものが完了すると、こういうようなことでそのためのバックアップというものは、町してしなければならない問題があれば、また別の角度から考えていかなければならないと、こういうふうにご考えておりますので、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

(「改装までの間」の声あり)

町長(片野 武君) だから、それを含めての、ちょっとそれも無理なもので、それをやりますとなし崩しになるおそれがあると。それが終わったら今度はほかの事業者という形になると、あの問題の本来の設置したときの目的と逸脱したことになるもので、それはそれとして、その間をしばらくほかの何かの対応をしなければならないと思いますけれどもそれは町と下田の保健所と、それから事業者と、こういうことでどういう形のものか。あれを使うという前提でやりますと、ほかのところに波及をするのが、やはり私は非常に恐れておまして、それが歯どめがきかなくなりますと、本来の事業の目的から逸脱をしますものですから、そういったことをぜひ一つ含めた中ということで、御理解をお願いしたいと思います。

住民課長(山田嘉之君) ただいま特定施設の届出書なんですけれどもその内容といいましますのは、特定施設の変更届という形で出ております。これは知事あてでございます。これにつきましては、ダイオキシン類対策特別措置法第14条の第1項の規定によって出されるものでございます。

それから、この届け出につきましては、使用休止届。その理由としますのは、先ほど町長から答弁がありましたように、改装を検討中ということです。ですから、この改装、これは12月1日付で申請がたまして、実施希望年月日が12月11日となっております。この間、この施設については使用は中止されると思います。ちなみに、この施設の設置は平成8年2月となっております。

それから、もう1点なんですけれども、先ほど住民の話をお職員はよく聞いてもらいたいという話が出ましたけれども、今、質問されたもの以外にも苦情はあります。私ども住民課と

しましては、職員が一体となってこういう苦情については対処しているつもりでございます。決しておろそかにしたりとか、軽視したりとかそういうことについてはやっていないつもりです。御理解をお願いします。

議長（太田長八君） 先ほどの、11番、居山信子さんからの町長への資料提出を許可いたしたいと思います。

この際、2時5分まで休憩いたします。

（午後 1時59分）

---

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 2時09分）

---

議長（太田長八君） 次に、第2問、町長の政治姿勢についてを許します。

11番（居山信子君） それでは、第2問の質問をさせていただきます。

町長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

まず、1点目の行革の具体的推進につきましては、先ほど14番議員の御答弁に意識の改革あるいはさまざま関連する御答弁をされていたわけですけれども、私は若干重なりましても結構ですので、再度御答弁をお願いしたいと思います。

町長は、平成15年9月の行政報告の中で、職員1人1アイデア運動を実施していく。9月30日までに全職員にアイデアの提出をしてもらい、意識改革とともに行革推進に拍車をかけると、このようにおっしゃっておいりましたので、具体的にどういうアイデア、件数等は先ほども伺いましたけれども、その中ですぐ取り組めるそういうものもあるということですが、その具体的なものをお伺いさせていただきたいというふうに思います。

2点目の職員の意識改革、これがどこまで進んでいるかということでお伺いをする点でございますが、先ほどやはり御答弁をされておいりました。この私どもの2月2日の住民投票の結果を受けた中で、町長は今までの職員の感覚ではやれないんだと。私自身も大きな声を出すこともあるけれども、だからといって職員との信頼関係が損なわれるということはないと思う。いずれにしても、住民福祉のために働くのが我々の努めであるということで、職員に対しても優しく、厳しく、住民福祉のために指導をしていくんだと、その信条を述べられておいりました。これは私はまさにその町長の思いというのが、まず大事な1点かなと思いますけれども。

ただ、やはりここで気になりますのは、大きな声を出すというのが、若干引っかかる点でございます。1対1で大きな声でしかられる分には本当にいいんですけれども、二、三人

いる中で大きな声でしかられますと、非常に落ち込んでしまうということもあるのではないかなというふうな心配もあります。これはいずれにいたしましても、その職員の意識改革ということで、町長がさらに取り組んでいらっしゃる課題としてお伺いをしているわけです。

まず、私、職員の意識改革として望みたいことは、市民が本当に求めているサービスが何かということの原点に立ち返って見つめ直して、その町民の視点に立った行政への転換を図っていくということが必要ではないかなというふうに思うんです。いずれにしても、町民が見ているんだということを、仕事の上でしっかり自覚をして、意欲と責任を持って職務に取り組んでいく姿勢というものが意識改革の中に求められるものだと思いますが、町長の御見解はいかがでございましょうか。

さらに目的、あるいはその成果という一つの経営的な感覚というものから仕事を見つめ直していくこと。これは町長がいみじくも述べられておりました点でございますけれども、平成15年3月定例会での私の合併しない町としての行革の断行についてお伺いをした御答弁の中に、町長はこう述べられております。「まず、認識としまして、合併する、しないということより、合併そのものが行政改革であるということです。したがって、現在は合併問題は別として新しい時代として、必然的に職員の意識改革はやらなければ行政改革は成し得ません。具体的については、時代認識をしっかり持っていただき、仕事の一つ一つにコスト意識を持って合理化を図り、行政をスリム化するという意識を持つことが初めだろうと考えております」というふうなことで、この課長補佐あるいは係長会議を隔月に開催をして、事務事業の見直しをなされたということで、いずれにしても、こういう会議の場を通して議論をして、まず手近なところを目に見える形に変えていくということが固定観念を打ち破ることになるし、その取り組みをしていくよという御答弁をいただいているわけですが、この3月から9カ月たつ中で、この具体的に町長が取り組まれた最重要課題であるところの職員の意識改革が、具体的にどのように進んだかというふうなことをお尋ねさせていただきたいと思います。

3点目の行政評価制度導入のお考えについてお伺いするわけですが、この行政評価というものは、国または地方公共団体が、法律、条例に基づいてみずから行った政策行為などを評価するもので、この手法については米国や英国などの欧米諸国で1980年代に始まったというふうに聞いております。現在では政府だけではなく自治体の多くが導入をし、市民満足度の向上とか、あるいはサービスの効率化などで大きな成果を上げているところもあるようでございます。市だけでなく、町で取り組んでいるところもございます。平成8年には三重県が事務事業評価として導入をして以来、全国的に広がっております。国は平成13年6月に行政評価法を成立いたしまして、現在各省庁が取り組んでいるわけです。平成14年3月に

法が施行されております。

この行政評価の背景には、言うならば新しい公共経営というものの考え方が、行政改革の考え方として生まれているということで、またその根本的な理念というものが民間企業の発想や経営手法を行政に取り組みんだということが言われております。私もかつて、電電公社に勤める中、民間への切りかえということでもって、NTTへの移行がなされる中で職員として仕事をしておりました。その中で、徹底した意識の改革というものを研修も受け、訓練も受け、さらに仕事をする中で自分の知らないときに仕事ぶりがきちんとテープに撮られている。それをすべてチェックをされて、ランクづけをされるという、そういう評価を受けたことがございます。

今、こういう時代の流れの中で、一番私たちが望むもの、求められるものは、議員を初め職員1人1人の意識の改革なくして、1町単独でいく私どもの町の幸せはないというふうに考えるものでございます。その点を考え合わせますと、この行政評価制度というもの、これはもう既に町長は十二分に検討もなさり、研究もなさっていることかと思えます。今、当面取り組まなければならない問題に一つ一つ取り組んでいっしょにやることかと思えますけれども、将来展望を含めた町長のご所見をお尋ねをさせていただきたいと思えます。

4点目の移動町長室開催のお考えということでございますけれども、これは町長、出馬なさるときのさまざまなパンフレット、改めて私も見直してみました。「信頼される町政、町民の皆様とともに行動する政治」というすばらしいキャッチフレーズを掲げられた片野町長の誕生でございました。多くの皆様が、新しい21世紀のリーダーにふさわしい片野町長に期待を寄せて、約2年になりなんとするところでございますけれども、本当に一生懸命にお仕事をされているということは、私はどなたも評価をすることだと思えます。

ただ、1回どなられると、そのすごいなというものがすべて消えてしまうという思いがするものですから、どうぞ町長、なるべく怒らないで、優しく優しくお願いをしたいな。殊にか弱い女性には、DVになりませんように、どうぞどうぞよろしく。ましておっしゃってありました人権問題は、私がまず率先して取り組むよというふうにおっしゃってありました。私もしつこくここで申し上げることが、言葉で傷つけたそのものというものは、その人の心に生涯傷となって残ってしまう。刃物で傷つけたものというものは、その傷の深さ、血の出方でどれくらいの痛みかなと想像できます。傷がいやされればまたそれは違うかもしれませんが。そういう意味で、お互いにこれからのこういう厳しい時代に、まず、この県の人づくりの指針である美しい言葉で語りましょう。美しいあいさつをしましょう。また美しい歩き方でしたかしら、とにかくそういう県の人づくり百年の計の指針もでございます。そういう意味から、どうぞまず町長、率先して私どもをこの大変な時代に、幸せな、また安心な生活を築

けるために御尽力をいただきたい。そのために私はこの4点目に、移動町長室というものを提案させていただきました。

従来の形のものではなくて結構でございます。町長ホットラインを生かした形のものとかあるいは従来にない手法で、皆さんの声を町長が出向いて、そこで耳を傾けていただく。コンピューターの前で待っているだけでなく、町民のところに行動をして、足を運んで、町民とともに考え、ともに行動をする、すばらしい政治姿勢だと思います。その観点から、ぜひこの移動町長室、ネーミング等もう少し新しい時代感覚のもので町長が取り上げていただければ大変ありがたいというふうに思います。

5点目でございますけれども、先ほどお話をした中の、これは選挙戦間際に町民の皆様の方の町民有志2002町長選を考える会の皆様がつくってくださったものでございます。私は、こういうものは大変御苦労の多い労作業の中、大変公平にお一人お一人候補者を検討するのに大切な資料になっていくものだと思いますけれども、その中に片野武さんの質問の答えが述べられております。「立候補の決意をお述べください」という項目でございますけれども、その中に4点ございました。緊急の経済対策と2点目は少子化、高齢化社会を迎えた福祉対策、3点目、生活者、女性の意見を重視した政治、4点目、町職員と心をあわせた行政運営以上を図るために立候補の決意を固めたというふうに書かれておりました。この一つ一つを今一生懸命町長が取り組まれているということは、議員初め町民の皆様がよく理解をしていることかと思えます。

その中の特に生活者、女性の意見を重視した政治ということで私は申し上げたい点がございます。人口の半分以上が女性であるにもかかわらず、今、私ども議会でもたった2人の女性議員で、その半分の女性のいろいろな思いを、両方の肩にたくさん持ってここで発言をさせていただくわけですけれども、この生活をしていく私ども女性の近視眼的、木を見て森も見ないというふうにも言われます。また、男性と違ってロマンというもののない現実主義者でありますけれども、この私どもの女性の考え方、感性、意見、これを重視した政治の実現というものを、本格的に片野町長が取り組まれるならば、私はこの東伊豆町には、大きな希望の光が絶対あるというふうに確信をするものでございます。

ただ、少数の女性の意見に対して、男性側から従来の教育に基づく三従という女性に対する考え方という、その封建制度の流れも全くなっているわけではございません。私たち自身の中にも夫に従うもの、子供に従い、夫に従い、老いては子に従うというそのもので考えましたときに、皆様の意識の中にあるその考え方を、今大きく脱却をしていかなければならない。それがすべて悪いということではないわけですけれども、いずれにしても、この女性の意見というものを町長が取り上げるために、私が提案をさせていただきました女性

議会、この取り組みの決断は、町長と若干考え方は違っていたかもしれませんが、私は男女共同参画社会実現のための方針、政策決定の場の女性の参画ということで、この女性模擬議会、女性土曜議会あるいは子供議会というようなものの提案をさせていただき中で、町長がやりましょうというふうに確におっしゃっていただきました。それは、先ほどお手元に届けました議事録の中にもきちっととどめられております。

さまざまな公の場で申し上げること、そして町長がなさること、批判をされたり、またおしかりを受けましたという文言もございましたし、それとある意味特定の団体が、その女性模擬議会に入っているというふうにおっしゃってたりする部分もございましたけれども、いろいろな考え方があっても、私は町長御自身が、この女性、生活者としての声を取り上げていくための女性議会というものは、大変有意義なものではないかなというふうに思いますので、お伺いをするところでございます。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長（片野 武君） それでは、居山議員の第2問の私の政治姿勢ということで、5点になる質問に1点ずつお答えをさせていただきます。

まず、1点目の行革の具体的推進ということのお尋ねでございます。

職員定員適正化計画の定員数 234名より現在7名減の227名で、給食、育児給食等の職員3名を除くと実質224名の職員で、創意工夫の上、行政改革に取り組んでいるところでございます。

既に実行している内容では、55歳昇給停止の措置、伊東市から南伊豆町間の出張を管内出張扱いといたしまして、旅費支給などなし、さらに命令を電子決裁といたしまして、復命を省略をいたしたところであります。また、各課で今まで管理をしていました車両を、企画調整課で一元管理方式に変更いたしまして、利用状況によっては車両数の減につながるものが将来考えられると、こういうこともやっております。さらには大型封筒。御案内のように、今度は今まで水色、青色のやつを茶封筒にかえまして、それで各課ごとのを全部一覧にしまして、チェックを入れてどこの課から発送したか、こういうような改革もしております。もう片方では、各納付書を発送する場合に、いろいろ窓空き封筒があります。今まで9種類があったが、これを2種類に集約することでの一元化を図っております。

また、職員や来客時のお茶代を、職員福祉厚生会からお願いをして支出をしていただくように改善をしたところでもありまして、また今後予定している改革は、先ほど居山さんが壇上で申されましたように、職員の1人1アイデアにより提案された内容でもありますが、年次休暇や特別休暇等の休暇簿の電子決裁化、表彰者等の慶弔費の見直し、事務用品の一括管理などがこれからも改革の内容に考えております。これからまだまだ改革できる内容という

ものがありますもので、職員とともに知恵を出し合って推進したいと思います。

ちなみに、1人1アイデアは225編の応募がありまして、今現在、助役、収入役、教育長それに総務課長と企画調整課長、この5名で最優秀賞を選考している段階で、すぐに業務に取り入れるものの中にはあります、今申しましたようなこと。それから、少しアレンジすれば、もっともっと業務が改善できるようなもの。こういったものがありますし、職員1人1人が自分の意思できちんとそういった提案をしてくれた、これがまず大きな意識改革の一つでもあるというふうに思っております。

次に、2点目の例の意識改革でございますが、どこまで進んでいるかとかこういうお尋ねですから、お答えいたします。

職員1人1人が町職員としての使命、責務を自覚し、何事にも問題意識や緊張感を持って職務に取り組むとともに、先ほど居山さんが申しましたように、常に町民の目線で考え行動することが求められていることから、今年度意識改革をテーマに行政運営の効率化に取り組んでまいったところであります。先般は、今も説明しましたように1人1アイデアを実施し1点目で答弁したように、実行できそうなアイデアが提案されており、現在検討を加えているということは先ほど申したとおりであります。

意識改革には、公務能率の向上を図るための意識改革、各課の横の連携を促進するための意識改革、町民の視点に立った行政運営を推進するための意識改革などがあると思いますので、職員の意識は日々改善されていると思っております。今後は、テーマを決めて1人1アイデアを提案させていきたいと思いますが、結果だけが求められるのではなく、考え行動することが大切なことだというように私自身は思っております。ですから、アイデアの結果がたとえ採用されなくても、そうした意欲があるという点を大いに買ってあげたいというように思っているところであります。

3点目の行政評価制度導入の考えということで、私は前々から、やはり行政も数値化を図るべきだということは常々申し上げております。そういった中で、今後は今、居山さんが言いましたように三重県の例も出しましたが、静岡県も行政棚卸し法だとか、いろいろなことでやっていますし、私自身もABC法というものも勉強もちょっとさせていただいているという中で、今後はやはり行政評価というのは数値で出さなければならない、こういう時代になってくると、そういう前提の中で、これからは御答弁させていただきます。

我が国の経済情勢の急激な変化によりまして、厳しい行政事情、財政事情の中で、地方公共団体は限られた財源の有効活用、住民への説明責任、職員の意識改革等による行政運営の自立性を図り、成果を重視した行政運営が求められております。このような環境背景に、行政改革を推進する手段といたしまして、先ほど申しました行政評価が注目をされまして、そ

の導入や導入に向けた検討を行う市町村は、全国で 3,229団体のうち導入済みが 254団体、検討中が 1,571団体となり、実施に向けた取り組みが行われていることは承知をしておるところであります。

導入理由といたしましては以下の点がございまして。

まず、1点目といたしまして、行政の説明責任、行政の施策内容や結果を住民に明らかにし説明するということがまず1点として考えられます。

2点目は、行政の効率化、3点目は、総合計画の進行管理や行政運営のツールとしての行政評価を活用するなど、こういうことはあると思います。

実際に導入する場合には、これまたいろいろクリアしなければならないものがありますがまず一つ目として、予算や組織などに反映されるといった活用に関する問題がある。2つ目は、行政外の専門家や住民の意見の反映、評価のわかりやすさなど、行政評価をめぐる外部の有識者や住民等の視点とコラボレーションの問題。3点目には評価対象の体系やプロセス化を含めた評価システムの総合的、体系的な構築の問題があると、こういうことで先ほど申しましたように、静岡県は行政棚卸しという名前で評価の結果を出しております。これらの問題をどう対処していくのかということで、今、検討をする必要があるということで現在検討中ですから、しばらくの時間的な猶予をいただきたいと思っております。

4点目の移動町長室の開催についての考えということですが、例年、移動町長室は10月とか11月ごろに開催しており、私が就任した14年度、昨年はたまたま合併問題とごみの分別の出し方の問題ということで、各地区にお邪魔をして、こちらからも説明をして、生の意見を伺ったということでございます。本年度はたまたまこの時期に、御案内のように第58回のN E Wわかふじ国体が開催をされまして、時期的に開催できる状況になかったということで、今年開催をしませんでしたが、今後は区の関係者とも協議が必要ですし、また、町民と懇談する事項が発生すれば、この時期にとらわれず開催しなければならないというふうにご考えております。

これからは新年度の予算編成などがあり、準備期間が少ない状況でありますので、早くても開催は次年度移行という形で、何らかの形で皆さんの御意見を聴取をして、そして親しく懇談をさせていただきたいという希望は持っておるところということで、ぜひ御理解をお願いします。

5点目の私の公約の生活者、女性の意見を重視した政治の実現は、それと女性議会の開催と、こういうことのお尋ねです。

最近の少子・高齢化社会の進展、年金、介護問題など私たちの生活をめぐる状況が変化していく中で、女性の意見や労働が大切になってきているのは十分承知をしているところでご

ざいます。

現在、女性の立場で町に対しての提言は大変参考になりますので、町の施策としまして、政策方針決定の女性の登用と参画の推進を図っているところであり、各種委員会の委員の登用には、私は前にも申し上げていましたように、半数を女性の就任をお願いをしていると、こういうことございまして、それを将来目標に掲げて、今着々とその目標に向かっていろいろな委員会で半数の女性を登用して御意見をいただいていると、こういう状況でございます。

これからの政策決定の場への女性の参画については、まずもっと積極的にお願いをしたいと、こういうふうに考えているところであります。

議員は、女性の意見を重視した政治と言っておりますが、やはり最終的には女性の意見だ男性の意見だということではなくて、やはり男女それぞれ等しく同じ土俵の上で議論をするということが、真の町の発展につながっていくのではないかなと、こんな感じも持っております。

合併をしないという選択をした以上、やはり小さくても特色のあるまちづくりを進めるためには、男女平等の精神で物事を進める必要がございます。私は、男性も女性もお互いに認め合い、さまざまな機会や場所で政策の提言をしていただき、実現の可能性のあるものは、1つでも2つでも実行に移していくという基本的なスタンスであります。提言がなされればその提言に沿った内容で検討をしてみたいと考えております。

さらに、女性議会の開催につきましては、前回の女性議会のときに、21名の募集中7名の申し込みがございまして、他の14名につきましては、教育委員会がお願いをした経緯があると、こういうことを前回の質問でもお答えをしたことがあります。そういう中で、積極的な参加者がなければ、女性議会にこだわらず、別の形で女性が活躍できる場を推進していこうと、こういうことも必要であるというふうに考えておりますので、御理解をぜひお願いしたいと思います。女性議会だけが女性の発言の場ではない。それも一つの手段としてはありますけれども、それ以外の方法もまた考えていく必要もあろうと、こういうことで、基本的には、私は先ほど申しましたように、今回設置をお願いいたしました地域づくり委員会でも、19名の委員中9名が女性という形で、その前の委員会も半数を女性と、こういうことで鋭意目標の50%に向けて努力をしているということをぜひ御理解をお願いしたいと思います。

11番（居山信子君）　たくさん御答弁をいただきまして、書いている方もとても追いつかない状況なんですけれども、前後するかもしれませんが、御答弁をお願いしたいと思います。

まず、意識改革の点で御答弁をいただきました。町長の取り組む姿勢、大変にすばらしいものだなというふうに思いますので、今後もこの点を注目をして見ていきたいのと、お会いする職員の皆様から、笑顔で、元気な声で、こんにちは、おはようございますという声が、まず意識改革の第一歩として聞かれることを私は期待をしたいと思います。

あいさつはたしか心を開くというふうなことで、自分が心を開いて相手の中に飛び込んでいく作業だというふうにも伺いました。上下かかわらず、パッと発見をした人が先手必勝でおはよう、おはようございますという、そういうあいさつになるのではないかというふうに思います。

この意識改革のあらわれは、あいさつにすべて凝縮をされるというふうに思いますので、高いアンテナを張って、職員の皆様方から、私どももお声をかけますけれども、一日が元気になるあいさつを交わし合いながら、町じゅうにこの庁舎から元気を広げていきたいというふうに考えます。

行政改革の点についてでございますけれども、ABC法というのはちょっと不勉強でわかりません。お話にありました内容をお聞かせいただければと思います。

あと、今までアイデアの問題、意識改革の方にあるんでしょうか。職員の皆様方からいろいろなアイデアをいただいて、即それを実行に移されているというお話がありました。私一つ、その行革につながるのかというふうに思いますが、意識改革がちょっとごちゃごちゃになってしまってすみませんけれども、行政改革の面で職員の定期の問題なんですけれども我が町は定期代というものが1カ月ごとの支給なんですか。何カ月ごとの支給になっていきますか。もしこれが1カ月ごとの支給であるならば、半年定期というふうな形にすれば、当然いろいろな面で安く上がります。ぜひこの辺について御答弁をいただくのと同時に、行革の取り組みの中で、もしこれがなされていなかったならば、半年定期を導入なさるお考えがないか、お伺いをしたいと思います。

そして、時間はまだ珍しく十分にありますので、議員の皆様も眠たくなっているかと思えますけれども、3カ月1回の大切な発言の機会でございますので、私もたくさん税金をいただいて仕事をさせていただいておりますので、時間目いっぱいおつき合いをしていただければというふうに思います。

今、行政評価について町長から、さすがにいろいろなことでもう検討もなされていらっしゃるというふうなことであれしく思いましたし、また、検討中ということでしばらくの猶予をという。このしばらくというのがちょっとみそなんですけれども、どれくらい後くらいには町長が導入をしたいというふうに。現実いろいろな問題は出るかもしれませんが、やはり急いでというふうなことになるでしょうが、その辺をお伺いをさせていただきたいと

思います。

あとは14番議員の明るい職場というふうなことで、これは私も本当に自分が18歳のとき、電電公社職員として仕事に入りましたときのことを思い出しますと、とにかくいっぱい先輩がいる中で、新人というのはとても辛いものがあるなというふうな思いをしておりました。あちこちに気を使いながら。我が議会の新人は余り気を使ってないんですけれども。私はそういう意味から新人がこの我が議会で言いたいことが言える、我が東伊豆議会というのはとてもいいなど。新人が小さくなって、もちろん職員もそうですね、新しい新採の方が、何となく上が怖くて、先輩が怖くて言いたいことも言えないという職場では、お互いの成長も発展もないのではないかなというふうに思います。それは家庭も職場も地域もそうだと思います。

だれだれさんが、だれだれさんのことをこんなことを言っていたよということが一番トラブルの原因であるというふうに私は思いますので、そういう意味でトラブルを起こさないという職場のこともあるかと思えますけれども、やはり個人名を避けた形でいろいろな発言に対して検討をする場合の配慮とか、そして、元気そうに見えても今この時代大変うつ病が多いということで、心配することですが、どなたもうつになるということがあるようです。心の風邪だということですので、職場が明るいということ、あるいは何でも物が言えるということ、そして、そこにストレスはあるかもしれないけれどもストレスに負けない自分の精神力を培いながらしていくのには、やはりトップの町長の一挙手一投足が大きな影響を与えるのではないかと思います。

我が家もそうです。お父さんが御機嫌がいいと1日とても楽しくハッピーなんです。ところが、朝ちょっと何か二日酔いとか何とかということで御機嫌が悪いと、何となくこっちも気持ちが重くなってしまいます。町長、お酒はお飲みにならないと思いますけれども、まず町長が心身ともに健康で、明るくて、優しく、スケールの大きな町長であっていただくということが、行革、意識改革、何よりもスピードを早めるのではないかなというので期待をしたいというふうに思います。ぜひ、職場のうつ病等精神衛生の面での取り組み、意識改革とはちょっと違うかもしれませんが、その根底に心の健康なくしていいお仕事はできないと思います。何かがあったときに、助役さんに相談に行こう、収入役さんに相談に行こうという、窓口を広くしていただいて、何か悩みがあったときに1人で悩まずに、時には居山に相談してみようでも結構でございますので、どうぞみんなで言いたいことが言える、そういう明るい職場、大変結構だと思います。町長、これについての御見解をいただければと思います。

あとは、移動町長室のことをお伺いしました。これはかつて町長が議員時代でしたでしょ

うか、下田市で石川知事がいらっしゃったときのフォーラムに、もしかして御一緒したかなと思うんですけども、何かうちわで返事をする、あれは何か民放のアナウンサーだか何かが司会で、見事な司会をしていたわけですけども、あれはもう見事な移動町長室だったなさわやか緑陰フォーラムでしたかしら。あれがとてもいいので、あの辺をモデリングにしながら、今までの移動町長室とちょっと違った、みんなが来ると何かすごい得して楽しくて、さっき町長がおっしゃっていた、親しく足を運んで懇談をしたいよという、その町長の目的を遂げられるためには、まず町長がにこにこそこにいていただいて、ぜひ移動町長室楽しいから行こうよ。片野町長にちょっといっぱい言いたいことがあるから行こうよと、女性の参加が増えるようなら、なおすばらしいと思うんです。私もいっぱい皆さんにはお声をかけたと思いますけれども、ぜひ一工夫する移動町長室を、来年度にまた継続をしてやっていただけるということですので、期待をさせていただきたいと思います。

あと最後の生活者、女性の視点を生かしてというふうなことの町長の公約の中で、私は女性議会上げさせていただきました。これは1点先ほどのお話の中で、ちょっと納得できないことがございます。それは男性だから、女性だから、もちろんそうなんですけれども、今は家庭も職場も社会も、男性優位の社会であるということは万人が認めるところで、データも静岡県の女性のデータバンクというものがあって、平成15年3月の、今資料を奥に置いてきてしまったんですけども、その中にも見ていただくとわかりますけれども、これは男性優位の社会であるということを、大半の人がそういう認識をお持ちのようでございます。

そして、また、あらゆるアンケートや何かの調査を見ていきますと、やはり男性の方が、職場でも、家庭でも有利だと。言いたいこと、やりたいことやれるのは、やはりお父さんだなという感じで、ある意味、まずこの庁舎の中にあっても、管理職の女性が一体何人いるかという問題です。

それとあと、ジェンダーエンパワーメント指数というものが世界的な女性行動計画の中で\_\_\_ GEMというものがあるわけですけども、この指数というもの、それがちょっと今資料がすぐ出ないもので申しわけないんですけども、非常に社会進出というものが世界的に日本の女性はおくれているんです。その点を今後どう改善をしていくかということが一つのテーマになっているわけなんですけれども、まず、女性が意識を変えなければいけないんです。男性にも意識を変えていただかなければいけないんですけども、その上で、地域や社会に出ていって意見を言える。そしてまた、大勢の中でもって自分の考えをきちっと人に伝えられるという、その訓練ですね。それとそういう場を提供していくということの大切さ。それは町長いみじくも14年12月定例会でお手元の議事録を見ていただくとわかりますがもしれません。24ページなんですけど、応募者が少なくて、真ん中辺ぐらいなんですけれども

今回も7人。うち1人は都合で欠席が6人、つまり、先ほどの町長おっしゃっていた人数がちょっと違うのではないかなと。応募者が7人だったのです。あとそのほかの人が頼んだ人たちだったわけですね。聞き違えてしまったかもしれません。

1人が欠席だったわけですがけれども、あとの14人をお願いをしたということですね。いずれにしても、これで果たして本当に声が聞けるかというふうなことになると思うと問題があると。自発的に我々もそういうバックグラウンドをつくりましますけれども、そういった参画をしていただけるようなバックグラウンドもこれからつくっていく必要があるかなというふうな。たしか今委員会などで、50%で取り組んでいただいているかと思いますが、担当は多分受けていただくのに御苦労をしていると思います。そうでもないですか。それならば結構なんです、かつて石原町長は、うちの女性は、頼むと断る人が多くて困るんですよというふうにおっしゃっていました。あの時からすると大分変わりましたけれども、いずれにしても、女性がそういう審議会、委員会などを頼まれたときに、えっと一旦驚くんですね。私にできるかしらという感じで、やはりみんな悩むわけですよ。ですけれども、じゃ、やらせていただくところに行くのには、まず家族に相談をしたり、自分も悩んで、そして結論を出すというところで、やはり担当に結論を出して返事を出すのには時間がかかると思うんです。それだけやはりそういう場を踏んで勉強をしていかないと、なかなか町のそういうことの中に入っていくということは、大変なんではないかというふうに思います。

ただ、この間も社会教育委員会の研修をアスト会館でやっていただいたわけですがけれども伊東市の社会教育委員長井原優子さん、私も御一緒にアザレアのカレッジに参加させていただきましたけれども、彼女は既に県の海外女性研修の会に参加をして、さまざまな活動に取り組んでいらしてきております。やはりそれは井の中のカワズではありませんけれども、東伊豆町の中で何かを見ているだけでもだめのように思うんです。県そういう講座なり、そしてまた研修なりというふうな機会に、どれだけの人が参加していくかというふうなこと、そしてまた、行政もそのバックアップをしていくということの必要性、これは女性議会のみならず、今後、町長が取り組んでくださる女性の参画の50%というふうなことを達成していくためにも、単にそこに審議会、委員会に来て座っているだけでは困るわけです。意見も述べていただかなければならない。そしてまた、それなりに勉強もしていただかなければならないというふうなことで、そういう意味で女性への研修というものが、まだまだ十分ではないというふうに思っております。

何か今日はもう随分、23分もあって、もう終わりにしますね、長いから。皆さん大分お疲れのようですので。いろいろ申し上げました。議長、これで2回目でしたかしら。あともう一回質問ができますよね。

議長（太田長八君） はい。

11番（居山信子君） それでは、とりあえずよろしくお願いします。

町長（片野 武君） 居山さん、行革の推進でいいことを言ってくれました。あいさつの問題、これは私は本当に思っています、朝礼でよく言うんです。お客様だと、町民の皆さんが。「いらっしやいませ」という言葉を出してくれと。これを徹底させていきたい私の努力不足で、まだまだ徹底はしていませんから、これはやっていきたいと思っていますこれがまず第一。同じ目線で物を考える第一歩があいさつで、いらっしやいませというあいさつ。おはようございます、こんにちからはから、いらっしやいませということ。これはぜひやっていきたいと思っています。

先ほど、1対1でしかられた場合云々とか大勢のとか、私は1対1以外はわかりません。これはやはり理由があるということ。先ほど内山議員にもお答えをしましたが、やはり1回目では絶対私はわかりません。同じ失敗を二度、三度やると必ず私にお目玉を食らいます。これははっきりしています。ただ、私も感情を持っていますから、時には大きい声を出すときもありますけれども、職員が憎くて出すことは一回もありませんから、ぜひ誤解のないように。これはやはり町民の全体の奉仕者としての職員という意識というものを、しっかりと持っていただくと、そういう意味でやるわけですから、そういった中でのことだというふうに御理解をしていただきたい。

定期代の方は、多分ないと思いますけれども、あとは後ほど担当課長から答弁させますがほとんどが自家用車、あるいは徒歩で通っていますから、公共交通機関を使っているのはいと私は思っているんですが、後ほど答弁させます。

それから、ABC法というのはどういうものだと。これは簡単に言いますと、コスト意識を持って、コストを計算したそうした中での行政評価をすると、こういうことです。アクティビリティ・ベースド・キャッシングとか何かというあれですけれども、簡単に言うと今いうようなコストを持ったという \_\_\_\_ 私はちなみに今全職員に私のところに決裁しに来たとき君は1分間幾らだと。即座に答えられます。昔は全然できなかったんです。いや、30円ですとか28円ですとか。そうかと。この書類一つつくるのに何分かかった。5分かかりました。3分でできないかなと。こういうことが200人以上の職員が1分ずつでもやったときに、すぐ2時間、3時間、4時間という節約になるわけです。こういう細かいことからやっていくということ。常にコストの意識を持って、印鑑証明一つ発行するのに、お客さんをできるだけ待たさないようにする。しかもそれは行政効率も上がるわけですから、そういったことの基本的なことを、細かいことだけれども一つずつ口うるさく言って、助役にもそれを、職員にきちっとやってくれと、こういうようなことをやっていますから。ABC法というのは、

簡単に言うとコストを加味した行政評価法ということで御理解をしていただければいいと思います。

移動町長室という形で御提言をいただきました緑陰フォーラムです、移動知事室のうちわを持った。あれ私も参加をさせていただきました。確かにユニークな発想だと思っていますし、あれをそっくり真似をするわけではありませんが、やはり従来と変わったことでやっていかなければと思っていますし、やはりそういったことで町民の皆さんの声を聞くというのは大変重要なことですから、そういった面でのことは今後進めてまいりたいと思っております。

それから、生活者、女性の意見を重視した政治と、過去にバックグラウンドを整備してということを行っていますけれども、私は、居山さん、先ほど意見を述べていただくような女性を多くというようご提言がありましたけれども、実際ここに東伊豆町の地域づくり推進委員会の名簿があるんです。先ほどちょっと言いましたけれども、女性が19人中9人、約半数年齢も女性が62歳が一番上、一番下が23歳、職業もまちまちで地区もばらばらです。それぞれ各種団体選任と一般選任と2つに分けてやっておりますから。山本議員が、委員長をやられておりますもので、そういったことで逐次いろいろな形で報告を受けていますが、かなりの御意見も出て、また山田議員と両方で第一分科会、第二分科会に分かれているいろいろやっております。そういう中で、この2人の議員さん指導あるいはリードがよろしくてかなり活発な意見が出ると、こういうようなことも伺っておりますもので、決して意見が言えないような女性を集めたというようなこともありませんから、ぜひそれは誤解のないようにしていただきたいと思えます。

それから、女性議会の問題、過去においてああいったものでかなり実現をした問題もございます。そういったことで、どなたの意見であっても建設的なものはぜひ取り入れて、そしてそれを一步一步実現をさせていくというのが私の仕事でありますから、そういった面で今後もまた御提言をいただければと、こういうふうに思っております。

総務課長（村木 脩君） ただいま定期券の6カ月支給ということでございましたが、現在公共機関を利用して、定期で支給している職員はおりませんが、11月13日の臨時議会におきまして、東伊豆町職員の給与に関する条例の一部改正が行われまして、その中で人事院の勧告等により、今回最も長い支給期間ということで、当然電車の場合には最も長い定期の支給期間が6カ月ということになりますので、この11月13日の条例改正において、6カ月ということが明文化されております。

以上でございます。

11番（居山信子君） いつも終わってから大事なことを聞かなかったと思うので

本当に残念に思うことがあるので、きっと今日もそうではないかなと思うんですけれども、すみません、やはり時間いっぱい頑張りたいと思います。

町長は、今、いらっしゃいませですけれども、私も商人の娘なもので、このいらっしゃいませは大変得意なんです。商売屋というのは、物を売るときに、例えば奥で食事をしていても、お客様が来るとそれを吐き出すかぐん飲むか、あるいはけんかをしていても、にこやかに笑顔をつくって、そしてお客様に、いらっしゃいませと言う、お客様は神様ですというその私は母の後ろ姿を見て育ちまして、そういう意味で、この行政にその町民がお客様であるというまず意識を持って、職員の皆さんが、いらっしゃいませということが言えたならばすごいと思うんです。

提案ですけれども、朝、あいさつ運動ですね。朝礼のときに、おはようございます、いらっしゃいませ、かしこまりましたと、ぜひその練習をしていただければありがたいなというふうに思います。照れくさいかもしれませんが、やっていきますと様になってくると思います。

あとは、町長1対1でなければいけない。しからないとっていただいてありがたかったんですけれども、怒ることはしないでしかっていただくということで。怒るということは感情だと思えます。ぜひ理を通して、これこれこうだからというふうなことで、町長の思いを伝えていただくことは構わないかと思えますけれども、先ほども申し上げましたように、町長もなかなか職員の心の中までは、臨床心理士でもありませんし、精神分析員でもないのではなかなかわからないのではないかと思います。御本人たちはかなり病んでいる部分もあるかと思ひまして、ぜひ優しく、厳しくしかっていただきたいなというふうに思います。

あと、職員が憎くて言うのではないという親心、これはぜひ職員の皆様も、この行政手腕巧な町長を選んだ町民として、ぜひ皆さんでこの町長にしっかりついていくと、もう食いついていくというふうなことで、さまざまな個人的な感情を乗り越えて、住民福祉向上のためにお仕事をしていただくということで、先ほどの全体の奉仕者としてと、この1点をどうぞ忘れずにお仕事をお願いしたいと思います。

定期代のことにつきましては、国レベルで取り組んでいる問題でございまして、そこからの流れかなというふうにも思います。小泉さんですらそうだったのかと。1カ月定期で支給して、半年でしていけば18億円もの節約になったというふうな数字もございまして、まだまだ国初め地方が見直される問題というのはたくさんあると思います。

私、今、家庭の中の見直しを始めております。新しいものを買うのはまずやめて、この服もかれこれ10年前のものを今日は着てまいりまして、もう一回古いものを捨てようかなと思ったものに命を吹き込むと。そして、ある物にその命のすべてを使い果たすというふうなこ

とで、歯磨き粉などももう最後にぎゅっと絞って、絶対出なくなるほど最後まできちっと使い切るというようなこととか、けちけち運動からまず始めております。

いずれにしても、家庭も、町もそうですけれども、限られた予算を精いっぱい有効に、家庭の幸せのため、また、住民の福祉の向上のために使うということでは全く同じ考え方だというふうに思います。

A B C法をお伺いをいたしまして、これは、あっ、私、既に取り組んでいたなというふうに。かつて仕事をしておりましたときに、電話交換手ですので、全く同じ作業を何百回もやるんですね。その中で、Q Cサークルというものを取り組んで意識改革を \_\_\_\_ 電電公社からN T Tに進める中で、伊豆の踊り子というサークルをつくって、事業の見直しをいたしました。ベストサービスを提供しようというふうなことで、6人のメンバーがもう一回仕事の洗い出しをし、なおかつそれを魚の骨で要因分析というのをやるんですね。問題がどこにあるかと。お金にあるか、物にあるか、環境にあるかという分析をして、さらにその中で一番取り組める課題は何かを、みんなのそのブレインストーミングの中でコンセンサスを得て、そしてテーマを決めるんです。そこで決めたテーマがベストサービスを提供しようということでした。

そういうことから、まず自分たちの仕事、月に幾らもらうのか手取りでまず出して、1日幾らかなと。そうすると何時間労働するから1分幾らかなというのを私は自分で個人的にやりました。そして、一体何件仕事をするんだという記録も残しました。これは会社からは求められなかったんですけども、自分の仕事をする上でのやりがいを自分で見つけました。そして、毎年そのノートを1年間に何十万件つないだ、何十万件のお客様と対応をしたという、そういうコスト意識を持った仕事をしてまいりました。まさにそれがA B C法だったというふうなことで、ぜひ町長がおっしゃった書類1枚つくるのに何分かついたんだというその辺の意識を、職員の皆様にも徹底をしていただくということであれしいことだと思いますあと緑陰フォーラムの参考にした形のまた何か違ったものでの移動町長室に期待をしたいとします。

さらに、バックグラウンドというふうなことでの問題なんですが、先ほどもる述べたとおりなんですが、これはちょっと町長と今度ひざ詰めで私は懇談をさせていただいた方がいいかなと思って。その次には教育委員会の方にもお伺いをして、ぜひひざ詰めで。ひどいですね、局長は首を振っております。居山とは対話をしたくないという、ここからまず変えなければいけないと思いますので、まず担当の課長の意識の変革こそがこの私の目指す男女共同参画社会実現の第一歩と、こういうふうに思っております。

あと、地域づくり推進委員会の御答弁の中で、問題は公募をしてくださったかどうかとい

う点でございます。お願いをしてやれるというふうな人もいるかもしれませんが、声がかかればやりたいのに声もかからないという人もいるわけです。ましてや、今、人形劇で御活躍の柿沼さんなどは、外から引っ越しをされてくる中で、まことに見事に町の文化の向上のために御夫婦で御尽力をしてくださっております。ああいう方々、別荘地で住んでいらっしゃる方々が、町の貴重な財産ではないかなと。ある意味、そういう方々にスポットライトを当てていくための手法としての、今後公募制の導入というふうなこと。ちょっとあれでしょうか、通告外になるのでしょうか。もし差し支えなかったら町長の御見解を。女性の意見を取り入れるということで、ある意味投げかけをしていただければ来る方もいますよというふうな観点で御提案ですが、いかがでしょうか。

これはあと、御答弁をいただいて8分で終わりということでしょうか。それでは、ちょうどいいぐあい、コスト意識を持って、まず自分の持ち時間を目いっぱい使わせて。8分ゆっくりと御答弁をいただきたいと思います。ありがとうございました。以上で私は終わります。

町長（片野 武君） コスト意識というのは、私はごく短くやって、ほかの仕事にそのコストを振り向けようかと、こういうように思っております。

これは別としまして、柿沼さんの御活躍は十分承知をしております、図書館等で地元の人たちに人形劇を教えていただいたりということで、別荘地に住んでいるかとか、どこに住んでいるかとかそういう差別とか区別とかいうのは、私は全然意識はないんです。この町の町民として、いろいろな持っていらっしゃる才能であるとか、そういった伝統であるとか、文化であるとか、そういうものをこの町に育てていただく、これはどなたでも大歓迎のこと、そういった意見を聞くというのは決してやぶさかではございませんし、ぜひそういった方々の御活躍をバックアップをしていきたいと思っております。

以上です。

議長（太田長八君） 以上で、11番、居山信子さんの一般質問を終結いたします。

この際、3時20分まで休憩いたします。

（午後 3時09分）

---

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 3時19分）

---

日程第2 議案第76号 東伊豆町風力発電事業基金条例の制定について

議長（太田長八君） 日程第2 議案第76号 東伊豆町風力発電事業基金条例の制

定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) それでは、議案第76号 東伊豆町風力発電事業基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本基金につきましては、風車の故障など不慮の事故等に備え、風力発電事業の安定した運営を目指すとともに、今後の風力発電施設周辺整備や環境対策及び個性的でよりよいまちづくりのために資金を積み立てるものでありまして、詳細につきましては、企画調整課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監(太田英明君) それでは、ただいま提案されました議案第76号 東伊豆町風力発電事業基金条例の制定について、朗読をもって説明とさせていただきます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。

東伊豆町風力発電事業基金条例。

(設置の目的)

第1条 東伊豆町風力発電事業運営の財源に不足を生じた場合の資金及び環境対策等に要する費用を積み立てるため、風力発電事業基金(「以下基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、次の各号によるものとする。

(1) 毎年度予算で定める額。

(2) 歳計剰余金のうち町長が必要と認める額。

(基金の使用)

第3条 基金は次の各号に掲げる場合に使用するものとする。

(1) 事業の運営に要する経費の財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

(2) 災害その他の事由により事業の運営に特別な経費が必要となる場合において、当該経費の財源に充てるとき。

(3) その他、事業の運営の安定を図るため、特に必要経費の財源に充てるとき。

(4) 環境対策及びまちづくり関連事業等の財源に充てるとき。

2 前項の規定により、基金を使用する場合は、その金額を風力発電事業特別会計(「以

下特別会計」という。)の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定める附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長(太田長八君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番(山田直志君) この基金条例について質問をさせていただきたいと思います。

まず、設置の目的のところなんです、ここには2つの目的が明記をされているわけですが、これは、財源に不足を生じた場合と環境対策等に充てるといふ、この2つの問題があるこの2つというの、ある面で言うと相反する性格を持っていると思うんです。

不足を生じた場合というの、この下にもありますけれども、災害を受けたり、当然想定されるものでいけば、雷の被害等があつて、しかし、一方でここからの収益を一般会計に入れている場合、突然そういうことによつて一般会計への繰り入れが大きく変動したりすれば今度は一般会計自体が運営が不安定な形になりますから、いろいろなそういう形を含めてあるんだろうと。いろいろ修理等もありますし、そういう点では一般会計へ出すだけけれどもその問題が不安定にならないよつという面で行くと、まさにこういう部分があるだろう。

私はまた、最終的にはこの部分が売電事業が終結した場合には、解体費等を含めたものが一般会計に影響が出ないということも想定をすれば、当然この部分でいけば、ある面ためておくという性格というの、ここには必要だと思つていますが、一方で、環境対策等に要するための費用をとつということになると、これはその名目の場合には、ある面では、どんどん使つていくという性格を持っているわけですが、目的の基金ということになるわけですが、そうすると、

前の事項は、不足の事態に備えて、一般会計に対して影響を及ぼさないような準備的な基金なんだけれども、もう一方の性格というのは環境対策のために使えませうという目的を持たせているわけですから、どんどん引き出せるという基金になってくる。そうすると、私はその点で見ると、基金としてこの2つの相反する性格があるということが、適切かなというふうな感じを持っております。

私はこの不足を生じたというこの前段の分だけでよくて、環境対策等の問題はこの基金ではなくて風力発電の特別会計の運用の中で、町長の執行権なり判断等の中で対応できる部分であって、基金にこのことがあることによって、何か特段いいことがあるのかなと。逆に使える性格で基金をためるということになると、ちょっとほかの環境対策の基金であるとか、観光施設整備の基金のように、使えるということになっていくということは、この事業にとってプラスなのかなというふうな考え方をしておりますけれども、この点はいかがでしょうか町長（片野 武君） 多分そういう質問が出るだろうというようには私は思っておりました。と申しますのは、やはり基金本来の目的でありますこの風車の設置、それから、最終的には解体ということまでも想定した中で、あるいはその運用の中で不慮の事故と、こういうことがまず第一に考えられる。

もう一つ、環境対策に使えるようにしたと。こういうことは、やはり一般会計から、これから環境というものが非常にお金のかかる問題がある。そういった中で、この収益金をある程度歯どめは必要です。ですから、一旦この風力発電の特別会計の歳入に入れて、そしてその会計の歳出から出すということで、皆さんの御審議を仰ぐわけですから、これはある程度の歯どめを議会がする権能をここで持っていただくと。

もう一つは、ここの中であえて先日も第一委員会の方で、解体のときの費用をあらかじめというようなことの御意見もありました。なるほどそういった御意見もごもっともですが、これから初めて、20年先のものをもう解体をするという形を考えていくのはいかがなものかと。そういうものは要綱とかそういう中で縛りを入れていけばいいんじゃないかと。こういうようなことを考えまして、あえてこの条例の文言には、条文には入れなかったんですが、そういう御意見もあったということはしっかりと受けとめてまいりたいと考えておりまして今、御心配の点は、一般会計の方に繰り出して使うという形をとるよりも、基金である程度1回その特別会計の歳入に入れて、歳出に出して、それを一般会計に出すという形の方が、二重、三重の議会のチェックが入るんです。そういったことで、あえてそこにも使えるようにということで、これからはやはり交付税も少なくなる。財源がいろいろ制約を受ける中でやはり使用できる財源は環境対策に限って、こういった財源が使えればというような形の中で、この文言を入れたということで、ぜひ御理解をお願いしたいと思っております。

13番(山田直志君) 町長の言われることも確かにわかるんですけども、しかし、この不足を生じる\_\_\_\_ 私は一番こういうこの事業の問題点というのは、解体の問題を含めてやはり町の財政一般会計に、とりわけプラスの効果をもたらすことが一番いいことであって、マイナス効果を与えることは、とにかくこれは事業としてはやはり失敗だろうと思います。

そうしますと、解体まで想定して、そういうものが一般会計の負担にならないように当然町長や、また我々議会もそういう点でのチェックをしなければならない。これは当然そこに問題が出てくると、これはそうなんです。ただ、この環境対策という問題は、町長言われたように、基金から一回入れてまた出すという考え方と逆に、当然それは町として補助金の要綱なり制度なりをつくりまして、それぞれ年度から行うということになれば、当然風力発電の特別会計を制定しているわけですから、この特別会計の中で、このものについては当然一般会計への繰り出しという項目の中で、一般財源の補助、また、その環境事業に対する補助とかという内訳の中で、繰り出しの考え方の中で対応するという一般的な財源対策と環境問題に対する財源対策というふうな考え方を含めても、そこでのダブルチェックはできるんじゃないかなと。私はそういうふうに思ったんです。

一応この間私どもが視察をさせていただきました山形の立川町の基金条例、また特別会計の設置条例を取り寄せたんですけども、こういうことは全然書いてないんですね。非常にすっきりしていました。やはりその辺は逆に、その特別会計を導入する時々段階で判断すればいいというふうな考え方を立川ではしておりまして、なるほどそれもある。ただ、私どもは内山議員とこの特別会計を立ち上げるときには、そういうある面で環境対策という名目も必要ではないかなというふうに、特別会計のときには思ったんですけども、基金ということになると、特別会計がやはり中心になる。いわばお財布ですから、それを補てんするという意味での基金ですから、特にここになくてもいいのかなというふうに調べた範囲で私は考えたんですけども、そういう点が一つあるんです。

それと、この不足を生じた場合の資金というのが、例えば財政調整基金なんかの場合は、繰越金の半分、2分の1を下らないとかというモデルがある。今、町長が言われたように規則と要綱等いろいろやる中で、実際にそのさじかげんをどのくらいにしていくのかということが、極めてそうなる大事なのかなというふうな感じも持っていて、その辺のルールをはっきりさせていかないと、特にこの条例でいった場合、不足に対するもの、それは当然今言われた災害等修理もあるだろうし、解体を含めたものを15年たって、なかったらこれお互い困るわけです。発電しなくなった風車が野ざらしになるということは、大変これは町民にとっても心の痛い\_\_\_\_ 環境対策としてやる事業なんだけれども、環境に対する大きなマイ

ナスイメージになりますから、そのところが最後たまっていなかったではやはり済まされない問題もあろうかと思うんです。

今言われたように、環境という問題に対して、使用するための事業費もそこにあるということになると、じゃ、一体幾らくらいが基金として積み立てて、一体どのくらいを一般会計へ繰り出すのかという、そのところというのは非常に難しくなってくるのかなと。私はかえってそういう点では余り環境対策と入れないで、町長とすると一般会計への繰り出しは自由に使える部分が多い方がいいのではないのかなというふうにも思ったんですけども、その辺を歯どめという部分で言えば、チェックするだけではなくて、一定のルール化。私はだから一般質問でも思ったのは、特に3年間の部分で言えば、全額に近いものを最初に積み立ててしまえば、後から使うのは楽だなという考え方、立川町は実はそういうふうに行っているんですけども、考え方としてはおもしろいなと。そうでないということになると、年々どの程度かの割合を積み立てるというところに、一定のアウトラインを持たないと、この基金条例はつくってもお互いにチェックするにも、チェックする基準がないということになってしまうのではないかなというふうに思うんですけども。

町長（片野 武君） 第2条の第1項に、毎年予算で定める額というように漠然と書いてあるんですが、ないそでは振れないわけですよ。例えば収益がないのにその数字を出しても、これはただの絵にすぎないと。しかし、昨日も山田議員からの御提言がありましたように、起債償還が始まるまでの3年間、これはやはり最低のメンテナンスの費用とか、そういったものを残した以外は基金に積めるような形のものと考えていきたい。基礎的な基金というものをしっかりとしたものを持っていきたい。これは全く同じ考えでございます。

それで、それよりも一般会計で自由に使った方がいいのではないかと、こういう御意見も確かにありますけれども、私は縛りを入れていきたい。ということは、あそこの場所が3基ありますけれども、あそこの場所でもあと2基や3基増設する可能性の場所があるわけですが、こういう一つの営業成績は収益の実態を見た上での形を考えなければいけない。そういったことのためにも、ある程度の積み立ては必要である。そのためにより多くの積み立てをするために、一般会計に安易に出せないような形で歯どめをかけたい。

それで、これを第3条の第2項に、前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を風力発電特別会計の歳入に繰り出し、歳出として支出をすると、こういう縛りを一つまた入れたということで、気持ちは十分わかりますが、ある意味では、風力事業でももう少しボリュームを増やして、一般財源化ができるような、そういうバックグラウンドというものも考えていく必要があるということ、絶対この予算で決める額というのは、さっきも言ったように絵空事ではいけないわけですから、議会の皆さんと協議をして、1年間で大体これだけの

売電収入があります。しかし、この3年間の起債の据置き期間ではこれだけの経費がかかります。この経費を抜いたものをそっくり基金に積めると、こういう基本的なそういうスタンスというものが必要だろうと思っていますから、改めてまた議会の予算とこの額というものは、私が全部決めるのではなくて、議決を要するわけですから、改めて営業成績を見ながらそうしたものである程度不安定な要因もあるわけです、風ですから。しかし、最大公約数でこれだけはできるよというようなものを提示して、それでイエスかノーかというものを事前にやった中での積み立てと、こういうようなことを考えまして、だから、環境対策に絞って当面は繰り出せるようにすると。何でもかんでも一般財源で繰り出してしまっただけは、やはりこれは本体の利益を食うような形になっては、将来のためにならないということで、とりあえず3年間というのは、こういう形でその収益、ほとんどのものを積んでいくと。これで基礎基金をつくと、こういう形のもので、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

13番（山田直志君） 過去、前町長時代からこの事業の中では、相当一般会計等の財源対策という側面、当然、だからこそ売電収益等の問題というのが議論されてきたという経過がやはりあったと思うんです。私も財源対策という点でいうと、だからやはり3年間の町長が言われたように、基本的には基金積み立てをした方が、後から長い期間安定した財源に充てることが可能になる。当然そうすると3年間ぐらいた段階で、その後の風力事業における取り扱い方をどうしていくのかという問題が、その3年間あたりの積み立てもし、ある程度の風力発電の実績が整った段階で、町長や議会とまた検討をしていくというふうな考え方で、今日のところはさせていただいていいわけですね。わかりました。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

6番、鈴木勉さん。

6番（鈴木 勉君） 町長、今の話の中でもあるんですけども、この第3条の（4）番、環境対策及びまちづくりの関連事業をこの財源に充てるとあるんですけども、できればこれの内容的なものが説明できたらお願いしたいなと思うんですけども、この環境対策という意味は、この発電をするあの地区だけの環境対策なのか、町全体における環境対策なのか、そこら辺の範囲がもしあるようでしたら教えていただきたいなと思っています。

町長（片野 武君） 環境対策というので、これはあそこがあるだけで、あそこだけという問題ではない。町全体の問題として、例えばこれから環境対策で、今ここで、これがこうだよという形は余り絞りたくないんです、使途が制限されますから、これはやはり議事録に残りますし。そういった中で、広く環境対策で町全体にそういった、例えば一つの例としまして、将来的に下水道事業をやる場合に対しては、どういう形のものがあるのか、あ

るいはそれ以外の指定線引き以外の地域だと、今の言う合併処理槽、その町の負担分をどうしていくかというようなことも、一つの例としてはあるわけです。しかし、ここで今、これはあくまでも一つの例として言っただけのことであって、そういったことがまちづくりにもつながっていくわけですから、こういう広くとっていかないと、うんと制約されてしまっていずれにしても議会の皆さんの議決を得なければ使えない金ですから、それも一般会計に繰り出さないと。この会計に入れて、それで歳出をして一般会計の歳入へ入れて、一般会計の歳出で出すと。こういう二重、三重のチェックを受けるということをしていったらいいだろうということで、町全体という形で考えていただきたいと思います。

6番（鈴木 勉君） そういうと、この使い方が今、町長が言われた内容に対する特定財源という、ほかの方にはこれ使えないという、そこまで理解してよろしいんですか。  
議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

（午後 3時40分）

---

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 3時43分）

---

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

1番、飯田龍一さん。

1番（飯田龍一君） 私も、この条例の中でいくと、私も立川町へ行った一人ですが、けれども、ちょっとよくわからない。先ほど町長言った、「20年もたってから壊すか壊さないかわからないようなものの」というふうなくだりがあったんですが、通常のこういった公共施設の場合は継続性があって、耐用年数があると大体の建物は必要であるから当然建てかえというのがあるから。その建てかえの中で古い解体費も一緒に当然加味して計上するわけですが、20年後に果たして風力が町の中で足を引っ張らないようなものになっているのかどうかというのもわからないわけですから、建てかえをしないということがあったときには、やはり今のうちからせめて解体費のものぐらひは、当初に積み立ての中で用意しておくというのは、私もこの部分については賛成をいたします。

それから、先ほど言ったシンプルな考え方で、3年間は全く一般会計にも入れないで積み立てておくんだというのは、これはあくまでも立川町の問題でうちの町ではないんですけれども、そういった形の中で、私の意見としてはまだまだ1年間に収入の部分でちゃんとした金額が出ないうちに、そういった形のものが今出てきましたけれども、私も基金としたら、当初の部分は積み立てをした方がいいんじゃないかなと思います。

以上です。答えは結構です。

保険のことは、皆さんに聞いたら知らないということだったものですから、風力の本体そのものの保険というものがどんな資料にもなかったものですから、保険等のものなんかは入っているのでしょうか。それは1点お聞きします。

町長（片野 武君） 質疑は自分の意見を言うものではなくて、疑義を正すのが質疑ですから。そういったことで、飯田さんですから結構ですけども。そういった中で自分の意見を言うのではなくて、やはり私がさっき山田議員に答えたように、3年間の収益のほとんどを基金に積みたいと言って、中には保険料と。これは保険を掛けます。なぜかと言いますと、一番怖いのは落雷なんです。ああいうところの高いところにありますし、回っていますし。それでFRPですから、落雷ということが一番。

私、今回の機種の設定で国産を選んだというのは、そういったときのメンテナンス、あるいは補修、そういうものが迅速にできるというメリットがあるわけです。

去年、宮崎県の北方町というところの風車を見たんですが、これはドイツの製品です。たまたま落雷があったんです。46日間とまってしまった。やはり国産にしておけばよかったよというような御意見もいただいた中で、やはりそういったことで、後のメンテナンスとか修理、そういうものが迅速にできるということで、そういうものを選んだわけですが、そのための保険というものを掛けていかなければならないということですから、当然保険料というものも今担当の方で、年間どれくらいというものも試算をしているところでありますから、掛けるということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

14番、内山恒昭さん。

14番（内山恒昭君） 私は、この条文では何ら問題ないと思います。ということ、前町長時代に風力を建設することによって売電収益を住民福祉に使うんだという、非常に広い意味で、そういう答弁をいただいておりますものですから、そういうことを踏まえてこの条文で十分押さえがきくと思いますので賛成いたします。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

（午後 3時48分）

---

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 3時48分）

---

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第76号 東伊豆町風力発電事業基金条例の制定についてを採決いたします  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第77号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長(太田長八君) 日程第3 議案第77号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) 議案第77号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことによりまして、別表の改正をいたすものでありまして、詳細につきましては消防長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 消防長。

消防長(金田弘道君) それでは、ただいま提案されました議案第77号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、朗読をもって御説明申し上げます。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。

東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年東伊豆町条例第92号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めるということで、別表がございますが、次のページに参考資料を添付してありますので、それをごらんになっていただきたいと思います。

まず、別表の退職報償金支給額でございますけれども、左側に団長から団員までの階級欄がございます。右側に勤務年数として4年以上それぞれの区分を仕分けてございます。その中で4年以上5年未満、7年以上10年未満の団長から、指導部長までと12年以上15年未満については、今回は改正いたしません。上段の金額が現行条例の金額でございます。中段の金額が今回改正しようとする金額でございます。下段の金額がその差し引きということで今回の引き上げ額となっております。5年以上7年未満、10年以上12年未満、15年以上20年未満20年以上25年未満、25年以上30年未満、30年以上勤務の団長以下団員までの2,000円と町単独支給分の7年以上10年未満の副分団長の5,000円、本部班長、班長の9,000円と団員の8,000円の退職報償金を引き上げるものでございます。

もとのページにお戻りください。

附則

1 この条例は公布の日から施行する。

2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成15年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

3 平成15年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例にも基づく退職報償金の内払とみなす。

以上、簡単でございますけれども、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、鈴木勉さん。

6番（鈴木 勉君） 消防長、金額のことではなくして、この退職金の支給を受けられる要件です。加入するのが何歳から何歳までとか、そういう制限があるのかどうかを聞いてみたいと思うんですけども、いかがですか。

消防長（金田弘道君） 消防団員の退職報償金の該当者の関係でございますけれども、条例で消防団員は18歳から35歳までの年齢ということになっていきますので、その間に在職している団員であれば支給の対象になります。

以上です。

6番（鈴木 勉君） 了解。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第77号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第78号 静岡縣市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について

日程第5 議案第79号 静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約について

議長(太田長八君) 日程第4 議案第78号 静岡縣市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について、日程第5 議案第79号 静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約についてを一括議題といたします。

町長から、順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) それでは、ただいま一括上程されました議案第78号及び議案第79号について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第78号 静岡縣市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について、議案第79号 静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約について提案理由を申し上げます。

いずれも加入団体の町村合併によりまして、定数等を変更するものであります。詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 総務課長。

総務課長(村木 脩君) それでは、ただいま提案されました議案第78号 静岡縣市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について並びに議案第79号 静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約について、朗読をもって説明をさ

させていただきます。

静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

静岡県市町村職員退職手当組合理約（昭和37年静岡県指令地第1793号）の一部を次のように変更する。

第5条中「15人」を「17人」に改める。この内容は、組合議会の議員定数でございます。

別表の1の項中「下田市 裾野市 湖西市 賀茂郡 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 賀茂村 田方郡 伊豆長岡町 修善寺町 戸田村 土肥町 函南町 菰山町 大仁町 天城湯ヶ島町 中伊豆町」を「下田市 伊豆市 裾野市 御前崎市 湖西市 賀茂郡 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 賀茂村 田方郡 伊豆長岡町 戸田村 函南町 菰山町 大仁町」に、「榛原郡 御前崎町 相良町 榛原町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町 小笠郡 大東町 大須賀町 浜岡町 小笠町 菊川町」を「榛原郡 相良町 榛原町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町 小笠郡 大東町 大須賀町 小笠町 菊川町」に改める。

附則

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

次に、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約。

静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約（昭和44年静岡県指令地第2057号）の一部を次のように変更する。

第5条中「18人」を「20人」に改める。内容は、同じく組合議会の議員定数でございます。別表につきましては、退職手当組合の方と同様でございますので、省略をさせていただきます。

附則

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） これで2つともそうなんですけれども、市町村合併があるからということで変更するんですけれども、何であの5条中の組合議員を増やすということが必要なんのでしょうか。これは恐らくことしの3月いっぱいの状況で、来年急にまた幾つか合併をすると、それぞれの退職組合員も公務災害の組合も加入している町村数というのはもっと減っていくわけですね。なのに、何でそれぞれの組合議会の議員を増やさなければならぬのかなと。我々の議会なんかとやっていることが全然違うなというふうに思うんですけ

れども、何でなのでしょう。

総務課長（村木 脩君） 町村と市との定数の違いかと思います。

13番（山田直志君） 定数の違いといったって、町村の方の数は恐らく合併をして、ここにもあるようにほとんど町村から市に移行していくということで、町村の方の数はもっとすごく減っていくと思うんです。市の方は増えるといっても少ししか増えないわけです。今回なんていうのは5つぐらいですか。数が町村の方が6つぐらい減っているから市が2つぐらい増えるというふうな関係ではないですか。それで全体とすれば加入組合、組合員構成員が4つ減っているわけですから、当然4つ減ったら1つぐらい組合議員が減るとかというふうに思うではないですか、僕らは。そういうふうに思うんですけれども、当然、市町村と議会は違うというふうには思うんですけれども、でも、これ増えていくとするのはすごくおかしいではないですか。そういうこと自体がリストラとか行革とかいうことで合併をして、こういう組合の議員の数だって、当然組合数が減っているんだから減っていくというふうに僕は考えるのが自然なあり方だと思うんですけれども、何でなんですか。この辺がちょっと疑問なんです。

総務課長（村木 脩君） これにつきましては、内容的にまた調査して後ほど御答弁をさせていただきます。

13番（山田直志君） 町長、今回は恐らく2カ所の合併ですけれども、特に平成17年3月というのが来年度来るわけで、そうしますともっと合併をして加入組合、町村数が減っていくわけだと思うんです。やはりそういう点では、それぞれ当然運営をしていく議員の数も構成団体が減っていくのであれば通常は減っていくような主張をすべきではないかなと思うんですけれども、今、総務課長が言ったように、経過がよくわからないものですから何ともいえないんですけれども、やはり本来であればぜひそういう点では減らしていくべきではないかなと思うんですけれども、普通のちょっとあり方からすると、加入している市町村が減っていくのに、それを運営している組合議員の数が増えていくというのは、私は常識的には考えられない判断ではないかと思うので、ぜひ町長、そういう内容も調べながら、市町村みんな厳しい経営しているの、やはりこういう組合であっても、加入数が減ったらそれに対応して減るような対策が必要なんではないかと思うんですけれども、ぜひそういう主張を展開していただけるといいなと思います。

町長（片野 武君） よく内容を精査しまして、そういった形であれば、当然言うべきことは言っていくと。うちの町も組合員の一員ですから、それはやぶさかではありませんけれども、漏れ聞くとところによると、この議会というのは無報酬でというようなことで、経費的には増えても変わらないと、こういうようなことも聞いておりますから、そういう実

情を調査した中で検討をしたいと思っております。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第78号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について、議案第79号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約についてを一括採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 散会の宣告

議長（太田長八君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで散会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて散会することに決しました。

御苦労さまでした。

（午後 4時03分）

## 平成15年第4回東伊豆町議会定例会（第3号）

平成15年12月17日午前10時開議

### 出席議員（12名）

1番	飯田龍一君	2番	森田礼治君
3番	西村弘佐君	5番	関野博君
6番	鈴木勉君	7番	山本鉄太郎君
8番	八代善行君	10番	太田長八君
11番	居山信子君	12番	定居利子君
13番	山田直志君	14番	内山恒昭君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	片野武君	助役	太田俊彦君
収入役	渡辺富夫君	教育長	石井建三郎君
総務課長	村木脩君	企画調整課長兼防災監	太田英明君
税務課長	西川真人君	収納課長	楠山節雄君
農林水産課長兼農業委員会事務局長	稲葉忠明君	建設課長	小澤正幸君
観光商工課長	山本幸雄君	消防長	金田弘道君
教育委員会事務局長	鈴木清司君	住民課長	山田嘉之君
福祉介護課長	村木重男君	健康づくり課長	鈴木希美雄君
国体室長	鈴木新一君	水道課長	田中輝知君

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 加 藤 悟 君 書 記 石 井 尚 徳 君  
事務局長

議 事 日 程 (第3日)

- 日程第 1 議案第80号 平成15年度東伊豆町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第 2 議案第81号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 3 議案第82号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 4 議案第83号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 5 議案第84号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 6 議案第85号 平成15年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第 7 同意案第10号 東伊豆町固定資産評価員の選任について同意を求める件について
- 日程第 8 陳情・要望書の審査について
- 日程第 9 平成15年度第一常任委員会研修視察報告について
- 日程第10 平成15年度第二常任委員会研修視察報告について
- 日程第11 第二常任委員会の閉会中の所管事務調査申出書について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

] 開議の宣告

議長（太田長八君） ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成15年東伊豆町議会第4回定例会第3日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

#### 議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

#### 日程第1 議案第80号 平成15年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）について

議長（太田長八君） 日程第1 議案第80号 平成15年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） おはようございます。

それでは、議案第80号 平成15年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1,769万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を51億4,894万円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、まず町税におきましては、非常に厳しい景気動向により特に固定資産税において、観光関連産業の不況などが大きく影響いたしまして収納に苦慮いたしておるところであり、固定資産税の滞納繰越分について減額措置をさせていただくところであります。

また、7月の集中豪雨による奈良本、濁川の河川災害について、先般、国の災害査定が終了いたしましたので、10款の災害復旧費に国庫支出金2,360万8,000円、町債1,170万円等を財源といたしまして、河川災害復旧費4,014万円を計上した内容でございます。

さらに、人事院勧告に伴う人件費の減額補正のほか、福祉関係扶助費の増額補正、介護保

険特別会計への法定分及び事務費分の繰出金、保険基盤安定繰入金の交付決定に伴う国民健康保険特別会計への繰出金などについても補正措置をさせていただきました。必要な財源配分を行った後、介護保険特別会計への事務費分の繰り出しという要因もあり、社会福祉基金からの繰入金を計上させていただきましたので、御理解をお願いしたいと思います。

詳細につきましては総務課長から説明をいたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 総務課長。

総務課長（村木 脩君） それでは、ただいま提案されました議案第80号 平成15年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）について、概要を説明させていただきます。

平成15年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,769万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,894万円といたします。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、9ページをお開きください。

まず、2の歳入ですが、1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税。補正前の額に2,510万円を減額補正いたしまして、補正後の額を14億1,821万3,000円といたします。

2節滞納繰越分2,510万円の減額でございます。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。補正前の額に101万9,000円を補正いたしまして、補正後の額を2,132万3,000円といたします。

2節児童福祉費負担金101万9,000円。内容につきましては、高額所得者の増のため、保育料の増額でございます。

12款使用料及び手数料、1項使用料、4目教育使用料。補正前の額に384万6,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を1,639万4,000円といたします。

1節幼稚園使用料384万6,000円の減でございます。内容につきましては、幼稚園4園の使用料の減額でございます。

10ページをお開きください。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。補正前の額に963万3,000円を補正いたしまして、補正後の額を1億3,158万8,000円といたします。

主な内容は、1節社会福祉費負担金 931万 6,000円。内容につきましては、保険基盤安定負担金 806万 6,000円、更生医療・補装具給付費負担金 125万円の内容でございます。

11ページをごらんください。

3目災害復旧費国庫負担金。補正前の額に 2,360万 8,000円を補正いたしまして、補正後の額を 8,584万 9,000円といたします。

1節公共土木施設災害復旧費負担金 2,360万 8,000円でございます。内容につきましては濁川河川災害復旧費負担金 2,360万 8,000円でございます。

2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金。補正前の額に 183万 4,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を 670万 4,000円といたします。主な内容は、2節環境衛生費補助金 183万 4,000円の減で、合併処理浄化槽設置整備事業の減のためでございます。

5目消防費国庫補助金。補正前の額に 127万 3,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を 610万 2,000円といたします。

1節地震対策費補助金 127万 3,000円の減でございます。内容につきましては、耐震貯水槽の事業費の精算によるものでございます。

12ページをお開きください。

14款県支出金、1項県負担金、2目民生費負担金。補正前の額に 490万 8,000円を補正いたしまして、補正後の額を 5,988万円といたします。

1節社会福祉費負担金 465万 8,000円。主な内容につきましては、保険基盤安定負担金 403万 3,000円、更生医療・補装具給付費負担金 62万 5,000円となっております。

13ページをごらんください。

2項県補助金、2目民生費県補助金。補正前の額に 662万 5,000円を補正いたしまして、補正後の額を 8,050万 4,000円といたします。

1節社会福祉費補助金 633万 2,000円。主な内容につきましては、重度心身障害者医療費補助金 425万円、在宅福祉事業費補助金 163万 8,000円が主な内容となっております。

14ページをお開きください。

2項県補助金の9目電源立地地域対策交付金。補正前の額に 450万円を補正いたしまして補正後の額を 450万円といたします。

1節電源立地地域対策交付金 450万円。内容は、白田発電所に対する交付金でございます  
15ページをごらんください。

16款寄付金、1項寄付金、4目教育費寄付金。補正前の額に30万円を補正いたしまして、補正後の額を60万 1,000円といたします。

1節教育費寄付金30万円。寄付者につきましては、東伊豆町稲取 378番地、鈴木一義様か

らの御浄財でございます。

2 項基金繰入金、4 目社会福祉基金繰入金。補正前の額に 1,600万円を補正いたしまして補正後の額を 8,100万円といたします。

1 節社会福祉基金繰入金 1,600万円。内容につきましては、社会福祉基金から介護保険費への繰り出しでございます。

16ページをお開きください。

4 項雑入、2 目過年度収入。補正前の額に 105万 8,000円を補正いたしまして、補正後の額を 198万 1,000円といたします。

5 節戸籍住民基本台帳費過年度収入 105万 8,000円。内容につきましては、伊豆斎場組合の負担金の過年度返還金でございます。

20款町債、1 項町債、1 目農林水産業債。補正前の額に 1,910万円を減額補正いたしまして、補正後の額を 2,360万円といたします。

2 節水産業債 1,800万円の減額。内容につきましては、稲取漁港整備事業の縮小によるものでございます。

17ページをごらんください。

4 節農業債 110万円の減額。内容につきましては、中山間地域総合整備事業債の縮小のためでございます。

3 目土木債。補正前の額 720万円を減額補正いたしまして、補正後の額を 3,100万円といたします。

1 節地方特定道路整備事業債 720万円の減。内容につきましては、熱川駅前の橋を地方特定道路整備事業の精算によるものでございます。

4 目消防債。補正前の額に 200万円を減額補正いたしまして、補正後の額を 310万円といたします。

1 節消防債 200万円の減。内容につきましては、耐震貯水槽整備事業の精算によるものでございます。

9 目災害復旧債。補正前の額に 1,170万円補正いたしまして、補正後の額を 5,620万円といたします。

1 節公共土木施設災害復旧債 1,170万円。内容につきましては、公共土木施設現年発生補助災害復旧事業の査定により事業決定したものでございます。場所につきましては、濁川でございます。

18ページをお開きください。

次に、3 の歳出ですが、各款にわたり人事院勧告に伴う職員給与、平均1.07%の減額分が

計上されておりますが、人件費関係につきましては説明を省略させていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費。

19ページをごらんください。

12目電算費。補正前の額に 129万円を補正いたしまして、補正後の額を 7,638万円といたします。

12節役務費25万 8,000円、13節委託料64万 7,000円、15節工事請負費38万 5,000円。内容につきましては、保健センターへの光ケーブル引き込みのための施設の内容でございます。

25ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。補正前の額に 2,129万 2,000円を補正いたしまして、補正後の額を 1 億 6,245万 6,000円といたします。主な内容につきましては、28節繰出金 1,613万 4,000円。この内容につきましては、保険基盤安定繰出金でございます。

2 目障害者福祉費。補正前の額に 1,195万 2,000円を補正いたしまして、補正後の額を 1 億 3,636万 6,000円といたします。

20節扶助費 1,164万 8,000円。主な内容としましては、重度心身障害者医療費給付金 850万円、補装具等給付事業 250万円、重度身体障害者住宅改造助成事業64万 8,000円でございます。

26ページをお開きください。

9 目介護保険費。補正前の額に 2,017万 7,000円を補正いたしまして、補正後の額を 1 億7 67 万 3,000円といたします。

28節繰出金 2,017万 7,000円。内容につきましては、介護保険特別会計繰出金 362万 5,000 円、介護保険特別会計事務費繰出金の 1,655万 2,000円でございます。

11目介護予防事業費。補正前の額に 580万 2,000円を補正いたしまして、補正後の額を 2,231 万 5,000円といたします。

7 節賃金 118万 5,000円。内容につきましては、プール監視員の雇人料でございます。

11節需用費 211万 7,000円。内容につきましては、プールの光熱費及びマイクロの燃料費でございます。

13節委託料 246万 6,000円。内容につきましては、健康増進事業委託料。ウェルネスリサーチ社との委託料でございます。

27ページをごらんください。

2 項児童福祉、2 目児童措置費。補正前の額に82万円を補正いたしまして、補正後の額を4, 494 万 9,000円といたします。

20節扶助費82万円。主な内容につきましては、被用者就学前特例給付費 162万 5,000円が主な内容となっております。

3目母子福祉費。補正前の額に58万 6,000円を補正いたしまして、補正後の額を 33万 9,000 円といたします。

20節扶助費58万 6,000円。内容につきましては、母子家庭等医療費給付金でございます。

29ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費。補正前の額に 55万 2,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を 2,249万円といたします。

19節負担金補助及び交付金 55万 2,000円の減。内容につきましては、合併処理浄化槽設置事業が減のため、補助金を減額するものでございます。

6目保健事業費。補正前の額に 130万 1,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を 2,880 万 4,000円といたします。

13節委託料 130万 1,000円。内容につきましては、基本健診を40歳代を中心に土曜日に行ったため、健診数が増えたためでございます。

31ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費。補正前の額に 377万 5,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を 1,405万 7,000円といたします。

32ページをお開きください。

主な内容につきましては、19節負担金補助及び交付金 366万 7,000円の減。内容につきましては、中山間総合整備事業縮小による減額でございます。

33ページをごらんください。

3項水産業費、4目漁港建設費。補正前の額 2,008万 5,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を 3,711万 9,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金 2,000万円の減。内容につきましては、稲取漁港整備事業縮小のための減額でございます。

36ページをお開きください。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費。補正前の額に 450万円を減額補正いたしまして、補正後の額を 8,909万 5,000円といたします。

15節工事請負費 450万円の減。内容につきましては、熱川停車場線橋りょう工事の精算によるものでございます。

3項河川費、2目用悪水路費につきましては、財源更正の内容でございます。

38ページをお開きください。

8款消費費、1項消費費、3目消防施設費。補正前の額に410万5,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を1,758万4,000円といたします。

15節工事請負費389万5,000円の減。内容につきましては、貯水槽新設工事の精算によるものでございます。

恐れ入ります、45ページをお開きください。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、2目河川災害復旧費。補正前の額に4,014万円を補正いたしまして、補正後の額を1億3,810万5,000円といたします。

15節工事請負費3,793万円。内容につきましては、準用河川濁川災害復旧工事分でございます。

17節公有財産購入費131万8,000円。濁川災害復旧に係る2件分の用地取得費でございます。

6ページにお戻りください。

次に、第2表 地方債補正でございますが、稲取漁港整備事業1,800万円の減、中山間地域総合整備事業110万円の減、地方特定道路整備事業720万円の減、耐震貯水槽整備事業200万円の減、公共土木施設現年発生補助災害復旧事業1,170万円の増といたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

7ページをごらんください。

この歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括しております。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。

補正前の額51億3,124万3,000円に1,769万7,000円を補正いたしまして、補正後の額を51億4,894万円といたします。

8ページをお開きください。

次に歳出ですが、合計で申し上げます。

補正前の額51億3,124万3,000円に1,769万7,000円を補正いたしまして、補正後の額を51億4,894万円といたします。

次に、補正額の財源内訳でございます。

特定財源、国県支出金4,409万8,000円、地方債1,660万円の減、その他1,292万円、一般財源2,272万1,000円の減といたします。

以上、まことに簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 2点について伺いたいと思います。

1点目は、9ページの歳入の町税の減額ということになります。

この議論は一般質問でも私させていただきまして、基本的には、やはりこの部分の問題が大きいなど。これは恐らく現年の課税収納をやらなければ、町として非常に起債等々の、いろいろな財政運営に影響が出るということもありますから、そういうことも中心にしていくということで。こちらの方も、それは景気も悪いわけで、現年分もなかなか納めていただけないわけですから、昔みたいに滞納繰越分が20%ぐらい毎年集まるかということ、逆に今は、これでいくと10分の1ぐらいですかね。2%ぐらいの滞納繰越分の収納になるかと思うんです。そうはいつでも、これを取る努力については、一応今のところ継続した形の中でどの程度の取り組みがなされているのかということは、しっかりと伺っていきたい。

現状の調定ベースのレベルと、これを算出した段階の年度末の収納というのは、滞納分について何%ぐらいになるのか、その概要をお聞かせいただきたいというのが1点目です。

2点目は、14ページの電源立地地域対策交付金なんですけど、これは当初ではなくなったという説明がなされていたと思うんですけども、この部分はどういうふうになったのかという問題と、今の総務課長の説明の中では白田の水力発電ということになるのかと思うんですけども、風力等の問題というのはこの辺に関係があるのか、ないのか。来年度に関係してくると思うので、できれば、その辺を含めて状況をお聞かせいただきたいと思います。

町長（片野 武君） 1点目の歳入の固定資産税の減について、調定ベースと収納の見込みというのは事務的なことですから、後で収納課長から答弁させますが、この内容の中には、昨日も一般質問でありましたように、緊急経済対策の貸し出しの中で、ある程度収納ができるという見込みを立てた部分もかなりあるんですけど、御案内のように、非常に厳しい査定がありまして、10億円のものも半分ぐらいしか貸し出しができなかったというようなこともございます。

そういう要素もございまして、今議員がおっしゃいましたように、現年課税に主力を置くということは、対外的な問題もありますし、やはりそういったことも加味した中で滞納繰越\_\_\_\_決してこれは不納欠損にするという問題ではなくて、保全もしてありますが、とりあえず今年は、この分に対する調定を減にしておかないと現年の方で影響が大きいということで、今回させていただいたということで御理解をお願いしたいと思います。

あと、詳しい事務的なことは収納課長から答弁いたさせます。

それから電源立地の450万円の件ですが、これは水力発電がベースになっていまして、風

力発電はクリーンエネルギー云々という補助制度があります。今回も 1,000万円いただいたこれは全く風力とは別個という考え方です。

それと、今になってどうだということになりますけれども、これは国の方針がきちっと決まって、復活という形でまた復活して 450万円、姫川電力発電所の交付金という形で歳入に上げたということで御理解をお願いしたいと思っております。

収納課長（楠山節雄君） それでは、調定と収納のお問い合わせですので、それに対してお答えをさせていただきます。

町長から背景については答弁させていただきましたので、数字的なものを述べさせていただきます。

まず固定資産税、現年分ですけれども、調定が15億 4,579万 8,800円です。これについては当初に88.5%の収納を見込んでおりまして、今回、頑張っでそれでいこうということで、最終的には88.5%を目指しております。

それから滞納繰越分ですけれども、調定額11億 8,530万 2,370円です。これらにつきましても、町長が先ほど申し上げましたように、経済対策が反映されるということの中で、当初6.2%の収納を見越しておりましたけれども、今回は2%減額させていただいて、4.2%を最終的な収納目標にしております。

以上です。

13番（山田直志君） 数字的には大変厳しい数字だというふうに受けとめております。町長、今滞納の問題で緊急経済対策の話が出たんですが、この緊急経済対策の話で見ると、やはり一つの問題は、信用保証協会というところの問題があるのかなと。商工会や、いろいろなところの話を聞いていると、その問題がクリアできないことが最大の要因のようなお話ですね。そうしますと、信用保証協会自体と交渉したり、もう一回この部分をブッシュすることも、この分野ではまだ必要なのかなと。そうしないと、法律と政府が緊急経済対策を策定した意図が完全に\_\_\_\_信用保証協会が入って、現実的にほとんどのところが緊急経済対策が受けられない、支援策が受けられないという状況が生まれている中には、その問題点が非常にあるのではないかと。

もし、そのところが解決することによってこういう金額が収納できるとするならば、この問題をもう一回突き破るという取り組みがぜひ必要ではないか。これは場合によっては私どもの町だけの問題ではないと思っておりますので。信用保証協会が今制度上の大きな障害になっているとすれば、本当に国のレベルでもこの障害を取り除かなければ、現在の経済に対して、国がやろうとしている政策支援が生きていかないことになるわけで、そういう問題として取り組むことが必要ではないかという感は、この間の一般質問でのいろいろな議論を含め

て、今の町長の答弁からも緊急経済対策ということが出てきたのですけれども、どうも問題はそこに一つあって、そこをまず解決することによって、制度が円滑に運用できる可能性もあるわけだし、当然そのことによって、また税が収納できる要素というのはある。もう一回別の角度からも検討して、そこをやっていくことが必要だなという感じが一つはしております。

もう一つの部分は、私これは一般質問でもしましたけれども、本当に民事再生を含めて、地域と観光というものが残る形での対応はどうしても必要だというふうには思います。

ちなみに、町長に伺いたいんですが、これは担当課の方でもいいんですけれども、相当大きい滞納もあると。また、滞納においては現年度分をはるかに、例えば数年ぐらいたまわっていて、今後経済が好転しても、その部分が納入されるのは大変厳しいというレベルの部分というのがあるかと思うんですけれども、そういう面で、例えば現年度から見たら5年分ぐらいの滞納があって、将来においても滞納が非常に厳しいと考えられるようなレベルは何件くらいあるのか。もしその点がわかれば、実情としてお知らせもいただきたいと思います。

2つ目に、電源立地地域対策交付金ですけれども、これは使用目的が、前は白田地域の河川ないし水路の改修という形で対応されたと思いますけれども、今年度の対応はどういう形になっていますでしょうか。その辺の地域、特に白田区の皆さんからの要望を含めて、今まで水路改修というのはずっと上の方からやっていったように記憶しているんですが、その辺の対応がどういうふうな形になるのか、お答えいただきたいと思います。

町長（片野 武君） 1点目の滞納繰越金の固定資産税の問題で、議員、保証協会にもっと交渉したらどうだと。それはやらなければいけないなと思っています。ただ、枠がみんないっぱいなんですよね。ですから、政府とかがもう少し枠を広げるような政策を打ち出してくれないと、今、保証協会というのはみんな県の単位でやっていますから。そういったことで非常に難しい問題もあるということ、ぜひ御理解していただきたいと思います。

しかし、ただ難しい、難しいだけでは前に進みませんから、昨日、飯田議員にもお答えしましたように、緊急経済対策の推進委員会といった中、また、私がある程度の見通しがつけば直接県に出向いて、保証協会の幹部の皆さんとひざを交えた懇談をする必要もあると思っておりますけれども、現状はみんな、ほとんど目いっぱい、枠いっぱい借りているわけですよ。さらにその上となると、制度的なものを変えていただかないとできない問題もあるのかなど。こんな難しさもあるということだけは、ぜひひとつ御理解をしていただきたい。

それから、国が第三者保証とか個人保証をなるべくなくせという方向を今出していますよね。こういう形で、保証協会とか、そういうものの位置がもっと重要になってくると思うんです。今、保証協会でも個人保証。例えば会社の代表者が会社として借り入れをする場合、必ず個人で保証しなければならぬ、裏書きしなければならぬというような状況が続いて

おります。しかし政府としては、個人保証をなくせという方針を今打ち出しておりますから、今後はやはり今議員がおっしゃいますような方法で、保証協会と交渉するといったことの中で、もう少し枠を広げていただくとか、こういう努力はしてみたいと思っております。

あとは事務ベースですから、事務局から滞納の大きいところの件数とかというものは答えさせます。

それから電源立地の方ですが、今までは、その流域だけという形の限定があったんですが、その地区一帯に広がりましたもので。たまたま矢崎水路がまだ途中だったものですから、今回は矢崎水路に財源更正をしたわけですが、それが終わっても、この制度が続けば白田地区の中での整備というものは、450万円でも財源が入ってきますから、そういったことで活用していきたいと思っております。

収納課長（楠山節雄君） 高額の滞納者の関係につきましては、固定資産税、町・県民税、それから特別土地保有税と合わせた内容でございますけれども、300万円以上のリストを今回用意させていただきました。その中で、全体的には、300万円以上の滞納者が43件ございます。金額で11億 3,572万 4,994円という相当大きい数字になっております。

43件のうち、ほとんどこげつき状態あるいはそれに近い内容のところは34件です。11億円余の金額のおおむね90%以上はこの34件の中で占めていますし、残りの9件につきましても大変厳しい状況で、どうかこうにかというような内容で収納されているという現実でございます。

以上でございます。

13番（山田直志君） 今の御報告を聞きまして、私、一般質問でしましたけれども、いよいよ何らかの手を一つでも二つでも、やはりこれは別な角度から考えないと、その部分は減っていかないのかなという感じがしております。

町長、今、信用保証協会の枠の問題を言われたんですけれども、国の緊急経済対策は、一応うたい文句では無保証人とか無担保というのがあったんですけれども、今町長が言われたように、枠の問題というのは、景気のいいときに借りてますから、10億円ぐらい借りたところがあるところが今、土地の評価はいろいろなことで下がってたりということで、そういう問題も含めて、担保割れをしているとか、いろいろな状況があるだろうと思うんです。

私、商人の方とお話ししたりするとよく出ることの中に、例えば、りそなホールディングあたりに1兆6,000億円とかいろいろ出しているわけじゃないですか、今回また足利銀行に出すとか。そういうことを考えると、本来であれば当然、信用保証協会の部分も、そういう点で担保割れをしていたりする。また、こげつきとかいうものも含めて、信用保証協会自体が、今のままの制度では、信用保証協会としても緩めて貸せないという感じはするんですよ。

ね、制度的には。そうすると、りそなあたりの大銀行に1兆6,000億円出すのであれば、中小企業の対応をしている信用保証協会あたりを、本来、国がある程度そういう点での下支えをするぐらいの施策というがとられれば、そのところが少し緩んで、お金が循環するのかなというふうな、本当にそういうぼやきみたいな声はあるわけです。

今、国のやっているものと、今回の足利銀行みたいな形で、地方銀行も上からかなり荒っぽいやり方もやっているわけですがけれども、できるならば、本当は信用保証協会の問題あたりをもう一回ターゲットにして、場合によっては、国がそこへ保証するという仕組みも含めて、何らか。せっかくつくった緊急経済支援というものが、額面どおりの支援になっていかないという部分を直すような形をぜひとっていただきたいと思うのです。

町でもそういう委員会があるわけですから、ぜひ御検討いただいて、別な角度からもとらえないと、フットワークとか、差し押さえとか、そういう問題だけではなかなか対応できないので、町も経済に対する議論もしっかり持って対応していただきたいなというふうにお願いをしたいと思います。

町長（片野 武君） 保証協会の問題は、やはり国レベルを動かさないと、どうにもならない問題がかなりあるわけです、先ほどもちょっと答弁いたしましたけれども。今、山田議員も、そういった形で、りそなの問題だとか、そういったことよりも、こういった各県の保証協会の充実、バックアップを国がするべきだというような御意見は全く同感でありますけれども、やはり1町だけでそれができるという問題ではないですし、できれば、うちの議会が率先して関係行政庁に意見書を送付していただいたりして、そういったアクションも議会サイドから起こしていただくと我々ももっと動きやすくなる。こんなこともありますもので、また改めて、そういったことの御意見等もいただければと思っています。いかんせん、1町だけで国を動かすというわけにはいきませんが、そういった希望を私どもも持っているということを御理解お願いします。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第80号 平成15年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第81号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号)について

議長(太田長八君) 日程第2 議案第81号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) それでは、議案第81号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に2,337万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算を16億8,900万5,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、退職被保険者等療養給付費交付金の増額変更と保険基盤安定繰入金金の申請により増額になったものであります。この増額分を一般退職被保険者等療養給付費及び高額医療費等に充当して調整を図ったものでありまして、詳細につきましては健康づくり課長から説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 健康づくり課長。

健康づくり課長(鈴木希美雄君) それでは、ただいま提案されました議案第81号

平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、概要を説明申し上げます。

平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,337万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,900万5,000円といたします。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

3ページをお開きください。

まず歳入ですが、4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金。補正前の額に723万7,000円を補正し、1億4,098万7,000円といたします。

1 節現年度分 723万 7,000円は、一般被保険者等療養給付費の伸びにより、10月支払い分までを、申請に基づき同額交付されたものであります。

9 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。補正前の額に 1,613万 4,000円を補正し、1 億 973万 9,000円といたします。保険基盤安定繰入金で、この内容につきましては、低所得者に係る保険税軽減分、6 割、4 割分について一般会計に繰り入れされるもので、当初 3,900万円が変更で 5,513万 4,000円となり、1,613万 4,000円の増となったものであります。

4 ページをお開きください。

次に歳出ですが、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費。補正前の額に 713万 4,000円補正し、7 億 6,623万 3,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、一般被保険者の医療費の減により減額補正をいたしました。

2 目退職被保険者等療養給付費。補正前の額に 633万 7,000円補正し、1 億 2,986万 6,000 円といたします。

19節負担金補助及び交付金。退職被保険者の医療費の伸びにより増額補正をいたしましたものであります。

4 目退職被保険者等療養費。補正前の額に20万円補正し、72万 5,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金。退職被保険者等療養費の増加により補正をいたしましたものであります。

5 目審査支払委託費。補正前の額に20万円補正し、348万 1,000円といたします。

13節委託料。診療報酬支払明細書審査支払事務委託料であります。この内容につきましては、レセプト点数の増加によりまして増額補正するものであります。

5 ページをごらんください。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費。補正前の額に 799万 8,000円を補正し、9,099 万 8,000円といたします。一般被保険者高額医療費で、11月末の実績及び不足分を補正するものであります。

2 目退職被保険者等高額医療費。補正前の額に70万円補正し、1,070万円といたします。退職被保険者等高額医療費で、11月末の実績及び不足分を補正するものであります。

6 ページをお開きください。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金。補正前の額に80万円補正し、210万 1,000円といたします。一般被保険者保険税還付金で、還付額が増加したことによる補正をお願いするものでございます。

2 ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました内容は、この歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。

補正前の額16億 6,563万 4,000円に 2,337万 1,000円を補正いたしまして、補正後の額を16億 8,900万 5,000円といたします。

次に歳出ですが、合計で申し上げます。

補正前の額16億 6,563万 4,000円に 2,337万 1,000円を補正いたしまして、補正後の額を16億 8,900万 5,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、その他財源 2,337万 1,000円といたします。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします  
議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 2点ほどお伺いします。

5ページの一般被保険者高額療養費保険者負担金 799万 8,000円、額が大分多いんですが高額療養と言いますけれども、病名で結構ですから、どういうものが重なって、これだけのものが出てきたのか、その内容。

それから、6ページの一般被保険者保険税還付金。これ、どういう種類のものが、どういうふうにして還付を生じたか、その内容をお聞かせください。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 病名に対しては、さまざまな病名があります。

大きいのを申し上げますと、心臓の手術と、例えば高血圧により脳の障害を持ったという手術が、その月に多く発生します。それによって、ない月もありますが、たまたま心臓とか脳の手術が発生した場合には高額が発生する。これについては、うちの方も予測がつかみませんので、その月に発生すると、どうしても高額医療が不足を生じますので、そういう関係で、たまたま9月と10月の収入分が、かなり高額が発生したということで、そういった病名が主な内容でございます。

それから還付金の関係でございますが、1件約60万円近い還付が生じます。といたしますのは、資産を多く持っている人なんですけど、たまたま登記がうちの方に来なかった。例えば1枚の通知書が来るんですが、たまたまその通知書がこなかったということで、新たに法務局に問い合わせたところ、実際には14年度で名義が変わっている。ですけれども、実際には登記の通知書がこなかったということの内容で、きさなりがかなり多かった。その人だけで60万円近い還付が生じた。今後も発生するという内容の中で、80万円の補正をお願いした内容でございます。

7番（山本鉄太郎君） 最初の、高額療養の関係は予想がつかない。これはわかり  
ます、内容的に脳の関係、心臓の関係、特に多額なお金がかかるということで、この内容は  
結構ですけれども、もう1点の還付金の方。これは高額であっても、保険税は限度額があり  
ますよね。60万円というと、これは現年だけで言うと、ちょっとこれは今の答弁では解せな  
いできないなという形のものが見受けられます。これは1件だけでこれだけのものというこ  
とではないと思うんですよ。だから、この内容的なものは、要するに積み重ねて、これだけ  
の不足を生じたのだという形のものはあるかと思うんです。1件だけだと、今、限度額は5  
6万円くらいですか、53万円ですか。その辺ですね。ですからその辺の関係からいって、今の  
課長の説明では、ちょっと納得しかねるということです。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 一般の医療費分で53万円でございます。それで  
介護分が7万円つきますから、60万円の限度額になります。たまたまこの人が資産を多く持  
っている。例えば旅館や建物があって、その建物が資産税だけで限度額近くいっていた。で  
すから60万円近い金額が発生した。それが、資産がたまたま平成14年度で名義が変わってい  
ないということで、それが新たに発生したということで、平成15年度で還付が生じた。1件  
だけで60万円近い還付が生じたということでございます。

今後発生するという事の中で、若干余裕を見たということで、80万円の予算を計上した  
ということでございます。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第81号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に  
ついてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第82号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2  
号）について

議長（太田長八君） 日程第3 議案第82号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会

計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 議案第82号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に 4,084万 1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を 7億 7,739万 9,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、要介護者の増加により、保険給付費 2,899万 6,000円の増額を行い、これに伴い、国庫支出金など法定負担分の歳入の増額補正を行ったものであります。

また、介護保険事業に係る事務費を一般会計から 1,655万 2,000円繰り入れた内容でもあります。

詳細につきましては福祉介護課長より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（村木重男君） ただいま提案されました議案第82号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、概要を説明いたします。

平成15年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,084万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7億 7,739万 9,000円といたします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

4ページをお開きください。

まず歳入ですが、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金に 579万 9,000円を補正し、1億 4,579万 4,000円といたします。この内容につきましては、保険給付費の増額分の法定負担分20%によるものです。

2項国庫補助金、1目調整交付金に 136万円補正し、3,418万 9,000円といたします。

1節現年度分調整交付金 136万円につきましては、上記と同様に法定負担分の4.69%のものでございます。

4目保険者機能強化特別対策給付金に49万 8,000円を補正し、387万 7,000円といたします。

2 節介護費用適正化特別対策給付金49万 8,000円。この内容は、国保連合会との電送環境の整備をするため、パソコン等の機器の購入費であり、10割の補助金です。

次に、5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金に 927万 8,000円を補正し、2 億 3,327万円といたします。

1 節現年度交付金 927万 8,000円。これにつきましても32%の負担率でございます。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金に 362万 5,000円補正し、9,112万1,000 円といたします。

1 節現年度分負担金 362万 5,000円。これも合計負担分の町と県の12.5%分でございます  
次のページをお願いいたします。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金に 362万 5,000円補正し、9,112 万 1,000円といたします。現年度分繰入金につきましても、県と同じ12.5%の繰り入れでございます。

2 目その他一般会計繰入金。1,655万 2,000円補正し、1,655万 2,000円といたします。

1 節事務費繰入金 1,655万 2,000円。これにつきましては、一般会計よりの事務費の繰入金です。

次に歳出ですが、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般会計管理費に49万 8,000円補正し、1,218万 1,000円。

18節備品購入費49万 8,000円。歳入の方の関係で御説明いたしました国庫との連絡の機器の購入費でございます。

3 項介護認定審査会費、2 目認定調査等費に14万 9,000円補正し、575万 3,000円といたします。

12節役務費47万円。これにつきましては、主治医意見書が約 100件以上認めまして、47万8,000 円の金額でございます。

13節委託料32万 1,000円の減になっています。これにつきましては、認定委託料の31万円の金額は、職員の認定調査の増加により民間事業所の委託料を減額したものでございます。

2 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス諸費に 1,587万 9,000円補正し、4 億 1,136万 8,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金。これにつきましては、当初費4%の増ということを見込みまして補正をいたしました。

3 目施設介護サービス給付費に 282万円補正し、2 億 5,113万円といたします。

19節負担金補助及び交付金 282万円。これにつきましては、施設の介護給付費の負担金で

療養のため入所の下田温泉病院等の利用のための入所者の増によるものでございます。

7目居宅介護サービス計画費に 351万 5,000円補正し、 3,253万 6,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス計画給付費保険者負担金 351万 5,000円につきましては、ケアプランの支払いによる介護サービス者 373件の増によるものでございます。

2項支援サービス等諸費、1目居宅サービス給付費に 569万 2,000円補正し、 1,378万 2,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金 569万 2,000円。これにつきましては、居宅サービスの要支援者の増加によるものでございます。

5目居宅支援サービス計画給付費に 109万円補正し、 291万 5,000円といたします。

負担金補助及び交付金につきましても、居宅サービスの要支援のケアプランの 116件分を見込んでございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金に 1億 1,119万 8,000円を補正し、 1,119万 9,000円といたします。

25節積立金 1,119万 8,000円でございます。

3ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を、歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。

補正前の額 7億 3,655万 8,000円に 4,084万 1,000円を補正し、補正後の額を 7億 7,739万 9,000円といたします。

次に歳出ですが、合計で申し上げます。

補正前の額 7億 3,655万 8,000円に 4,084万 1,000円を補正し、 7億 7,399万円といたします。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金 1億 1,128万 2,000円、その他財源 927万 8,000円一般財源 2,028万 1,000円といたします。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 私は、1点お伺いをしたいところがございます。

8ページですけれども、2款保険給付費関係の2項1目居宅支援サービス給付費について伺いたいと思います。

要支援者の増ということで今御説明をいただきました 569万 2,000円ですけれども、これの細かな内訳をお知らせいただけませんか。お願いします。

福祉介護課長（村木重男君） 569万 2,000円の要支援者の増加の関係ですけれども、数字を持ち合わせていないもので、すみません。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 06 分）

---

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前 11 時 07 分）

---

議長（太田長八君） この際、11時15分まで休憩いたします。

（午前 11 時 07 分）

---

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前 11 時 15

分）

---

福祉介護課長（村木重男君） 大変申しわけありませんでした。

4月が23件だったんですけれども、11月時点で46件です。6人ということですね。だから23人増えましたということです。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第82号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第83号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第2号）について

議長（太田長八君） 日程第4 議案第83号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 議案第83号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に120万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算を194万7,000円とするものでありまして、雛の館建設に係る土地貸付料及び天草事業の配分金等によるものでございます。

詳細につきましては企画調整課長より説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） それでは、ただいま提案されました議案第83号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第2号）について、概要を説明いたします。

平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194万7,000円といたします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

なお、概要説明につきましては款項の区分にて説明いたします。

3 ページをお開きください。

まず、歳入から説明いたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入123万8,000円の増額ですが、内容につきましては、天草事業の配分金の増額と雛の館むかい庵建設に対する稲取旅館組合への土地貸付料でございます。

2 款 1 項繰越金につきましては、前年度繰越金 3 万 2,000 円の減額措置でございます。

4 ページをお開きください。

次に歳出ですが、1 款管理会費、1 項管理会委員会費 120 万円の増額につきましては、雑の館むかい庵建設に伴う天草用地使用による稲取漁協に対する補償料でございます。

2 款諸支出金、1 項繰出金につきましては、天草事業配分金と前年度繰越金の増減による 6,000 円を一般会計繰出金とするものであります。

2 ページにお戻りください。

この歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。補正額の財源内訳につきましては、一般財源 120 万 6,000 円の増額でございます。

以上、まことに簡単ですが説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13 番、山田直志さん。

1 3 番（山田直志君） 120 万円の取り扱いについて伺いたいと思います。

補償料で出しておりますけれども、これは単年度で終わりですか。どういう取り扱いになるのでしょうか。その 1 点をお聞きしたいと思います。

町長（片野 武君） この補償料は、天草の干し場として今後全然使えないわけです、あれは恒久的な建物になりますから。ですから稲取旅館組合から年間 120 万円、月 10 万円という形で入りまして、それが漁協の天草事業の補償金ということになりますもので、単年度ではないという解釈をしていただきたいと思います。

1 3 番（山田直志君） そうしますと、僕はそれはおかしいと思うんです。というのは、町で計画をして、ああいう恒久物を建てさせたわけですね。そうすると、今まで財産区で貸し付けた貸付地、あそこは漁協と契約したと。当然それは恒久物を建てさせたということになれば、契約を変更して、そこを除くという対応ができると思うんです。財産区としての持ち物であって、そこにそういう使い方をした場合に、町のものであるんだけど、右から左へこの 120 万円が入って、120 万円を補償で出すという考え方でいけば、それだったら契約変更をして、それに対応するという考え方がそこにはあるのではないのかな。

現実に、例えばこの補償という問題を考えたときに、現在あそこの天草干し場全体を使って天草を干すような状況があって、ないし、あそこの部分が別途に利用されたことによって漁協が新たに天草干し場を確保しなければならないような補償内容が生じるのかということ考えたときに、今までここでもかなり議論されてきたように、現在は 1 隻しか天草をやっているところがない。あそこは今まで、全体を使って天草を干すということ自体がどれだけ

本当に必要なのか。そうすると、補償しなければならないというものの内容がないのではないかと思います。

使えなくなるというのは、契約があるから、そういうのは理論的には成り立つけれども、現実、天草が1隻しかなくて、漁協が、あそこが使えないことによって新たに天草を干さなければならぬ施設を増設したり、土地を借り上げたりしなければならぬという補償の内容がないとすると、継続的にこの部分を補償することが本当に必要なんでしょうか。その部分の契約を除外して、変更することによって、支出の部分については補償ということでない対応ができるのではないのかな。契約と、天草を干すという行為における実態を補償すべき内容がないということが考えられはしないかなと私は思うんですけども、どうしてお考えでしょうか。

町長（片野 武君） 確かに天草の水揚げ量が年々減っているということは、会計を見れば事実としてわかるわけでありまして、今議員がおっしゃることも一理あると、私もそう思っています。しかし、元来、法に認められた財産区として持っている資産でありますから、その中で天草干し場という形で用途の変更があるわけですね。今は確かにそういった形で、天草の水揚げが少なくなっているからということで、あそこを補償するまでに至るのかどうかという議論は当然あると思っております。

しかし、そういった中で、法に基づいた財産区であるということ。今度は、その定款等も変更したりという、いろいろ複雑なあれがあると思うんです。だから、簡単に補償料云々という、確かに補償料というのが未来永劫続くということにはまた問題があると私も考えておりますが、いずれにいたしましても、海の財産区の委員の議員さんも見えますし、また役員さんも、議員さんのほかにもいますものですから、そういう中で、今後の課題として検討させていただきたいということで、今の御意見は御意見としてきちっと受けとめて、そうした中での対応をさせていただきたいと、かように考えております。

言われることもわかりますし、また、その財産区の発足のときのいきさつもありますものですから、そこらの兼ね合いをどうするかということも今後議論していかなければならぬということで御理解をお願いします。

13番（山田直志君） 恐らく、経過や何かも加味しなければならない要素というのはあるのかなと思うんです。しかし、補償すべき内容にふさわしい内容が伴っているかどうかということは、実態としてとらえなければならないことの一つだと思いますし、枠組みで120万円入って、その120万円が全額行くというパターンは、やはり見直す必要があるのではないかな。

また、町長が言われたように、金額の割合の問題もありましょうし、時期の問題もあるん

でしょう。でも、やはりこういう問題が出たその時点で、できるだけ最良の枠組みをつくっていかないと、将来にわたって禍根を残すことになるのかなと私は考えますものですから、今回こういう永久構造物ということでいけば、そういう点もありますし。契約的なものを厳しく見ると、では、漁港が今の大納屋等を貸していることが目的外使用ではないかとか、それは法律面だけで考えれば又貸し等に当たるのではないか。そういう要素というの、雛のつるし飾り祭りとの関係を見ると出てくるわけですから、そういう点では行政的にも、漁業も大変ですから、漁業振興等々の面で甘く見ている点もあるんですけども、そういう点を含めまして、トータルでいい枠組みをつくっていただきたいなというふうに思います。

町長（片野 武君） 先ほども申しあげましたように、この会計そのものの根本から考える時期にあるいはあるのかなと、こんなことも視野の中に入れながら、海の財産区の委員の皆さんとも協議をさせていただきたいと思っていますから、しばらく時間をいただきたいと思っています。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第83号 平成15年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第84号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算  
（第1号）について

議長（太田長八君） 日程第5 議案第84号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、議案第84号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特

別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から 1,885万 8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算をそれぞれ4億 6,904万 2,000円といたすものであります。

歳入の主な内容を申し上げますと、地域新エネルギー導入促進対策費補助金及び電気事業債のそれぞれを補助対象事業である電力負担金に変更が生じたことにより減額措置をさせていただくものであります。

なお、新たにグリーン電力基金より 1,000万円の助成金の採択をいただきましたので、計上いたしました。

次に、歳出の主な内容を申し上げますと、ただいま歳入でも述べましたとおり、補助対象事業である電力負担金が減額となりましたので補正措置をいたしました。また、ライトアップ施設整備工事につきましては、今後、風車の稼働状況の実績と事前の風況調査のデータとの比較など詳細に検討した後、風車周辺整備等をあわせて取り組むことといたしましたので減額措置とさせていただきます。

詳細につきましては企画調整課長より説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） それでは、ただいま提案されました平成15年度議案第84号 東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、概要を説明いたします。

議案第84号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,885万 8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億 6,904万 2,000円といたします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によります。

なお、概要説明は款項の区分で説明させていただきます。

4ページをお開きください。

始めに、歳入について申し上げます。

2款繰入金につきましては、68万 2,000円を減額措置いたしました。内容につきましては

1 項一般会計繰入金の減でございます。

次に、3 款繰越金につきましては、前年度繰越金として1万 5,000円の減額措置といたしました。

次に、4 款諸収入につきましては、1 項雑入として 190万 9,000円の増額となりましたが内容につきましては、地域新エネルギー導入促進対策費補助金の対象事業費が減額となったことにより 809万 1,000円の減額となり、また新たにグリーン電力基金より助成金 1,000万円の採択をいただきましたので、予算計上したものです。

5 ページをごらんください。

次に、5 款1 項町債につきましては、起債対象事業費が減額となり、また新たに起債の控除財源となるグリーン電力基金助成金が採択されましたので、2,010万円の減額となりました。

6 ページをお開きください。

次に歳出ですが、同じく款項の区分で説明させていただきます。

1 款2 項風力発電事業費につきましては、1,844万 7,000円の減額措置といたしました。主な内容といたしましては、ライトアップ施設整備工事について、風力発電事業として収益が確保された後に再度検討することとし、今回減額措置をいたしました。また、電力負担金につきましては当初 2,205万円を計上しておりましたが、東京電力と協議の結果、最終の町の負担が 382万 7,000円と決定いたしましたので、1,822万 3,000円の減額措置をいたしました。また、今回新たに風力発電基金として 610万円を計上いたしました。

7 ページをごらんください。

2 款1 項公債費につきましては、平成14年度の許可債の借り入れが終了し、借り入れ利率等が決定したため、41万 1,000円の減額措置といたしました。

2 ページへお戻りください。

第2 表 地方債補正ですが、これにつきましても対象事業費の減額及び控除財源の増額によるものであり、2,010万円の減額措置といたしました。

3 ページをごらんください。

この歳入歳出事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してございます。

補正額の財源内訳につきましては、地方債及び一般財源がそれぞれ 2,010万円及び66万 7,000 円の減額となり、その他財源が 190万 9,000円の増額となっております。

以上、まことに簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 1点お伺いしたいんですけども、4ページ、4款雑収入の関係ですけれども、地域新エネルギー導入促進対策費補助金の範囲が変わったということで減額になって、3節でグリーン電力基金助成金ができたということですが、この助成金の性格、内容。これは単年度であるかどうかということ。また、今後の継続性とか、それを充てなければならぬ財源としての目的性というものはあるのか。そういう点を含めてわかっている範囲でお答えいただきたいと思います。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） グリーン電力基金につきましては、自然エネルギー普及を応援するための基金ということで、二酸化炭素の排出抑制と環境保全への貢献を希望する個人あるいは法人からの寄付金と、東京電力からの寄付金を財団法人広域関東圏産業活性化センターが受け入れまして、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギー発電設備への助成金として交付されるものです。これは単年度でございます。今年だけです。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第84号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第85号 平成15年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）について

議長（太田長八君） 日程第6 議案第85号 平成15年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 議案第85号 平成15年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第

3号)について、提案理由を申し上げます。

先日の行政報告でも申し上げましたが、水道事業を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況となっております。今回の補正は、このような厳しい状況の中での補正予算編成であります

最初に、予算第3条に定める収益的収入及び支出のうち、収入について765万5,000円の減額補正を行い、総額を4億8,603万7,000円にいたすものでございます。

主な内容は、給水収益におきまして996万8,000円の減額補正を行い、給水収益の予算総額を4億6,003万2,000円といたします。簡易水道収益におきましては、207万2,000円の追加補正を行いましたが、給水収益の減額分を補うことはできませんでした。

支出につきましては27万9,000円の追加補正を行い、支出総額を4億7,966万5,000円といたします。主な内容は、営業費用関係では530万4,000円の減額補正となっておりますが、特別損失におきまして、不納欠損処理予定額を計上いたしました結果、追加補正となっております。この結果、税引き後の当年度末予定損益計算書では、利益予定額が137万5,000円となり、当初予算と比べて大幅な減益となる予定でございます。

また、予算第4条に定める資本的収入及び支出については、収入において大川簡易水道の災害復旧に伴う国庫補助金758万1,000円を補正いたしまして、総額を778万3,000円といたすものでございます。

支出におきましては、建設改良費を200万円追加補正し、総額を1億6,288万9,000円といたします。これに伴いまして補てん財源の組み替えを行います。さらに債務負担行為の補正、人事院勧告に伴う職員給与等の減額補正、棚卸資産購入限度額の補正を行うものであります。

詳細につきましては水道課長から説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 水道課長。

水道課長(田中輝知君) それでは、ただいま提案されました議案第85号 平成15年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

(総則)

第1条 平成15年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

(業務の予定量)

第2条 平成15年度東伊豆町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第2号中「431万1,000立方メートル」を「408万9,000立方メートル」に改め、同条第3号中「1万1,811立方メートル」を「1万1,172立方メートル」に改めます。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

初めに、収入であります。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款水道事業収益4億9,369万2,000円から765万5,000円を減額補正し、合計4億8,603万7,000円に、第1項営業収益4億8,938万1,000円から796万6,000円を減額補正し、合計4億8,141万5,000円に、第2項営業外収益431万1,000円に31万1,000円を追加補正し、合計462万2,000円とします。

次に、支出であります。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款水道事業費用4億7,938万6,000円に27万9,000円を追加補正し、合計4億7,966万5,000円に、第1項営業費用4億1,171万2,000円から530万4,000円を減額補正し、合計4億640万8,000円に、第2項営業外費用6,717万3,000円に8万9,000円を追加補正し、合計6,726万2,000円に、第3項特別損失1,000円に594万4,000円を追加補正し、合計559万5,000円といたします。

2ページをお開きください。

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「1億6,068万7,000円」を「1億5,510万6,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「6,840万6,000円」を「6,282万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

始めに、収入についてであります。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款資本的収入20万2,000円に758万1,000円を追加補正し、778万3,000円とします第3項補助金に、新たに758万1,000円を計上するものでございます。

次に、支出であります。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款資本的支出1億6,088万9,000円に200万円を追加補正し、合計1億6,288万9,000円とします。第1項建設改良費1億1,841万3,000円に200万円を追加補正し、1億2,041万3,000円とします。

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為の変更は、「第1表債務負担行為補正」により

ます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第6条第1号に定めた経費の予定額を次のとおり改めます。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

1号職員給与費 9,581万 8,000円から 128万 9,000円を減額補正し、合計 9,452万 9,000円とします。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第7条中「1,701万 8,000円」を「1,711万 5,000円」に改めます。

補正の内容につきましては、参考資料をもとに説明させていただきます。

9ページをお開きください。

9ページから10ページにかけては、収益的収入及び支出についてであります。

始めに、給水収益におきましては、996万 8,000円の減額をし、4億 6,003万 2,000円とします。

簡易水道収益におきましては、207万 2,000円を追加し、2,007万 2,000円とします。これらの補正が第2条に定めた業務量の予定表に反映されております。上水道の予定給水量 413万 9,000立方メートルを 392万 1,000円に、21万 8,000立方メートル、簡易水道におきまして 4,000立方メートル、合わせて22万 2,000立方メートルを減じ、給水予定量を 408万9,000立方メートルにするものでございます。

次に、受託給水工事収益ですが、10月までの実績をもとに38万円の減額補正をいたします。その他営業収益では、材料売却収益31万円を追加補正するものでございます。

営業外収益では、雑収益を31万 1,000円追加補正するものであります。これは工事関係の補償金等が入金した関係での補正でございます。

水道事業収益では、765万 5,000円を減額し、4億 8,603万 7,000円にしております。

次に、支出についてであります。

始めに、各項の給与関係は人事院勧告に基づく減額措置でありますので、説明は省略させていただきます。

始めに、原水及び浄水費では、通信費を増額補正し、委託料を60万 5,000円、修繕料50万円及び動力費 150万円を減額補正し、総額 157万 3,000円の減額補正となっております。

次に、配水及び給水費では、燃料費を1万 7,000円、動力費を 137万 7,000円増額し、修繕料 230万円を減額補正し、総額で 135万円の減額補正といたします。

補正内容の大きなものは、新稲取系の動力費が予想以上に伸びております。しかし修繕料では、本管等の修理の予定が10月までにありませんでしたので、一部を減額補正しておりま

す。

簡易水道事業費用におきましては、新しい大川浄水場の薬品費 8万 5,000円を補正するものでございます。

総係費では、総額 246万 1,000円の減額となっております。主なものは、管路作成が来年度以降になるため、今年度予定していたものを減額して、主に賃借料を減額するものでございます。

次に、営業外費用でございます。今回の補正に伴い、消費税の変更があった関係で、その補正をするものでございます。

次に、特別損失につきましては、549万 4,000円を補正いたしました。これは5年の時効に伴う過年度損益勘定修正分の予定額であります。内容は、上水道で96件、546万 8,627円簡易水道で6件、2万 5,240円、合計で549万 3,867円ですので、549万 4,000円の補正となっております。主なものは、協賛分が400万円余を占めております。

11ページをごらんください。

資本的収入ですが、大川簡易水道災害復旧工事の補助金で、査定額 1,516万 2,000円の2分の1の758万 1,000円を計上してあります。

資本的支出の建設改良費の調査費ですが、今後の工事予定の設計委託費を計上してあります。

3ページにお戻りください。

債務負担行為の補正についてであります。これは、当初10月に導入を予定しておりました機器の導入内容の変更に伴うものでございます。10月には機器及び予算編成システムを導入し、来年2月に会計、固定、企業債、貯蔵品システムを導入するとともに、リース期間の変更に伴うものでございます。

今回の補正で予定利益は大幅に減少しております。予定貸借対照表に書かれてありますように、予定準備費 137万 5,000円を予定しております。これは先ほども町長が述べたとおりでございます。

当初予算におきましては、当年度純利益として 1,041万 3,000円を予定しておりましたが900万円余の減となっております。今後の収入及び支出の状況によってはかなり違ってまいります。現時点での予想でありますことを申し添えます。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第85号 平成15年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 同意案第10号 東伊豆町固定資産評価員の選任について同意を求め  
る件について

議長(太田長八君) 日程第7 同意案第10号 東伊豆町固定資産評価員の選任について同意を求める件についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) それでは、同意案第10号 東伊豆町固定資産評価員の選任について。

下記の者を東伊豆町固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 賀茂郡河津町見高2295番地の216

氏 名 西 川 眞 人

生年月日 昭和22年8月7日

提案理由を申し上げます。

11月1日付の人事異動により、西川真人氏を税務課長に任命いたしましたので、固定資産評価員にお願いするものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、同意案第10号 東伊豆町固定資産評価員の選任について同意を求める件についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第8 陳情・要望書の審査について

議長(太田長八君) 日程第8 陳情・要望書の審査についてを議題といたします  
本件について、審査を付託した第一常任委員長の報告を求めます。

12番、定居利子さん。

(12番 定居利子君登壇)

12番(定居利子君) それでは、審査の結果を報告させていただきます。

平成15年12月17日。東伊豆町議会議長、太田長八様。第一常任委員会委員長、定居利子。

#### 陳情・要望等審査報告書

本委員会に付託された陳情書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条第1項の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果。

345、平成15年12月15日、「浜岡原発震災を未然に防ぐための陳情」、不採択。

以上のとおりです。よろしく願いいたします。

議長(太田長八君) ただいま第一常任委員長より報告のありました陳情・要望書審査報告書についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情・要望書等審査報告書について採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。陳情・要望書の審査報告については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、陳情・要望書の審査報告に

については委員長報告のとおり決しました。

次に、同じく陳情・要望書の審査について、審査を付託した第二常任委員長の報告を求めます。

6番、鈴木勉さん。

(6番 鈴木 勉君登壇)

6番(鈴木 勉君) 審査の結果を報告させていただきます。

平成15年12月17日。東伊豆町議会議長、太田長八様。第二常任委員会委員長、鈴木勉。

#### 陳情・要望等審査報告書

本委員会に付託された要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条第1項の規定により報告します。

受理番号、344。付託年月日、平成15年12月15日。件名、「東伊豆町地域経済振興・住民福祉対策事業に係わる事業費」の助成について。審査の結果、継続審査。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長(太田長八君) ただいま第二常任委員長より報告のありました陳情・要望書審査報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情・要望書の審査報告について採決いたします。

本件に対する委員長報告書は継続審査であります。陳情・要望書の審査については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、陳情・要望書の審査報告については委員長報告のとおり決しました。

---

日程第9 平成15年度第一常任委員会研修視察報告について

日程第10 平成15年度第二常任委員会研修視察報告について

議長(太田長八君) 日程第9 平成15年度第一常任委員会研修視察報告について

日程第10 平成15年度第二常任委員会研修視察報告についてを一括議題といたします。

各常任委員会の研修視察報告書につきましては、お手元に配付いたしましたとおりであります

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま一括上程され議題となっております平成15年度第一常任委員会研修視察報告について、平成15年度第二常任委員会研修視察報告についてを採決いたします。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

---

#### 日程第11 第二常任委員会の閉会中の所管事務調査申出書について

議長(太田長八君) 日程第11 第二常任委員会の閉会中の所管事務調査申出書についてを議題といたします。

第二常任委員長から会議規則第73条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(太田長八君) 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

内容としては、議会運営に関する事、会議規則・委員会条例に関する事、議長の諮問に関する事、以上3点です。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会運営委員会の所管事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し、平成16年第1回定例会までに調査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の所管

事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し、調査をすることに決定いたしました

---

閉会の宣告

議長（太田長八君） これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成15年第4回東伊豆町議会定例会を閉会いたします。

皆様、どうも御苦労さまでした。

（午前11時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

平成十五年 第四回〔十二月〕定例会  
東伊豆町議会会議録